

令和4年度 土木部事業概要

鹿児島県土木部



目 次

I	社会基盤整備の基本的な考え方	1
II	防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策	2
III	施策の体系（令和4年度）	3
IV	令和4年度当初予算の概要	4
V	令和4年度の重点施策	5
VI	令和4年度の主要施策	10
VII	土木行政の推進	
1	電子入札について	19
2	公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）への対応について	19
3	建設業における働き方改革の推進について	20
4	公共土木施設の老朽化対策について	20
5	防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策について	20
6	防災・減災対策のためのソフト施策の充実について	21
	(1) 水防災意識社会再構築協議会	
	(2) 流域治水協議会	
	(3) 土砂災害警戒区域等の指定	
	(4) 宅地防災対策の促進	
7	建築物の耐震化の促進について	23
	(1) 県建築物耐震改修促進計画の改定	
	(2) 大規模建築物の耐震化の促進	
	(3) 住宅の耐震化の促進	
	(4) ブロック塀等の安全対策	
8	空き家対策の推進について	25

9	新型コロナウイルス感染症に係る主な取組について・・・・・・・・・・	25
	(1) 港湾空港関係	
	(2) 住宅関係	
	(3) 公共事業関係	
VIII	令和4年度事業計画・・・・・・・・・・	27
IX	資料・・・・・・・・・・	57

I 社会基盤整備の基本的な考え方

1 重点事業と地域密着型事業

県においては、「今後の社会基盤整備のあり方」に基づき、事業を「重点事業」と「地域密着型事業」に区分し、メリハリをつけた社会資本の整備に努めている。

(1) 重点事業（土木部関係分）

「人やモノの交流を支える陸海空の交通ネットワークの形成」や「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業を重点事業として位置づけ、集中的な整備に努める。

① 「人やモノの交流を支える陸海空の交通ネットワークの形成」を図る事業

- ア 高規格道路，一般広域道路の整備
- イ 離島幹線道路の整備
- ウ 重要港湾の整備

② 「安心・安全な県民生活を実現する強靱な県土づくり」を図る事業

- ア 甚大な被害（浸水災害，土砂災害）が発生した地域や老人福祉施設等を保全する河川や砂防等の災害防止施設の整備
- イ 自然災害を未然に防止する河川の寄洲除去
- ウ 災害発生時においても主要防災拠点間の道路網を確保する道路施設の防災対策
- エ 警戒避難体制を支援する防災情報の提供
- オ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策

(2) 地域密着型事業

関係市町村との意見交換等を踏まえ，優先度による峻別と重点化を進め，地域にとって真に必要な社会基盤の整備を進める。

2 令和4年度当初予算の状況

区 分		対前年度当初比
公 共 事 業（土木部）		100%
重 点 事 業		95%
交通ネットワークの形成		95%
安心・安全な県土づくり		96%
地 域 密 着 型 事 業		107%

Ⅱ 防災・減災，国土強靱化のための５か年加速化対策

令和２年12月に閣議決定された「防災・減災，国土強靱化のための５か年加速化対策」について，２年目分の予算が令和３年度補正予算に確保されたところであり，引き続き集中的に取り組む。

１ 防災・減災，国土強靱化のための５か年加速化対策の概要

(1) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

① 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・流域治水対策（河川，下水道，砂防，海岸など）
- ・港湾における津波対策
- ・地震時等に著しく危険な密集市街地対策 など

② 交通ネットワーク・ライフラインを維持し，国民経済・生活を支えるための対策

- ・高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化
- ・高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策
- ・市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策 など

(2) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

- ・河川管理施設・道路・港湾・空港等の老朽化対策
- ・老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策 など

(3) 国土強靱化に関する施設を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

① 国土強靱化に関する施設のデジタル化

- ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策
- ・ITを活用した道路管理体制の強化対策 など

② 災害関連情報の予測，収集・集積・伝達の高度化

- ・河川，砂防，海岸分野における防災情報等の高度化対策 など

〈事業規模〉概ね１５兆円程度

２ 本県の防災・減災，国土強靱化事業費（土木部関係）

（県配分額，百万円）

	３か年緊急対策				５か年加速化対策		
	H30補正	R1当初	R2当初	合 計	R2補正	R3補正	合 計
県事業	5,460	8,125	6,942	20,527	26,524	15,485	42,010
直轄負担金	407	1,197	1,614	3,217	3,213	2,611	5,824
合 計	5,867	9,322	8,556	23,745	29,737	18,096	47,834

Ⅲ 施策の体系（令和４年度）

《かごしま未来創造ビジョンから土木部関連分を抜粋》



は、重点施策が含まれる項目

IV 令和4年度当初予算の概要

1 当初予算額

単位：千円，％

区 分	4年度当初予算額	前年度比
一般会計	93,137,365	99.1
特別会計	6,890,066	108.8
総 計	100,027,431	99.7

<主な内訳>

(一般会計)	公 共 事 業	58,015,767千円	(100.0%)
	県単公共事業	15,335,039千円	(100.0%)
	災害復旧事業	7,881,391千円	(97.6%)
	その他の事業	11,905,168千円	(94.9%)
(特別会計)	公共土木用地取得先行事業	131,475千円	(69.8%)
	港湾整備事業	6,758,591千円	(110.0%)

2 債務負担行為

一 般 会 計	13,293,313千円
特 別 会 計	0千円

V 令和4年度の重点施策

【安心・安全な県民生活の実現】

〈強靱な県土づくりと危機管理体制の強化〉

1 緊急輸送道路等の整備 9,589,079千円

災害発生時における道路交通の機能を確保するため、緊急輸送道路等の整備を行う。

- ・ 実施箇所 国道226号 笠沙道路，久志拡幅
国道504号 西光寺拡幅など

2 橋梁の耐震補強 625,060千円

緊急車両等の通行を確保するため、橋梁の耐震補強を行う。

- ・ 実施箇所 県道伊関国上西之表港線 湊橋（西之表市）など

3 道路補修事業（長寿命化対策） 2,199,760千円

橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化に対して、計画的な点検及び補修を行う。

- ・ 実施箇所 国道269号 森田橋（曾於市），神之川大橋（錦江町）
県道玉取迫鹿児島港線 和田トンネル

4 河川改修事業（浸水対策） 1,153,000千円

沿川に資産が集積している都市河川やこれまでに大きな浸水被害を受けた河川の抜本対策を行う。

- ・ 対象河川 新川，稻荷川，郡山甲突川，万之瀬川，雄川，神之川，別府川，山田川，綿打川

5 県単河川等防災事業（寄洲除去） 1,600,000千円

河川の氾濫を未然に防止するため，着実に寄洲の除去を行う。

- ・ 実施箇所 南九州市万之瀬川，霧島市郡田川，垂水市本城川，大崎町菱田川，南種子町鹿鳴川，徳之島町下田川，和泊町石橋川など

6 総合流域防災事業（砂防事業等調査） 524,000千円

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うため，土砂災害の被害を受けるおそれがある箇所の調査を行う。

- ・ 実施箇所 枕崎市，出水市，霧島市など

- 7 火山砂防事業 1,096,200千円
- 火山地域の荒廃溪流において、土砂流出による災害から人家、耕地等を守るため、砂防堰堤や護岸工等の整備を行う。
- ・ 実施箇所 いちき串木野市栗山迫川，
屋久島町金ヶ迫1，伊佐市牛尾川など
- 8 急傾斜地崩壊対策事業 2,172,975千円
- がけ崩れによる土砂災害から住民の生命を守るため、擁壁工，法面工などの急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。
- ・ 実施箇所 鹿児島市大峯3，姶良市小川内，曾於市渡辺団地
錦江町城ヶ崎，西之表市浦田，龍郷町戸口
宇検村下朝戸，瀬戸内町西古見など
- 9 港湾海岸高潮対策事業（老朽化対策） 321,382千円
- 海岸保全施設について、予防保全型の維持管理を行うため、長寿命化計画に基づいた老朽化対策工事を実施する。
- ・ 実施箇所 十島村中之島港海岸，瀬戸内町古仁屋港海岸など
- 10 港湾施設改良費統合補助事業 1,387,622千円
- 港湾施設について、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの抑制を図るため、長寿命化計画に基づいた老朽化対策工事を実施する。
- ・ 実施箇所 波見港，島間港，与論港など
- 11 建築物耐震化促進事業 111,108千円
- 大規模な地震に備えて県民の生命等の安全性を確保するため、法律で耐震診断を義務づけられた大規模建築物の耐震改修等費用の一部を助成する。
- ・ 対象建築物 昭和56年以前に建築された，3階以上かつ延べ
面積5,000㎡以上のホテル・旅館，百貨店，店舗
など

【快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造】

〈人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成〉

- 12 直轄道路事業 6,303,980千円
- 〔 広域的な交流ネットワークを形成する高規格幹線道路である東九州自動車道や南九州西回り自動車道の整備をはじめ、国が行う道路改築事業等に負担金を支出する。〕
- ・ 実施箇所 東九州自動車道 志布志IC～県境間
南九州西回り自動車道 阿久根川内道路、芦北出水道路 など
- 13 主要幹線道路の整備 11,553,595千円
- 〔 地域間の交流・連携の強化、産業や観光の振興のほか、地域の安心・安全を確保するため地域高規格道路等の整備を行う。〕
- ・ 実施箇所 国道504号 広瀬道路
県道志布志福山線 志布志道路
県道鹿屋吾平佐多線 大中尾工区など
- 14 臨港道路（鴨池中央港区線）の整備 1,370,775千円
- 〔 鹿児島港における港湾物流の円滑化とともに、臨海部及びクルーズ船寄港時のマリンポートかごしま周辺の渋滞緩和を図るため、臨港道路の整備を推進する。〕
- 15 志布志港国際バルク戦略港湾の整備 827,750千円
- 〔 志布志港において、飼料穀物の効率的な輸入に向けた船舶の大型化に対応するため、国際バルク戦略港湾としての整備を推進する。〕
- 16 川内港国際物流ターミナルの整備 350,650千円
- 〔 木材輸出やコンテナ物流の機能強化を図るとともに、大規模自然災害発生における緊急物資等の輸送拠点を確保するため、国際物流ターミナルの整備を推進する。〕
- 17 屋久島空港滑走路延伸調査事業 120,000千円
- 〔 ジェット機就航に必要な滑走路2,000mの延伸の事業化に向けて、環境影響評価の手続きや基本設計を行う。〕

〈個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり〉

- 18 街路の整備 1,374,500千円
〔 都市交通の円滑化と良好な都市環境の形成を図るための街路及び歩道等の整備を行う。 〕

【個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進】

〈個性を生かした地域づくり〉

- 19 かごしま空き家活用促進事業 3,736千円
〔 学生による住民とのワークショップを実施し、地域のニーズに合わせた空き家活用策の情報発信などにより、地域活性化に資する空き家活用を促進する。 〕

- 20 空き家対策啓発等支援事業 2,216千円
〔 市町村の要請に応じた専門家の派遣や、市町村担当者向け研修会の開催などにより、市町村の空き家対策の取組を促進する。 〕

〈つながる地域の力「共生・協働かごしま」の実現〉

- 21 ふるさとの道サポート推進事業 12,804千円
〔 地域住民等による自主的な道路の清掃美化活動を推進するため、ボランティア（ふるさとの道サポーター）の活動を支援・奨励する。 〕

- 22 みんなの水辺サポート推進事業 21,623千円
〔 地域住民等による自主的な河川・海岸の清掃美化活動を推進するため、ボランティア（みんなの水辺サポーター）の活動を支援・奨励する 〕

【多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出】

〈地域産業の振興を支える人材の確保・育成〉

23 建設産業担い手確保・育成・定着促進事業 27,134千円

〔 建設産業が持続的に「地域の守り手」としての役割を果たせるよう、性別，国籍に関係ない多様な担い手の確保・育成・定着を図る。 〕

【持続可能な行財政運営】

〈持続可能な行財政構造の構築〉

24 公営企業会計移行事業 6,000千円

〔 港湾整備事業特別会計において，経営状況を的確に把握し，将来にわたって安定的な経営ができるよう公営企業会計への移行作業に着手する。 〕

VI 令和4年度の主要施策

1 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現

(1) 高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成

① 高齢者の健康づくりと社会参加の促進

事業名	4年度当初予算額	事業内容
高齢者あんしん住まい整備事業（公共）	32,813千円	高齢者が安心して居住できる住宅の供給を促進するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用の一部を助成する。

(2) 障害者等の個性と能力を生かせる社会の形成

① 障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり

事業名	4年度当初予算額	事業内容
人にやさしい道づくり事業（県単公共）	110,000千円	すべての人々が安全かつ快適に通行できるよう歩道の段差解消や勾配の改善等を行う。

(3) 誰もが役割を持ち、支え合い、尊重される社会の形成

① 生活困窮者等の自立を包括的に支援する体制の構築

事業名	4年度当初予算額	事業内容・箇所等
県営住宅建設事業（公共）	451,230千円	住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸する住宅を供給するため、県営住宅を整備する。 【原良団地（鹿児島市）など】
既設県営住宅改善事業（公共）	1,593,292千円	既設県営住宅の安全性の確保や居住性の向上を図るため、外壁改修や老朽化した設備の改善、バリアフリー化などの住戸改善を行う。 【立野団地（日置市）など】

2 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生

(1) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

① 温室効果ガス排出削減対策等の推進

事業名	4年度当初予算額	事業内容
カーボンニュートラルポート形成計画の策定	5,170千円	川内港における温室効果ガスの現状及び削減目標、講じるべき取組等を取りまとめたカーボンニュートラルポート形成計画を策定する。

(2) 自然と共生する地域社会づくり

① 多様な自然環境の保全・再生

事業名	4年度当初予算額	事業内容・箇所等
合併処理浄化槽整備促進事業（県単公共）	246,240千円	浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業を実施する市町村に対して助成する。 【鹿児島市など40市町村】
公共下水道施設整備促進事業（県単公共）	18,050千円	公共下水道の整備を行う市町村に対して助成する。 【南さつま市など2市】
農業・漁業集落排水事業（公共，県単公共）	509,487千円	農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備を行う市町村に対して助成を行う。 【大和村など18市町村】
流域別下水道整備総合計画事業（公共）	18,000千円	八代海において，下水道整備に関する基本計画である流域別下水道整備総合計画を策定するため，水環境の調査等を行う。 【八代海沿岸一円】

3 安心・安全な県民生活の実現

(1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

① 防災・減災対策，国土強靱化の充実強化

主な事業名	4年度当初予算額	事業内容・箇所等
災害防除事業（公共）	559,050千円	道路への落石や斜面崩壊等の危険箇所に対して防災対策を実施し，交通の安全を確保する。 【国道269号南大隅町根占辺田など】
特定交通安全施設等整備事業（公共）	81,944千円	緊急輸送道路や交通途絶が予想される箇所などにおいて，道路利用者へ通行規制等の情報を提供するため，道路情報提供装置を整備する。 【県道霧島公園小林線霧島市霧島田口など】

主な事業名	4年度当初予算額	事業内容・箇所等
電線共同溝整備事業（公共）	366,470千円	安全で快適な通行空間の確保，良好な景観・住環境の形成，災害の防止，情報通信ネットワークの信頼性向上等を目的とした電線地中化を進める。 【県道鹿児島東市来線武町工区，県道知名沖永良部空港線和泊工区，与論島循環線茶花工区など】
直轄火山砂防事業（公共）	419,534千円	火山噴出物の土砂流出等による災害から人命，財産等を守るために，国が行う桜島砂防事業に負担金を支出する。 【鹿児島市持木川など】
直轄港湾海岸改修事業（公共）	154,000千円	防災機能の強化とともに，地域活性化の核となる魅力ある海浜空間創造として，国が行う指宿港海岸の海岸事業に負担金を支出する。

(2) どこよりも安全で安心して暮らせる地域社会づくり

① 交通事故の少ないまちづくりの推進

事業名	4年度当初予算額	事業内容・箇所等
通学路の整備（公共，県単公共）	4,937,248千円	事故発生危険性の高い通学路における道路の整備を行う。 【県道小山田谷山線山田工区，県道串木野樋脇線市比野工区，県道布計山野線山野工区など】
交通安全施設等整備事業（公共，県単公共）	1,981,390千円	路面標示の補修や通学路の緊急合同点検箇所等の交通安全対策など 【国道504号市成工区，県道末吉財部線深川工区，国道448号柏原工区，国道58号戸口工区，県道伊仙天城線糸木名工区，県道下平川内城線久志検工区など】

4 快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造

(1) 人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成

① 主要幹線道路等の整備

主な事業名	4年度当初予算額	事業内容・箇所等
島原・天草・長島架橋基礎調査	9,146千円	島原・天草・長島架橋構想を実現する上で必要となる基礎資料を得るための基礎的調査を行う。

② 港湾施設の整備

主な事業名	4年度当初予算額	事業内容・箇所等
直轄港湾事業	2,374,850千円	国内外の海上輸送ネットワークの拠点としての機能を強化するため，国が行う鹿児島港などの港湾事業に負担金を支出する。
重要港湾の整備（公共等）	3,160,980千円	国内外の海上輸送ネットワークの拠点としての機能を強化するため，志布志港など重要港湾の整備を行う。
地方港湾の整備（公共）	4,158,850千円	地域産業の振興や離島・奄美地域における定期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するため，鹿屋港，宮之浦港，亀徳港等の整備を行う。

③ 空港の機能向上

主な事業名	4年度当初予算額	事業内容・箇所等
離島空港の整備 (公共)	698,250千円	航空機の安全運航を確保するため、種子島空港、奄美空港、徳之島空港において滑走路端安全区域の拡張を行うとともに、喜界空港等において空港施設の機能保持・向上のための整備を行う。

(2) 個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり

① 活力あるまちづくり

主な事業名	4年度当初予算額	事業内容・箇所等
公園整備事業（公共）	376,959千円	県民のレクリエーション活動や自然とのふれあいなど、多様なニーズに対応するため、都市公園の整備を行う。 【北薩広域公園(さつま町)など】
県単公園整備事業 (県単公共)	63,000千円	都市公園の安全確保のため老朽化した施設の改修等を行う。

5 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進

(1) 移住・交流の促進と関係人口の創出・拡大

① 移住・交流の促進

事業名	4年度当初予算額	事業内容
空き家活用セーフティネット住宅改修事業（公共）	5,250千円	空き家を賃貸住宅として利用するための改修工事を行い、高齢者や移住者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する所有者等に対し、市町村が補助する改修費の一部を助成する。

6 多様で魅力ある奄美・離島の振興

(1) 島々の魅力を生かした奄美・離島の振興

① 島々の暮らしを支える環境の整備

事業名	4年度当初予算額	事業内容
奄美・離島地域の道路の整備（公共，県単公共）	5,019,854千円	奄美，離島地域の生活の基盤となる道路の整備を行う。 【国道58号おがみ山バイパス，県道西之表南種子線安城工区，県道手打蘭牟田港線芦浜工区，県道片泊大里港線片泊工区など】

(2) 離島の交通ネットワークの形成

① 離島の交通基盤の整備

主な事業名	4年度当初予算額	事業内容・箇所等
直轄港湾事業（再掲）	177,200千円	大規模自然災害発生時における緊急物資等の海上からの輸送ルートを確保するため，国が行う西之表港，名瀬港の港湾事業に負担金を支出する。
重要港湾の整備（再掲）	1,241,200千円	地域産業の振興や離島・奄美地域における定期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するため，西之表港，名瀬港の整備を行う。
地方港湾の整備（再掲）	3,877,740千円	地域産業の振興や離島・奄美地域における定期船等の安全かつ安定的な接岸を確保するため，宮之浦港，亀徳港等の整備を行う。
離島空港の整備（再掲）	698,250千円	航空機の安全運航を確保するため，種子島空港，奄美空港，徳之島空港において滑走路端安全区域の拡張を行うとともに，喜界空港等において空港施設の機能保持・向上のための整備を行う。

7 観光の「稼ぐ力」の向上

(1) 魅力ある癒やしの観光地の形成

① 地域の観光資源の活用及び創出等

事業名	4年度当初予算額	事業内容
鹿児島港本港区エリアまちづくり事業	3,057千円	鹿児島港本港区エリアのまちづくりについて、ドルフィンポート跡地の暫定活用を図る。

8 企業の「稼ぐ力」の向上

(1) 県産品の国内外マーケットへの戦略的な展開

① 海外市場の開拓と販路拡大

事業名	4年度当初予算額	事業内容
国際物流港湾形成促進事業	1,664千円	国内外の船会社・荷主・物流事業者等に対して志布志港及び川内港の利用促進を図る。
志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業	4,500千円	志布志港・川内港の更なる利用促進を図るため、荷主企業が行うコストやリードタイムの検証などの運送実験に係る経費の一部を支援する。

9 デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上

(1) 行政のデジタル化

事業名	4年度当初予算額	事業内容
公共事業支援統合情報システム導入推進事業	122,617千円	公共事業における受発注者の入札手続等の効率化や透明性の向上を図るため、市町村と共同で構築した電子入札システムを運用するとともに、電子納品の推進を図る。

10 新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策

事業名	4年度当初予算額	事業内容
かごしまの未来を創る現場人応援事業	20,000千円	新型コロナウイルスの影響により、やむなく失業した方などの生活を守るため、建設業が雇用の受け皿となるべく必要な施策を実施 ・刈払機取扱作業等の安全衛生教育を受講させた場合の費用の一部助成 ・建設業へ新たに入職した方が作業員として活躍できる知識を身につけるためのWeb研修の実施
離島におけるサーモグラフィー設置事業	46,652千円 (港湾：17,976千円) (空港：28,676千円)	県管理の港湾・空港において、サーモグラフィーによる検温等を実施する。
かごしま建築BIM促進事業	2,994千円	公共建築工事におけるBIM導入に向けた環境整備等を進めることにより、県内建築企業へBIM導入を促し、BIM活用による県内建築企業の競争力向上及びリモートワークの推進等を図る。
県単河川等防災事業（台帳整備・交付金）	28,000千円	これまで整備してきた河川管理施設の諸元や機能を把握するために作成している河川現況台帳等について、電子化及びシステム化を行い、本庁と出先間の情報共有を図ることにより、災害時の迅速な対応の確保など、施設の適正な維持管理に資する。
県単砂防等（台帳整備・交付金）委託（合併）	12,292千円	これまで整備してきた砂防施設及び急傾斜地崩壊防止施設の諸元や機能を把握するために作成している台帳について、電子化及びシステム化を行い、本庁と出先間の情報共有を図ることにより、災害時の迅速な対応の確保など、施設の適切な維持管理に資する。

(参考) 道路建設事業の内容・箇所等

○ 高規格幹線道路の整備

路 線 名	区 間	距 離	整 備 状 況 等
九 州 縦 貫 自 動 車 道	北九州市～ 鹿児島市 (宮崎市)	428km 〔 県 域 67km 〕	全線4車線以上供用済
東 九 州 自 動 車 道	北九州市 ～ 鹿児島市	約436km 〔 県 域 約91km 〕	加治木JCT～志布志IC間(82.6km)：供用済(暫定2車線) ※鹿屋串良JCT～志布志IC間(19.2km)：令和3年7月17日供用 ※加治木JCT～隼人東IC間(約7.3km)の4車線化 ：事業中 志布志IC～県境間(8.1km)：事業中
南 九 州 西 回 り 自 動 車 道	八代市 ～ 鹿児島市	約140km 〔 県 域 約90km 〕	鹿児島IC～薩摩川内水引IC間(46.2km)：供用済(暫定2車線) ※伊集院IC～美山IC間(6.1kmのうち約2.3km)の4車線化 ：事業中 阿久根川内道路(22.4km)：事業中 出水阿久根道路(14.9km)：供用済(暫定2車線) 芦北出水道路(7.8km)：事業中

○ 地域高規格道路の整備

北 薩 横 断 道 路	霧島市 ～阿久根市	64km	溝辺道路(約14km)：事業中 野坂IC～さつま広橋IC間(10.6km)：供用済 広瀬道路(6.0km)：事業中 宮之城道路(約10km)：事業中 さつま泊野IC～高尾野IC間(14.5km)：供用済 阿久根高尾野道路(8.9km)：事業中
都城志布志道路	宮崎県都城市 ～志布志市	44km 〔 県 域 22km 〕	末吉道路(2.9km)：供用済 末吉IC～有明東IC間(12.6km)：供用済 有明志布志道路(3.6km)：供用済 志布志道路(3.2km)：事業中
鹿 児 島 東 西 幹 線 道 路	鹿児島市 ～鹿児島市	6km	鹿児島東西道路(3.4km)：事業中 ※鹿児島IC～建部IC間(2.2km)：供用済 高麗本通線以东(約3km)は未着手
鹿 児 島 南 北 幹 線 道 路	鹿児島市 ～鹿児島市	10km	未着手
南 薩 縦 貫 道	鹿児島市 ～枕崎市	50km	鹿児島IC～谷山IC間(7.6km)：供用済 南九州川辺ダムIC～南九州知覧IC間(10.4km)：供用済 南九州知覧IC～塗木交差点間(5.2km)：供用済 上記以外の区間は現道活用
大隅縦貫道(Ⅰ期)	鹿屋市 ～錦江町	33km	鹿屋串良JCT～笠之原IC間(6.1km)：供用済 吾平道路(4.2km)：事業中 吾平大根占田代道路(約16km)：事業中 笠之原ICから吾平道路までの区間は現道活用
大隅縦貫道(Ⅱ期)	錦江町～南大隅町		大竹野工区(5.0km)：供用済(現道活用) 大中尾工区(約4km)：事業中 ※交付金事業により整備中
島 原 天 草 長 島 連 絡 道 路	長崎県南島原市 ～阿久根市		未着手

VII 土木行政の推進

1 電子入札について

公共事業における入札等の効率化や透明性の向上を図るため、市町村と共同で構築した電子入札システムを運用しており、令和4年5月末現在、42市町村で利用されている。未導入の市町村に対し、早期導入の検討を依頼している。

【経緯及び取組状況等】

- ・ 平成19年9月から試行開始し、段階的に適用範囲を拡大
- ・ 平成22年1月から全面的な電子入札を開始
- ・ 県内全ての市町村とシステムの共同運用の体制が整っており、電子入札の円滑な運用に向け、県として、各自治体への支援を実施
- ・ 令和4年5月末現在、42市町村で電子入札システムを利用（準備作業を含む。）

2 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）への対応について

インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正された。

公共工事の発注者においては、工事や測量設計などの業務について発注関係事務の更なる適切な実施が求められることとなった（令和元年6月14日施行）

また、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針として「発注関係事務の運用に関する指針」が改正された。（令和2年1月30日運用開始）

県では、最新の単価を用いた予定価格の設定や、ゼロ県債を活用した施工時期の平準化のほか、緊急性に応じた適切な入札・契約方法の選択など、改正品確法の趣旨に沿った取組を進めてきている。

【改正のポイント】

◇基本理念として、以下を追加

- ・ 災害対応の担い手の育成・確保，災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- ・ 適正な請負代金・工期による請負契約の締結，公共工事に従事する者の賃金，労働時間その他の労働条件，安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮
- ・ 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- ・ 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 等

◇発注者責務の明確化（発注者は基本理念に則り発注を実施）

- ・ 緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ・ 建設業者団体等との災害協定の締結，災害時における発注者との連携
- ・ 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映，災害時の見積もり徴収の活用
- ・ 休日，準備期間，天候等を考慮した適正な工期の設定
- ・ 公共事業の施工時期の平準化に向けた，債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定，中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ・ 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 等

3 建設業における働き方改革の推進について

建設業界では、長時間労働の是正など労働環境の改善が重要な課題となっており、建設業の働き方改革を推進するため、県では、

- ・ 債務負担行為の活用[ゼロ県債]：約52億円計上
- ・ 余裕期間制度の活用：期間延伸120日間
- ・ 設計労務単価の引き上げ：全職種対前年平均約1.7%上昇(全国1.2%上昇)
- ・ ICT活用工事：令和4年度から舗装工（修繕工）、付帯構造物設置工の工種を追加
- ・ 週休2日：4週6休以上の現場閉所率に応じ労務費などを補正

令和3年度から建築工事においても取組を推進

など、担い手の処遇改善に資する取組を推進してきたところである。

今後も、引き続き、建設業における働き方改革を推進することとしている。

4 公共土木施設の老朽化対策について

県が管理する公共土木施設は、高度経済成長期以降に集中整備され、今後急速に高齢化し、修繕費用等が急増することが予想されることから、平成26年度策定し、令和4年3月に改定された「鹿児島県公共施設等総合管理計画」や各々の個別施設計画に基づき、予防保全などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図ることとしている。

個別施設計画については、橋梁やトンネルなど予防保全型の維持管理を推進するため、順次個別施設毎の策定や見直しを行い、定期的に点検を行うとともに、計画的に補修などの対策を実施している。

また、技術講習会の実施や研修制度の充実による人材育成、点検業務の発注等の市町村支援を実施することとしている。

5 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について

激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、インフラの老朽化の加速度的な進行から、国民の生命・財産、国家・社会の重要な機能を守るため、国において、「3か年緊急対策」に引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月にとりまとめられ、おおむね15兆円程度を目途とする事業規模をもって、取組の更なる加速化・深化が図られることとなっている。

本県においては、令和3年からの「5か年加速化対策」として、河道掘削や土砂災害対策などの流域治水対策、高規格道路のミッシングリンク解消や道路法面对策、道路や港湾施設における老朽化対策などに取り組むこととしており、これらの対策に必要な公共事業予算を令和2年度補正予算、令和3年度補正予算に計上したところであり、引き続き重点的かつ集中的に防災・減災、国土強靱化に取り組むこととしている。

6 防災・減災対策のためのソフト施策の充実について

(1) 水防災意識社会再構築協議会

平成27年9月の関東・東北豪雨による水害など、近年、全国で頻発する甚大な洪水被害を踏まえ、県管理河川流域の水防災意識社会を再構築するため、平成29年度、市町村、県、気象庁、国土交通省（オブザーバー）からなる「水防災意識社会再構築協議会」を県内9地域において設置し、今後5年間で取り組むべき一体的かつ計画的なハード対策とソフト対策に関する方針を決定した。

毎年、協議会を出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直している。

○ 鹿児島県河川砂防情報システムの運用

市町村の防災活動や円滑な住民避難に資するよう「河川砂防情報システム」により雨量や水位、土砂災害危険度情報等の防災情報について、適切な情報提供を行う。

また、洪水時を対象に水位を計測する危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの増設を行ったところである。加えて、今年度は火山地域の溪流を監視するカメラの増設を行うこととしている。

○ ホットラインの運用

市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、県管理の洪水予報河川や水位周知河川などにおいて、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を県から関係市町村長（防災担当幹部職員）へ電話等で伝えるホットラインを運用している。

○ 洪水ハザードマップの整備促進

洪水ハザードマップは、国や県が作成した洪水浸水想定区域図を基に、市町村が避難経路や避難場所等の情報を記載した防災マップを作成し公表するものである。

洪水ハザードマップの整備を促進するため、県管理区間の一級河川及び二級河川のうち、水防法に基づく水位周知河川等について、令和元年度までに想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域に拡充したところである。今後は、令和3年の水防法改正により対象となったその他の河川の指定を推進することとしている。

(2) 流域治水協議会

流域治水は、これまで進めてきた「水防災意識社会」の再構築の取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえてあらゆる関係者が協働して流域全体で取り組む治水対策である。

本県においては、令和3年度末までに、一級水系全3水系と二級水系全160水系のうち37水系の流域治水プロジェクトを策定、公表したところである。今後は、流域治水協議会を定期的開催するとともに、流域プロジェクトに基づき各対策を推進することとしている。

(3) 土砂災害警戒区域等の指定

平成12年5月に制定された土砂災害防止法に基づき、がけ崩れ、土石流、地すべりの土砂災害が発生するおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、土砂災害警戒区域として指定する。また、警戒区域の中で、建築物が損壊するなど、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、県内全域の一通りの基礎調査が令和元年度末で完了した。

○ 基礎調査の実施結果及び公表

県では、平成27年1月に施行された改正土砂災害防止法の趣旨を踏まえ、基礎調査の結果については、調査の完了後、遅滞なく関係市町村長に通知するとともに、住民等に公表することとしている。

○ 土砂災害警戒区域等の指定状況

令和4年4月5日付け時点で、全43市町村において、23,112箇所の土砂災害警戒区域と19,547箇所の土砂災害特別警戒区域の指定をしたところである。

○ 「土砂災害警戒区域」指定後の実施項目

- ・ 警戒避難体制の整備及び住民等への周知（市町村）
- ・ 警戒避難体制整備における市町村への支援・協力（県）
 - ＊ 「鹿児島県河川砂防情報システム」による雨量や土砂災害危険度等の情報提供
 - ＊ 気象台と共同で発表する「土砂災害警戒情報」の提供
 - ＊ ハザードマップの作成に資する「地図データ」等の提供

○ 「土砂災害特別警戒区域」指定後の実施項目

- ・ 宅地分譲などの特定開発行為に対する許可制（県）
- ・ 居室を有する建築物の構造規制（県、市町村）
- ・ 既存住宅の移転促進（県）

(4) 宅地防災対策の促進

県では、令和2年度までの2か年にわたり、大規模盛土造成地を有する25市町のうち、宅地造成工事規制区域の指定等の権限を有する鹿児島市ほか3市を除く21市町の大規模盛土造成地の調査を実施し、令和3年4月に、この調査により作成した宅地カルテを当該市町へ提供したところである。

今後は、大規模盛土造成地を有する市町が地質調査等の安全性把握調査に取り組めるよう技術的な支援を行うとともに、県民向けの宅地防災に関する意識啓発を市町村と連携して取り組むこととしている。

○ 大規模盛土造成地を有する市町

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、 薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、 志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、 湧水町、大崎町、屋久島町、徳之島町、伊仙町	計 25市町
---	--------

7 建築物の耐震化の促進について

(1) 県建築物耐震改修促進計画の改定

平成25年の耐震改修促進法の改正に基づき、平成17年度に策定した県建築物耐震改修促進計画を平成29年12月に改定し、耐震化率の目標を改めるとともに、庁舎や避難所等の公共の防災拠点建築物の耐震診断を義務付けた。本計画に基づき、引き続き住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んでいるところである。

○耐震化率の目標

- ・ 多数の者が利用する建築物：令和2年までに耐震化率を95%
- ・ 住宅：令和7年までに耐震性を有しない住宅ストックを概ね解消

なお、県計画については、新たな目標の設定など令和4年度に一部見直しを予定している。

また、平成31年1月に改正耐震改修促進法施行令が施行され、地方公共団体が耐震改修促進計画に当該避難路を位置付けることにより、避難路沿いにある一定規模のブロック塀等について、耐震診断の実施を義務付けることができることとなった。

市町村に対し、改定された県計画に基づき市町村耐震改修促進計画を策定又は改定し、所有する建築物や住宅の耐震化について目標を設定し、耐震化に努めるとともに、避難路沿道のブロック塀等の耐震化を促進するため、耐震改修促進計画への避難路の位置付けについて検討を依頼している。

(市町村の庁舎や避難所等を市町村計画に位置付けることで、国交省の交付金（補助率1/3）の対象となる。)

(2) 大規模建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法の改正により耐震診断を義務付けられたホテル・店舗等の大規模建築物の耐震改修を促進するため、県では国、関係市と連携して耐震診断、補強設計及び耐震改修に要する費用の一部を補助している。

- ・ 補強設計の補助率
国1/2，県1/6，市町村1/6（合計 $5/6 \div 83.3\%$ ）
- ・ 耐震改修の補助率
国1/3，県5.75%，市町村5.75%（合計 44.8%）

(3) 住宅の耐震化の促進

本県の住宅の耐震化率は約82%（H30）と推計されており、全国平均約87%に比べて5ポイント下回っている。

平成28年熊本地震でも多くの住宅被害がみられており、市町村に対し住民の意識啓発や助成の実施など住宅耐震化の積極的な取組を依頼している。

○県内自治体の取組状況（戸建住宅）《R4.4.1現在》

- ・ 耐震診断に係る助成制度 28市町
- ・ 耐震改修に係る助成制度 29市町

※12市町は熊本地震後に創設

(4) ブロック塀等の安全対策

県においては、毎年実施する建築技術者講習会において、ブロック塀等の施工方法に係る講習を行うとともに、毎年2回実施している建築物防災週間の機会を活用して、通学路などを優先して点検を行い、所有者等に安全対策の指導・助言を行っている。

さらに、平成30年6月の大阪府北部の地震を受けて、所有者等に注意を促すため、県のホームページや広報誌において、ブロック塀等の安全点検と安全対策について周知を図っているところである。

国は、ブロック塀等の耐震診断・除去・改修への補助制度を平成30年度に創設し、耐震改修促進計画等に位置付けられた避難路沿いのブロック塀等については、補助率が嵩上げ（耐震診断：1/3→1/2，除却・改修：1/3→2/5）される。

市町村に対し、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊，転倒による災害を防止し，ブロック塀等の安全性を確保するため，補助制度の創設を依頼している。

8 空き家対策の推進について

平成30年住宅・土地統計調査によると、本県の「空き家」総数は約167,000戸、そのうち賃貸や売却が予定されているものや別荘等を除いた「その他の空き家」は約105,200戸と推計されている。

総住宅数に占める空き家の割合19.0%は全国6位、「その他の空き家」の割合12.0%は全国2位であり、市町村による地域の状況に応じた空き家対策が必要である。

県では、平成28年に国、県、市町村及び空き家対策に関連する専門家団体で構成する「かごしま空き家対策連携協議会」を設立し、総合的な空き家対策を推進している。

(1) 空き家対策啓発等支援事業

市町村の要請に応じた専門家の派遣や、市町村担当者向け研修会の開催などにより、市町村の空き家対策の取組を促進する。

(2) かごしま空き家活用促進事業

学生による住民とのワークショップを実施し、地域のニーズに合わせた空き家活用策の情報発信などにより、地域活性化に資する空き家活用を促進する。

(3) 空き家活用セーフティネット住宅改修事業（市町村への間接補助）

空き家を賃貸住宅として利用するための改修工事を行い、高齢者や移住者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する所有者等に対し、市町村が補助する改修費の一部を助成する。

なお、市町村の補助は、リフォーム補助や空き家改修補助の既存制度活用も可能。

9 新型コロナウイルス感染症に係る主な取組について

(1) 港湾空港関係

ア 離島におけるサーモグラフィー設置事業

離島における感染防止対策の徹底等を図るため、県管理の港湾及び空港において、サーモグラフィーによる体温のスクリーニング等を実施している。

(2) 住宅関係

ア 県営住宅入居者の家賃減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく低下した県営住宅の入居者に対し、既存の制度である家賃の減免（最大1／2）を適用し、特例として、申請書を受理した月から速やかに減免を行い、添付書類を一部簡略化する。

イ 県営住宅の一時提供

新型コロナウイルス感染症の影響により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる離職者や大学生等に対して、県営住宅の空き家を一時的な居住の場として一定期間（原則3ヶ月で1年まで更新可）提供する。

(3) 公共事業関係

ア 受注者の希望に応じた一時中止措置等

工事及び業務（以下「工事等」という。）においては、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、

- ・一時中止等を希望する期間
- ・受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）
- ・従業員の状況（従業員の健康状態，臨時休校に伴う育児の必要性等）

等の事情を個別に確認した上で、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。

なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。

イ 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底

受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、極力テレワーク等を実施する。

VIII 令和 4 年度事業計画

1	道路建設課	・ ・ ・ ・ ・	2 7
2	道路維持課	・ ・ ・ ・ ・	2 9
3	河 川 課	・ ・ ・ ・ ・	3 3
4	砂 防 課	・ ・ ・ ・ ・	3 8
5	港湾空港課	・ ・ ・ ・ ・	4 4
6	都市計画課	・ ・ ・ ・ ・	5 0
7	建築課・営繕室	・ ・ ・ ・ ・	5 3
8	住宅政策室	・ ・ ・ ・ ・	5 5

1 道路建設課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
道路改築事業 （個別補助事業） （内地交付金：重点配分） （内地交付金：非重点配分） （離島交付金） （離島架橋） （奄美交付金：国道） （奄美交付金：地方道）	18,104,273	18,463,075	98.1	55 62.7 57.0 68.4 2/3 80 70	45 37.3 43.0 31.6 1/3 20 30	
事業内容	現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の建設を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
地方特定道路整備事業	2,558,475	3,164,700	80.8		95	5
事業内容	現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の建設を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
県単道路整備（改良）事業	1,888,031	1,530,975	123.3		90	10
事業内容	小規模な道路改良（現道拡幅，ボトルネック解消，1.5車線の道路整備など）を行う。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	路線等名	実施箇所		事業概要
道路改築事業 (地域高規格)	国道504号	霧島市	溝辺道路	測量設計
	国道504号	さつま町	広瀬道路	改良, 舗装
	国道504号	さつま町	宮之城道路	測量設計
	国道504号	出水市, 阿久根市	阿久根高尾野道路	用地補償, 橋梁, 改良, 埋蔵文化財調査
	志布志福山線	志布志市	志布志道路	用地補償, 橋梁, 改良
	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市	吾平道路	用地補償, 橋梁, 改良, 埋蔵文化財調査
	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市, 錦江町	吾平大根占田代道路	測量設計
		7箇所		
道路改築事業 (その他)	国道226号	南さつま市	笠沙道路	トンネル, 橋梁, 改良, 舗装
	国道504号	霧島市	西光寺拡幅	用地補償, 橋梁, 改良, 舗装, 測量設計
	鹿屋吾平佐多線	南大隅町	大中尾	改良, 用地補償, 測量設計
	国道328号	鹿児島市	小山田バイパス	測量設計
	手打蘭牟田港線	薩摩川内市	芦浜	用地補償, 改良, 測量設計
	西之表南種子線	西之表市	安城	改良, 舗装
	屋久島公園安房線	屋久島町	荒川中	改良, 舗装, 環境調査, 測量設計
	国道58号	奄美市	おがみ山バイパス	用地補償
	名瀬瀬戸内線	瀬戸内町	伊目	トンネル, 改良
	喜界島循環線	喜界町	喜界蒲生	測量設計
	伊仙亀津徳之島空港線	伊仙町	東伊仙	用地補償, 改良, 舗装
	与論空港茶花線	与論町	立長	用地補償, 改良
		外60箇所		
県単道路整備 事業(改良)	浦蒲生線	始良市	米丸2	改良
		外28箇所		
地方特定道路 整備事業	鹿児島蒲生線	鹿児島市	川上2	用地補償, 改良, 舗装, 測量設計
	脇本赤瀬川線	阿久根市	槇之浦	用地補償, 改良, 舗装, 橋梁
	霜出川辺線	南九州市	高田	改良, 舗装, 用地補償
	幸田栗野線	湧水町	幸田	改良, 舗装, 橋梁
	黒石串良線	大崎町	二子塚	用地補償, 改良, 舗装, 測量設計
		外20箇所		

2 道路維持課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
道路維持補修事業	3,009,799	2,968,804	101.4		100	
事業内容	側溝清掃，小規模な路面・構造物補修，草刈，遮断装置等の保守点検及び電話回線使用料，照明料等の支弁，降灰対策業務を行う。 道路維持管理協働事業（かごしま道のともしびパートナー）を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
ふれあいとゆとりの道づくり事業	406,906	406,804	100.0		100	
事業内容	路傍樹育成保全事業 路線の性格を考慮した適切な剪定等を行う。 ふるさとの道サポート推進事業 地域住民等による自主的な道路の美化活動を推進するため，ボランティア（ふるさとの道サポーター）の活動を支援・奨励する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
県単道路整備事業 （改良） （舗装補修） （災害防除） （石油交付金） （電源交付金）	4,910,775	4,580,000	107.2		100 100 100 100 100	
事業内容	公共事業と併行し，これを補完しながら道路整備を推進する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
道路災害防除事業 （内地） （離島） （奄美）	612,490	611,400	100.2	57 68.4 70	43 31.6 30	
事業内容	道路への落石や斜面崩壊等の危険箇所に対して防災対策を実施し，交通の安全を確保する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
道路補修事業 （内地） （離島） （奄美）	2,199,760	2,471,654	89.0	62.7~57 68.4 70	37.3~43 31.6 30	
事業内容	橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化に対して，計画的な点検及び補修を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
橋梁の耐震補強 （内地） （離島） （奄美）	625,060	326,522	191.4	62.7 ～ 57 68.4 70	37.3 ～ 43 31.6 30	
事業内容	緊急車両等の通行を確保するため，橋梁の耐震補強を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
特定交通安全施設等整備事業 （内地） （離島） （奄美）	1,093,334	843,510	129.6	57.5 ～ 55 69 70	42.5 ～ 45 31 30	
事業内容	歩道，自転車歩行者道の整備，交差点改良や歩道のバリアフリー化等を行う。 道路標識，道路照明，道路情報提供装置等の設置を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
県単交通安全施設整備事業	970,000	770,000	126.0		100	
事業内容	歩道，自転車歩行者道，交差点改良，路肩改良，車両停車帯，防護柵，区画線，歩道切り下げ，誘導ブロック，視線誘導標，道路反射鏡，案内標識，道路照明等の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
人にやさしい道づくり事業	110,000	110,000	100		100	
事業内容	歩道の段差解消や水平区間及び適切なすり付け勾配を確保する歩道の改善を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
電線共同溝整備事業 （内地） （奄美）	366,470	303,650	120.7	62.7 70	37.3 30	
事業内容	安全で快適な通行空間の確保，良好な景観・住環境の形成，災害の防止，情報通信ネットワークの信頼性向上等を目的とした電線地中化を進める。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
県単橋りよう整備事業	140,000	500,000	28.0		100	
事業内容	橋梁の老朽化に対して，計画的な補修を行う。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	路線等名	実施箇所	事業概要
道路災害防除事業	国道269号	南大隅町根占辺田地内	落石対策工 L = 10 m
	外26箇所		
道路補修事業	国道269号	曾於市末吉町森田地内 森田橋	橋梁補修工 N = 1 橋
	谷山伊作線	日置市吹上町中原地内外	舗装補修工 L = 800 m
	玉取迫鹿児島港線	鹿児島市和田地内 和田トンネル	トンネル補修工 N = 1 箇所
	外152箇所		
特定交通安全施設等整備事業	国道504号	鹿屋市輝北町市成地内	歩道整備 L = 600 m
	末吉財部線	曾於市末吉町深川地内	交差点改良 L = 280 m
	国道448号	東串良町柏原地内	歩道整備 L = 430 m
	国道58号	龍郷町戸口地内	交差点改良 L = 180 m
	伊仙天城線	伊仙町糸木名地内	歩道整備 L = 1,700 m
	下平川内城線	知名町久志検地内	歩道整備 L = 800 m
	外23箇所		
橋梁の耐震補強	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町宮之浦地内 宮之浦大橋	耐震補強 N = 1 橋
	外11箇所		

3 河川課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初 (R3補正含む)	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
基幹河川改修事業	1,226,000	1,094,000	112.1	50	50	
事業内容	洪水等による災害の発生を防止するため、一級河川の指定区間又は二級河川において、総事業費が概ね12億円を超える改良工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初 (R3補正含む)	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
総合流域防災事業 (内地) (離島) (奄美)	4,303,837	6,035,533	71.3	50 50 60	50 50 40	
事業内容	洪水等による災害の発生を防止するため、流域面積が100km ² 未満の一級河川の指定区間又は二級河川において、1箇所の総事業費が100億円未満の河川工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初 (R3補正含む)	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
都市河川改修事業	1,447,000	1,081,000	133.9	50	50	
事業内容	洪水等による災害の発生を防止するため、人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川の指定区間又は二級河川において、一定の計画に基づき施工される改良工事で、総事業費が概ね24億円以上の河川工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初 (R3補正含む)	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
都市基盤河川改修事業	50,200	41,000	122.4	1/3	1/3	1/3
事業内容	洪水等による災害の発生を防止するため、指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、主要な地方中核都市の市街化区域に関わる流域面積が30km ² 以下の都市河川について、河川工事を施工する。					

※ R2,R3 補正：コロナ対策関係＋5カ年加速化対策関係

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初 (R3補正含む)	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
海岸高潮対策事業	312,000	261,000	119.5			
（内地）	136,000	127,000		1/2	0.83/2	0.17/2
（離島）	63,000	21,000		11/20	7.3/20	1.7/20
（奄美）	113,000	113,000		2/3	0.775/3	0.225/3
事業内容	海岸保全区域の波浪・高潮等による被害を防止するため、海岸保全施設の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初 (R3補正含む)	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
海岸侵食対策事業	87,000	66,000	131.8			
（奄美）	87,000	66,000		2/3	0.775/3	0.225/3
事業内容	海岸保全区域の波浪・高潮等による侵食を防止するため、海岸保全施設の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初 (R3補正含む)	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
海岸堤防等老朽化対策緊急事業	98,000	189,000	51.9			
（内地）	98,000	189,000		1/2	0.83/2	0.17/2
事業内容	海岸保全区域内において、老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設で、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものについて対策を講じる。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初 (R3補正含む)	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
海岸環境整備事業	126,000	126,000	100.0	1/3	1.6/3	0.4/3
事業内容	国土保全との調和を図りつつ、国民の休養の場としてその利用に供するため、海岸環境の整備を行う。					

※ R2,R3 補正：コロナ対策関係＋5カ年加速化対策関係

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
県単河川等防災事業	2,440,000	2,421,000	100.8		100	
事業内容	国庫補助の対象とならない小規模工事で，特に緊急を要する小規模改良，寄洲除去，築堤工や護岸工等を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
リバーフロント整備事業	100,000	100,000	100.0		100	
事業内容	市町村のまちづくりと併せて，多くの人々が川に親しみ，地域におけるふれあいの場となるよう，水辺空間の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
河川メンテナンス事業 （内地）	21,000 21,000	— —	—	 1/2	 1/2	
事業内容	樋門，樋管，水門等の河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施するため，長寿命化計画に基づき，更新や改築，応急的な改良等が必要な施設について，計画的に実施することにより，施設機能を確保する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
ダムメンテナンス事業 （内地）西之谷ダム （内地）川辺ダム （奄美）大和ダム	96,000 50,000 13,000 33,000	— — — —	—	 0.4 0.313 0.386	 0.6 0.469 0.580	 0.218 0.034
事業内容	管理しているダムにおいて，その効用の継続的な発現のため，長寿命化計画に基づき，ダム本体，放流設備，関連設備等の改良等を行うことにより，機能の回復又は向上を図る。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	河川等名	実施箇所	事業概要
基幹河川 改修事業	万之瀬川	南さつま市	掘削，築堤，護岸，橋梁，用地補償
	別府川	姶良市	橋梁，用地補償，測試
	雄川	南大隅町	築堤，護岸，樋門，用地補償，測試
	神之川	日置市	掘削，護岸，樋門，堰
外2河川	市山川	伊佐市	掘削，護岸，樋門，測試
	大里川	日置市 いちき串木野市	掘削，用地補償，測試
総合流域 防災事業	大浦川・ 大王川	南さつま市	橋梁，用地補償，測試
	湊川	西之表市	測試
	甲女川	西之表市	護岸，測試
	古川川	南種子町	橋梁
	役勝川	奄美市	用地補償，測試
	嘉渡川	龍郷町	掘削，築堤，護岸，用地補償
	住用川	奄美市	護岸，用地補償，橋梁
	川内川	奄美市	護岸，用地補償
	金久田川	奄美市	用地補償
	大川	奄美市	掘削，築堤，護岸，
	大美川	龍郷町	橋梁，用地補償，測試
	秋名川	龍郷町	護岸，測試，橋梁
	大和ダム	大和村	長寿命化対策
	西之谷ダム	鹿児島市	長寿命化対策
都市河川改修事業 外2河川	新川	鹿児島市	橋梁負担金，測試，用地補償
都市基盤河川改修事業	脇田川	鹿児島市	掘削，床止
海岸堤防等老朽化 対策緊急事業	馬場海岸	錦江町	護岸

事業名	河川等名	実施箇所	事業概要
海岸高潮対策事業	岸良海岸	肝付町	離岸堤
	島間海岸	南種子町	離岸堤
	大金久海岸	大和村	人工リーフ
	嘉渡海岸	龍郷町	護岸
海岸侵食対策事業	嘉徳海岸	瀬戸内町	護岸
海岸環境整備事業	長崎鼻海岸	指宿市	護岸
県単河川等防災事業	甲突川他	県内全域	護岸，寄洲除去等
リバーフロント 整備事業	麓川	南九州市	護岸
	郡田川	霧島市	散策路等

事業名	河川等名	実施箇所	事業概要
河川メンテナンス事業	臼江水門	南九州市	水門補修
ダムメンテナンス事業	西之谷ダム	鹿児島市	制御設備
	川辺ダム	南九州市	観測設備
	大和ダム	大和村	観測設備

4 砂防課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
通常砂防事業 （本土・離島） （奄美）	1,492,570	1,744,050	85.6	1/2 2/3	1/2 1/3	
事業内容	荒廃溪流において，土砂流出による災害を防止するため，砂防堰堤，護岸工等を築造する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
火山砂防事業 （火山砂防）	1,096,200	1,221,150	89.8	5.5/10	4.5/10	
火山噴火緊急減災対策事業	93,400	99,700	93.7	1/2	1/2	
事業内容	火山地，火山麓地又は火山現象により著しい被害を受ける地域において，土石流，火山泥流，溶岩流等の防止対策工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
地すべり対策事業 （本土・溪流関連） （本土・非溪流関連） （奄美・溪流関連） （奄美・非溪流関連）	457,800	454,650	100.7	1/2 1/2 2/3 1/2	1/2 1/2 1/3 1/2	
事業内容	地すべり地帯において崩壊を防止するため，地下水の排除，地表水の処理，抑止杭工等を実施する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
急傾斜地崩壊対策事業 （公共施設関連） （一般）	2,172,975	1,765,050	123.1	45～47.5 40～45	45～47.5 40～50	5～10 10～20
事業内容	急傾斜地において斜面の崩壊を防止するため，擁壁工，法面工等を実施する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
総合流域防災事業	1,859,340	1,561,350	120.7			
通常砂防事業	(942,900)	(1,014,300)	(93.0)			
（本土・離島）				1/2	1/2	
（奄美）				2/3	1/3	
地すべり対策事業	(215,250)	(183,750)	(117.1)			
（本土・離島 渓流関連）				1/2	1/2	
（本土・離島 非渓流関連）				1/2	1/2	
（奄美 渓流関連）				2/3	1/3	
（奄美 非渓流関連）				1/2	1/2	
急傾斜地崩壊対策事業	(66,150)	(42,000)	(157.5)			
（公共施設関連）				45～47.5 40～45	45～47.5 40～45	5～10 10～20
（一般）						
緊急改築事業	(582,540)	(300,300)	(194.0)			
（砂防・地すべり（内地・離島））				1/2	1/2	
（砂防・地すべり（奄美））				2/3	1/3	
（急傾斜（公共施設関連））				45～47.5 40～45	45～47.5 40～45	5～10 10～20
（急傾斜（一般））						
情報基盤整備事業	(52,500)	(21,000)	(250.00)	1/2	1/2	
事業内容	土砂災害対策のハード対策とソフト対策を一体的に実施し，豪雨災害に対し流域一帯となった総合的な対策を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
砂防事業等調査事業 （砂防，地すべり，急傾斜） （全て総合流域防災事業）	524,000	596,100	87.9	1/3	2/3	
事業内容	「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等を指定するため，溪流や急傾斜地など土砂災害が発生するおそれのある土地について，地形，地質，利用状況などの基礎調査を実施する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	3年度当初	2年度当初	比率	国	県	地元
特定緊急砂防事業 （本土・通常） （本土・火山） （奄美・通常） （奄美・火山）	0	0	0.0	1/2 5.5/10 2/3 2/3	1/2 4.5/10 1/3 1/3	
事業内容	災害関連緊急砂防事業と一体的な計画に基づき，概ね3年以内に緊急的に施設整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	3年度当初	2年度当初	比率	国	県	地元
特定緊急地すべり対策事業 （本土・離島 溪流関連） （本土・離島 非溪流関連） （奄美 溪流関連） （奄美 非溪流関連）	0	0	0.0	1/2 1/2 2/3 2/3	1/2 1/2 1/3 1/3	
事業内容	災害関連緊急地すべり対策事業と一体的な計画に基づき，概ね3年以内に緊急的に施設整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
災害関連緊急砂防事業 （本土・離島） （奄美）	30,000	30,000	100.0	2/3 8.5/10	1/3 1.5/10	
事業内容	当該年発生 of 風水害，震災等により，土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するため砂防工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
災害関連緊急地すべり対策事業 （本土・離島 溪流関連） （本土・離島 非溪流関連） （奄美 溪流関連） （奄美 非溪流関連）	30,000	30,000	100.0	2/3 1/2 8/10 8/10	1/3 1/2 2/10 2/10	
事業内容	当該年発生 of 風水害，震災等により，地すべり災害が発生したものに対して緊急に地すべり工事を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 （公共関連） （一般）	15,000	15,000	100.0	45～48.75 40～47.5	45～48.75 40～47.5	2.5～10 5～20
事業内容	当該年発生 of 風水害，震災等により，急傾斜地に新たな崩壊が生じたもの等に対して緊急に擁壁工，法面工及び排水工を施工する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	14,000	14,000	100.0	50	20	30
事業内容	激甚災害に伴い，がけ地崩壊が発生している箇所のうち，地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所において，市町村が行う崩壊防止施設の設置に要する経費に対し国及び県が補助を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
県単砂防事業	308,511	322,478	95.7		90	10
事業内容	国庫補助の対象とならない荒廃溪流において，床固工，護岸工等の築造や公共事業の事前調査等を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
県単急傾斜地崩壊対策事業	336,072	337,514	99.6		50	50
事業内容	国庫補助事業の対象とならない小規模な急傾斜地のうち，市町村が行う斜面の崩壊工事に対する補助等を行う。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	溪流等名	実施箇所	事業概要
通常砂防事業 (総合流域防災事業含む。)	木之下川	霧島市	溪流保全工 L = 54m
	野田川	長島町	堰堤工 H = 2.5m L = 26m
	松崎谷	薩摩川内市	堰堤工 H = 6.3m L = 23m
	垂水の小川	垂水市	堰堤工 H = 4.5m L = 33m
	城第2小川	西之表市	砂防土工 1式
	松原川	天城町	堰堤工 H = 5.0m L = 30m
	県内全域	鹿児島市他	土砂災害警戒区域等の指定に向けた調査
	外68箇所		
火山砂防事業	久志川	南さつま市	堰堤工 H = 4.0m L = 27m
	本珠院谷	南さつま市	堰堤工 H = 10.5m L = 26m
	秋目川	南さつま市	管理用道路 L = 30m
	向湯田谷川	日置市	堰堤工 H = 4.7m L = 48m
	栗山追川(2)	いちき串木野市	管理用道路 L = 140m
	外25箇所		
急傾斜地崩壊 (総合流域防災事業含む。)	中福良4	鹿児島市	法面工 A = 650m ²
	古里	鹿児島市	法面工 A = 1,000m ²
	中俣2	垂水市	法面工 A = 260m ²
	城ヶ崎	錦江町	法面工 A = 300m ²
	渡辺団地	曾於市	法面工 A = 1,600m ²
	安勝5	奄美市	法面工 A = 700m ² , 擁壁工 L = 50m
	大金久	大和村	法面工 A = 300m ²
	古仁屋3	瀬戸内町	法面工 A = 300m ²
	外80箇所		
地すべり対策 事業 (総合流域防災事業を含む。)	平崎	南さつま市	集水井工, アンカー工
	吉野山	薩摩川内市	調査観測一式, 横ボーリング, 集水井工
	日木山	姶良市	調査観測一式, 集水井, アンカー工
	小浜	奄美市	調査観測一式, 横ボーリング工
	浦	龍郷町	調査観測一式, アンカー工, 横ボーリング工
	瀬久井	瀬戸内町	調査観測一式, 横ボーリング工一式
	外9箇所		

5 港湾空港課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
重要港湾改修事業	1,614,980	1,306,762	123.6			
〔内地小規模なものを除く〕				50	33	17
〔内地小規模なもの〕				40	38.4	21.6
〔離島外かく水域〕				80	20	
〔離島係留・臨港交通〕				60	40	
〔奄美外かく水域〕				90	10	
〔奄美係留・臨港交通〕				75	25	
〔奄美港湾施設用地〕				60	40	
〔共通緑地（上もの）〕				50	33	17
〔共通緑地（下もの）〕				33.33	42	24.67
事業内容	重要港湾5港（鹿児島港，志布志港，川内港，西之表港，名瀬港）における物流ネットワークの形成及び海上交通の安定性向上を図るため，港湾施設の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
地方港湾改修事業	2,602,410	2,842,230	91.6			
〔内地〕				40	38.4	21.6
〔離島外かく水域〕				80	20	
〔離島係留・臨港交通〕				60	40	
〔奄美外かく水域〕				90	10	
〔奄美係留・臨港交通〕				75	25	
〔奄美港湾施設用地〕				60	40	
〔共通緑地（上もの）〕				50	33	
〔共通緑地（下もの）〕				33.33	42	17 24.67
事業内容	各地域における物資流通の円滑化，生活航路の確立，各種の地場産業の振興等を図るため地方港湾の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
港湾施設改良費統合補助事業 （改良） 〔内地・奄美（利便性向上のための改良）〕 〔離島（ 〃 ）〕	1,387,622	1,244,890	111.5	33.33	40	26.67
（延命化） 〔内地・奄美（既存施設延命化のための改良）〕 〔離島（ 〃 ）〕				50	30	20
				33.33	53.34	13.33
				50	40	10
事業内容	既存施設を有効活用しつつ，施設の老朽化等により利用効率の低下した施設に適切な改良等を加え，港湾の高度利用や利便性の向上，施設の機能復旧・向上を図る。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
整備事業 （起 債）	1,546,000	1,581,000	97.8		100	
事業内容	補助対象とならないふ頭用地，荷役機械，上屋等の整備や改良を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
港整備交付金事業	1,556,440	1,144,160	136.0			
〔内地〕				46.0	38.4	21.6
〔離島 外かく・水域〕				90	10	
〔離島 係留・臨港道路〕				69.0	31.0	
事業内容	隣接・近隣する地方港湾と漁港（第一種漁港，第二種漁港）を連携して一体的に整備することにより，地域再生を図る。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
県単港湾整備事業	342,296	298,600	114.6		80	20
事業内容	国庫補助事業として採択されない小規模な事業で，港湾施設等の新設，改良等を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
港湾海岸高潮対策事業 （内地） （離島） （奄美）	321,382	318,232	101.0	50.0 55.0 66.7	41.5 36.5 25.8	8.5 8.5 7.5
事業内容	高潮，波浪等による被害が発生する恐れのある地域について，海岸保全施設の新設・改良等を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
空港整備事業 （離島） （奄美）	698,250	679,825	102.7	80 80	20 20	
事業内容	航空機の安全かつ安定的な運航を確保するため，空港土木施設や照明施設等の整備や改良・更新を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
県単空港整備事業	267,800	182,400	146.8		100	
事業内容	国庫補助対象とならない空港施設の改良又は機能維持に必要な整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
港湾海岸環境整備事業	9,450	12,600	75.0			
（内地）				33.3	53.4	13.3
（離島）				33.3	53.4	13.3
（奄美）				33.3	53.4	13.3
事業内容						
国土保全との調和を図りつつ海岸環境を整備し、もって快適な海浜利用の増進に資するための工事を行う。						

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
鹿児島港本港区エリアまちづくり事業	3,057	16,277	18.8		100	
事業内容						
鹿児島港本港区エリアまちづくりについて、ドルフィンポート跡地の暫定活用を図る。						

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	港名	実施箇所	事業概要
重要港湾 改修事業	鹿児島港	鹿児島市	道路, ふ頭用地, 岸壁照明
	川内港	薩摩川内市	防波堤, 導流堤
	志布志港	志布志市	高台避難緑地
	西之表港	西之表市	防波堤(改良)
	名瀬港	奄美市	緑地
地方港湾 改修事業	長浜港	薩摩川内市	防波堤(改良)
	宮之浦港	屋久島町	防波堤
	安房港	屋久島町	防波堤
	湾港	喜界町	防波堤
	亀徳港	徳之島町	防波堤
	和泊港	和泊町	防波堤
港湾施設 統合補助事業	鹿児島港	鹿児島市	岸壁(改良), 道路(改良)
	川内港	薩摩川内市	岸壁(改良)
	志布志港	志布志市	岸壁(改良), 物揚場(改良), 道路(改良)
	西之表港	西之表市	浮棧橋(改良)
	名瀬港	奄美市	道路(改良)
	中之島港	十島村	岸壁(改良), 道路(改良)
	串木野新港	いちき串木野市	可動橋(改良)
	黒之浜港	阿久根市	物揚場(改良)
	加治木港	姶良市	岸壁(改良)
	垂水港	垂水市	可動橋(改良)
	波見港	東串良町	航路
	里港	薩摩川内市	可動橋(改良)
	田之脇港	西之表市	防砂堤
	島間港	南種子町	防砂堤(改良), 岸壁(改良)
	宮之浦港	屋久島町	防潮堤(改良)
	安房港	屋久島町	防波堤(改良), 泊地, 通路屋根
	古仁屋港	瀬戸内町	浮棧橋(改良)
	湾港	喜界町	岸壁(改良), 物揚場(改良)
	亀徳港	徳之島町	岸壁(改良)
	平土野港	天城町	岸壁(改良)
	和泊港	和泊町	物揚場(改良), 防波堤, 道路(改良)
	与論港	与論町	岸壁(改良), 道路(改良)

事業名	港名	実施箇所	事業概要
整備事業 (起債)	鹿児島港	鹿児島市	ふ頭用地，旧木材港区埋立，護岸延命化
	川内港	薩摩川内市	ふ頭用地
	志布志港	志布志市	ふ頭用地，護岸延命化，荷役機械延命化，港湾関連用地
	西之表港	西之表市	ふ頭用地
	名瀬港	奄美市	上屋
港整備 交付金事業	中之島港	十島村	防波堤
	硫黄島港	三島村	岸壁
	片側港	長島町	物揚場(改良)
	鹿屋港	鹿屋市	浮栈橋
	指江港	長島町	防波堤
	安房港	屋久島町	防波堤
港湾海岸 高潮対策事業	鹿児島港	鹿児島市	排水機場(改良)
	西方港	薩摩川内市	護岸(改良)
	垂水港	垂水市	防潮堤(改良)
	中之島港	十島村	防潮堤(改良)
	里港	薩摩川内市	防潮堤(改良)
	古仁屋港	瀬戸内町	防潮堤(改良)
	和泊港	和泊町	防潮扉(改良)
港湾海岸環境 整備事業	与論港	与論町	養浜
県単港湾整備 事業	鹿児島港外	県内全域	計画調査等
空港整備事業	種子島空港	中種子町	R E S A 整備
	奄美空港	奄美市	R E S A 整備，照明施設
	喜界空港	喜界町	滑走路改良
	徳之島空港	天城町	R E S A 整備
	与論空港	与論町	場周柵更新

6 都市計画課

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
街路事業 （内 地） （奄 美）	1,216,700 1,216,700	1,193,835 1,193,835	101.9	55 70	35 30	10
事業内容	都市内の主要幹線街路の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
地方特定道路整備事業	-	20,540	-		95	5
県単道路整備事業	100,000	79,460	125.8		90	10
事業内容	補助事業等を補完して，効率的な都市計画道路の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
ふれあいとゆとりの道づくり事業 （街路）	28,200	28,200	100.0		90	10
事業内容	商店街の活性化や個性ある街づくりのため，景観に配慮した歩道等の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
公共団体土地区画整理事業	51,188	97,836	52.3	県管理道路整備費の5％を県費補助として交付 (H19.4.1以前の新規採択事業は10％)		
事業内容	市町村が実施する土地区画整理事業のうち，県管理道路の整備に係る費用の一部を県費補助として交付する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
県単街路緑化事業	29,600	31,600	93.7		100	
事業内容	快適で魅力あふれる地域社会，生活環境作りのために，街路の緑化を促進する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
公園整備事業	376,959	218,418	172.6	50	50	
事業内容	県民に健全なレクリエーションの場や，自然とのふれあいの場を提供するため，北薩広域公園の整備等を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
県単公園整備事業	63,000	63,000	100.0		100	
事業内容	県民に健全なレクリエーションの場を提供するため，既存公園の施設改修等を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初 (R2補正含む)	比率	国	県	地元
県立都市公園感染予防対策事業	0	88,380	0	100	0	0
事業内容	新型コロナウイルス感染症対策のため，県立都市公園のトイレの洋式化や空調設備の改修等を行う。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	路線等名	実施箇所	事業概要
街路事業	吾平東西線	鹿屋市吾平町麓	W = 12 m 道路整備（道路改良，舗装工事）
	寿大通線	鹿屋市寿	W = 16 m 道路整備（用地買収）
	催馬楽坂線	鹿児島市上竜尾町	W = 12 m 道路整備（用地買収）
	帖佐駅三拾町線	姶良市宮島町	W = 16 m 道路整備（建物補償調査，用地買収）
県単道路整備事業	吾平東西線 外4箇所	鹿屋市 外3市	補助事業の補完
県単 街路緑化事業	国道269号外 5箇所	鹿屋市 外5市町	道路植栽工
ふれあいとゆ とりの道づくり事業	空港通線 外1箇所	天城町 外1町	景観に配慮した歩道等の整備
公園整備事業	北薩広域公園外	さつま町外	施設整備等
県単 公園整備事業	吉野公園	鹿児島市	施設補修等
	石橋記念公園	鹿児島市	施設補修等
	谷山緑地	鹿児島市	施設補修等
	吹上浜海浜公園	南さつま市	施設補修等
	北薩広域公園	さつま町	施設補修等
	大隅広域公園	鹿屋市 肝付町	施設補修等

7 建築課・営繕室

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合（耐震改修）		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
建築物耐震化促進事業	111,108	47,100	235.9	1/3	5.75%	5.75%
事業内容	大規模な地震に備えて県民の生命等の安全性を確保するため，法で耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
がけ地近接等危険住宅移転事業	6,968	6,968	100.0	50	25	25
事業内容	がけ地の崩壊等により，住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
営繕受託事業	8,208,343	9,914,830	82.8	—	—	—
事業内容	※予算額は発注ベースで，住宅政策室を含む。 県有施設管理の主務課からの依頼により，県有建築物の整備を行う。 令和4年度における主な工事は以下のとおりである。 ・大島高校寄宿舎改築工事（建築，債務） ・颯娃高校校舎大規模改修工事（建築） ・川薩清修館高校屋体大規模改修工事（建築） ・にぎわい回廊整備工事（田中一村記念美術館屋根外改修工事） ・鹿児島南高校校舎大規模改修工事（建築） ・野田女子高校校舎大規模改修工事（建築） ・安房港改修（総合補助）屋外通路屋根整備工事					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
かごしま建築B I M促進事業	2,994	798	375.0	100		
事業内容	働き方改革・建設業の生産性向上を目的に，営繕業務における ICT 活用の一環として BIM 活用の促進を図るため，県市町村建築技術職員を対象にした BIM の研修を通して基礎知識を習得させるとともに，公共建築工事における BIM 活用のための利用環境を整備する。					

8 住宅政策室

(1) 事業概要

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
県営住宅建設事業	451,230	864,211	52.2	概ね 50/100	50/100	
事業内容	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅を供給するため，県営住宅の整備を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
既設県営住宅改善事業	1,593,292	1,209,374	131.7	概ね 50/100	50/100	
事業内容	既設県営住宅の安全性確保や居住性向上を図るため，外壁改修や老朽化した設備の改善，バリアフリー化等の住戸改善を行う。					

事業名	予算額（単位：千円，％）			負担割合		
	4年度当初	3年度当初	比率	国	県	地元
高齢者あんしん住まい整備事業 （建設費補助）	32,813	32,813	100.0	9/100	11/100	80/100 (事業者)
事業内容	高齢者が安心して居住できる住宅の供給を促進するために，民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の整備費に対し補助を行う。					

(2) 主な事業実施予定箇所

事業名	団地名	実施箇所	事業概要
県営住宅 建設事業	松陽台第二団地	鹿児島市	公営 木造 2 階 7 - 2 期 1 4 戸 (工事)※ 2 か年工事の 2 年目 公営 木造 2 階 8 期 1 4 戸(設計) 集会所 (設計)
	原良団地	鹿児島市	公営 R C 造 1 棟 1 0 階 5 0 戸 (工事)※ 2 か年工事の 2 年目
既設県営住宅 改善事業	県下 23 団地 (星ヶ峯団地外)	県 下	外壁改修等安全性確保,居住性向上 (外壁改修・ガス管改修,段差解消 等)

Ⅸ 資料（細目次）

1 建設業 57

- (1) 許可業者 (57)
- (2) 格付及び入札執行 (58)
- (3) 土木部発注・県内業者別建設工事施工金額調べ (59)
- (4) 建設業者に対する講習会等の開催状況 (59)
- (5) 県内建設業者の倒産状況 (59)
 - 地域振興局・支庁管内別建設業許可業者数 (60)

2 用地・土地収用 61

- (1) 用地取得 (61)
- (2) 登記 (63)
- (3) 県主催用地職員研修の実施状況 (63)
- (4) 用地の業務委託 (64)
- (5) 「公有地の拡大の推進に関する法律」による土地の先買制度 (65)
- (6) 土地収用 (65)

3 技術管理・工事検査 66

- (1) 土木行政事務の電子化 (66)
- (2) 市町村等の積算システムへの支援 (66)
- (3) 土木工事設計単価改定状況 (66)
- (4) 土木技術職員の研修実施状況 (67)
- (5) 検査及び監査実施状況 (67)
- (6) 建設副産物対策 (68)
- (7) 公共事業の再評価について (69)

4 道 路 7 0

- (1) 高規格道路等網図 (70)
- (2) 現況総括表 (71)
- (3) 建設機械の配置状況 (72)

5 河 川 7 3

- (1) 河川の管理状況 (73)
- (2) 県管理河川の整備状況 (73)
- (3) 所管別海岸延長 (73)
- (4) 災害復旧事業 (74)
- (5) 水防 (74)

6 砂 防 7 5

- (1) 危険箇所状況 (75)
- (2) 砂防3法指定区域及び土砂災害警戒区域等指定状況 (76)

7 港 湾 7 7

- (1) 県管理港湾一覧 (77)
- (2) 重要港湾の整備状況 (79)

8 空 港 8 0

- (1) 空港の現況 (80)

9 都市計画 8 1

- (1) 都市計画法適用市町 (82)
- (2) 市街化区域及び市街化調整区域 (84)
- (3) 地域地区 (85)
- (4) 都市公園 (91)
- (5) 都市別都市計画道路一覧表 (93)
- (6) 土地区画整理事業施行中箇所 (94)

- (7) 鹿児島県公共下水道事業計画一覧表 (95)
- (8) 都市下水路一覧表 (97)
- (9) 浄化槽設置整備事業設置基数 (98)
- (10) 公共浄化槽等整備推進事業設置基数 (98)
- (11) 農業集落排水施設実施状況 (99)
- (12) 漁業集落排水施設実施状況 (100)
- (13) 屋外広告物の規制 (101)

10 建 築 102

- (1) 建築物等確認申請県受付件数 (102)
- (2) 確認事務県取扱件数 (103)
- (3) 建築物の着工状況 (103)
- (4) 建築許可・建築審査会及び公聴会開催の状況 (104)
- (5) 年度別建築士試験の状況 (104)
- (6) 年度別建築士事務所登録等の状況 (104)
- (7) 宅地建物取引業法の施行状況 (105)
- (8) がけ地近接等危険住宅移転事業 (106)
- (9) 宅地開発の状況 (106)
- (10) 宅地開発の状況 (住宅団地 5 ha以上) (107)

11 住 宅 109

- (1) 市町村別公営住宅管理戸数 (109)
- (2) 住宅地区改良事業等実績 (110)

12 そ の 他 115

- (1) 土木部機構の変遷 (115)
- (2) 機構図 (129)

1 建設業

(1) 許可業者

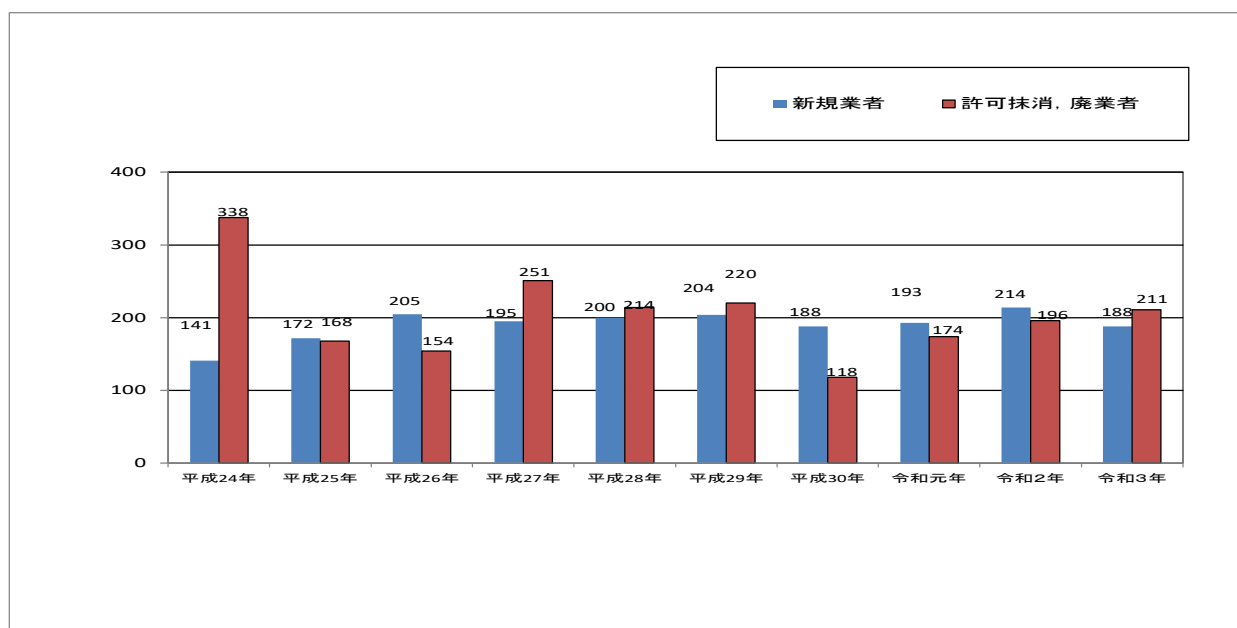
建設業法の規定により1件500万円以上の建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円以上又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事）を請け負う建設業者のうち、2以上の都道府県に営業所を設けて営業を行う者にあつては国土交通大臣の、その他の者にあつてはその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。

許可業者の数は、次のとおりである。

ア 許可業者数の推移(令和4年3月31日現在)

区 分 年 度	大臣 許 可	知 事 許 可	計	内 訳	
				法 人	個 人
24	64	5,494	5,558	4,886	672
25	56	5,506	5,562	4,882	680
26	57	5,556	5,613	4,941	672
27	57	5,500	5,557	4,908	649
28	59	5,484	5,543	4,906	637
29	63	5,464	5,527	4,905	622
30	59	5,538	5,597	4,977	620
元	59	5,557	5,616	5,021	595
2	63	5,571	5,634	5,056	578
3	65	5,546	5,611	5,059	552

イ 新規許可業者と許可抹消及び廃業者数の推移



(2) 格付及び入札執行

県建設工事を発注するに当たり、工種や工事規模に応じた確実な契約履行能力を有する建設業を公正かつ効率的に選定するため、建設業者の経営内容や施工実績等を総合的に評価し、施工能力を区分している。

ア 県建設工事入札参加資格者数の推移(令和4年4月1日現在)

地区 \ 年度	2 9	3 0	元	2	3	4
鹿 児 島	971	979	945	955	925	939
南 薩	214	214	212	214	208	208
北 薩	356	358	345	345	340	347
始 良 ・ 伊 佐	304	306	295	295	290	295
大 隅	447	447	420	426	395	403
熊 毛	119	120	112	112	106	108
大 島	367	369	364	365	351	353
計 (注)	2,814	2,831	2,731	2,751	2,657	2,697
許可件数に対する割合	50.8%	51.2%	48.8%	48.9%	47.2%	48.1%
県 外 業 者	603	621	588	597	484	501

(注) 県内の大臣許可業者も計上しているため、各地区の合計とは一致しない。

イ 建設業者に対する指名停止及び監督処分状況 (コンサルタント業者も含む)

○ 指名停止

年度 \ 区分	指名停止件数	内 訳				備 考
		A級	B級	C級	D級	
2 0	1 0 5	6 6	1 4	1 0	7	その他 8
2 1	3 4	1 2	6	5	3	その他 8
2 2	6 8	4 8	1 0	7	2	その他 1
2 3	3 6	7	1 2	1 2	3	その他 2
2 4	2 0	1 0	2	6	1	その他 1
2 5	3 5	2 2	4	5	3	その他 1
2 6	2 4	8	3	7	4	その他 2
2 7	2 9	1 4	6	6	0	その他 3
2 8	2 7	1 7	2	5	1	その他 2
2 9	1 0	3	3	2	1	その他 1
3 0	1 8	1 3	1	2	0	その他 2
元	8	6	1	0	0	その他 1
2	7	4	0	3	0	
3	6	2	1	1	0	その他 2

○ 監督処分

年度 \ 区分	指 示 件 数	営業停止件数	取 消 件 数	計
2 0	4	1	1	6
2 1	6	0	1	7
2 2	1	2 0	2	2 3
2 3	2 2	1	2	2 5
2 4	8	2	0	1 0
2 5	2	1	1	4
2 6	2	0	1	3
2 7	4	3	1	8
2 8	1	1	0	2
2 9	2	0	0	2
3 0	2	0	0	2
元	3	1	1	5
2	3	0	0	3
3	3	0	0	3

(3) 土木部発注・県内業者別建設工事施工金額調べ（その他工事を除く。）

年度		区分		土		木		建		築		舗		装		造		園		管		電		気		合		計
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
24	県内業者	1,687	46,212	122	6,558	494	6,008	27	193	1,536	68	1,353	2,502	61,860														
	県外業者	7	274	1	16	1	8	0	0	0	1	2	10	300														
	計	1,694	46,486	123	6,574	495	6,016	27	193	1,536	69	1,355	2,512	62,160														
25	県内業者	1,341	43,408	134	9,822	586	8,541	25	330	3,022	95	2,311	2,434	67,434														
	県外業者	5	352	0	0	1	17	0	0	0	0	0	6	369														
	計	1,346	43,760	134	9,822	587	8,558	25	330	3,022	95	2,311	2,290	67,803														
26	県内業者	1,273	40,307	108	6,315	349	5,000	50	545	1,791	92	2,103	1,947	56,061														
	県外業者	5	1,582	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1,582														
	計	1,278	41,889	108	6,315	349	5,000	50	545	1,791	92	2,103	1,952	57,643														
27	県内業者	1,335	37,378	106	5,954	460	5,923	32	349	1,317	86	1,355	2,080	52,276														
	県外業者	4	1,127	0	0	0	0	0	0	0	1	19	5	1,146														
	計	1,339	38,505	106	5,954	460	5,923	32	349	1,317	87	1,374	2,085	53,422														
28	県内業者	1,596	51,376	100	10,364	551	7,119	35	278	1,957	111	3,090	2,474	74,184														
	県外業者	4	1,469	0	0	0	0	0	0	0	1	27	5	1,496														
	計	1,600	52,845	100	10,364	551	7,119	35	278	1,957	112	3,117	2,479	75,680														
29	県内業者	1,261	32,913	80	3,453	456	5,473	23	217	1,450	83	2,111	1,966	45,617														
	県外業者	2	161	0	0	0	0	0	0	0	1	192	3	353														
	計	1,263	33,074	80	3,453	456	5,473	23	217	1,450	84	2,303	1,969	45,970														
30	県内業者	1,542	35,677	66	6,044	471	5,431	74	301	1,346	110	2,005	2,321	50,804														
	県外業者	4	367	1	516	0	0	0	0	0	10	129	15	1,012														
	計	1,546	36,044	67	6,560	471	5,431	74	301	1,346	120	2,134	2,336	51,816														
元	県内業者	1,593	46,062	57	2,227	440	5,773	16	117	965	88	2,212	2,236	57,356														
	県外業者	2	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	104														
	計	1,595	46,166	57	2,227	440	5,773	16	117	965	88	2,212	2,238	57,460														
2	県内業者	1,998	55,284	51	9,301	424	5,957	13	76	1,686	97	3,051	2,629	75,355														
	県外業者	19	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	270														
	計	2,017	55,554	51	9,301	424	5,957	13	76	1,686	97	3,051	2,648	75,625														
3	県内業者	1,932	58,663	53	5,134	570	9,427	14	128	1,631	77	1,754	2,705	76,737														
	県外業者	12	220	0	0	0	0	0	0	0	2	1	14	221														
	計	1,944	58,883	53	5,134	570	9,427	14	128	1,631	79	1,755	2,719	76,958														

(注) 当初契約の件数及び金額を条件として算出

(4) 建設業者に対する講習会等の開催状況

(建設業経営者研修会)

年度	会場数	出席者数
21	18	2,916
22	18	2,813
23	19	2,733
24	20	2,653
25	20	2,578
26	20	2,524
27	18	2,512
28	18	2,372
29	18	2,427
30	18	2,368
元	19	2,332
2	0	0
3	19	2,224

(建設技術者研修会)

年度	会場数	出席者数
21	20	2,294
22	16	2,452
23	18	2,281
24	18	2,102
25	17	2,092
26	18	2,006
27	17	2,037
28	17	1,963
29	17	1,931
30	18	2,017
元	18	2,118
2	20	2,118
3	18	2,053

(5) 県内建設業者の倒産状況

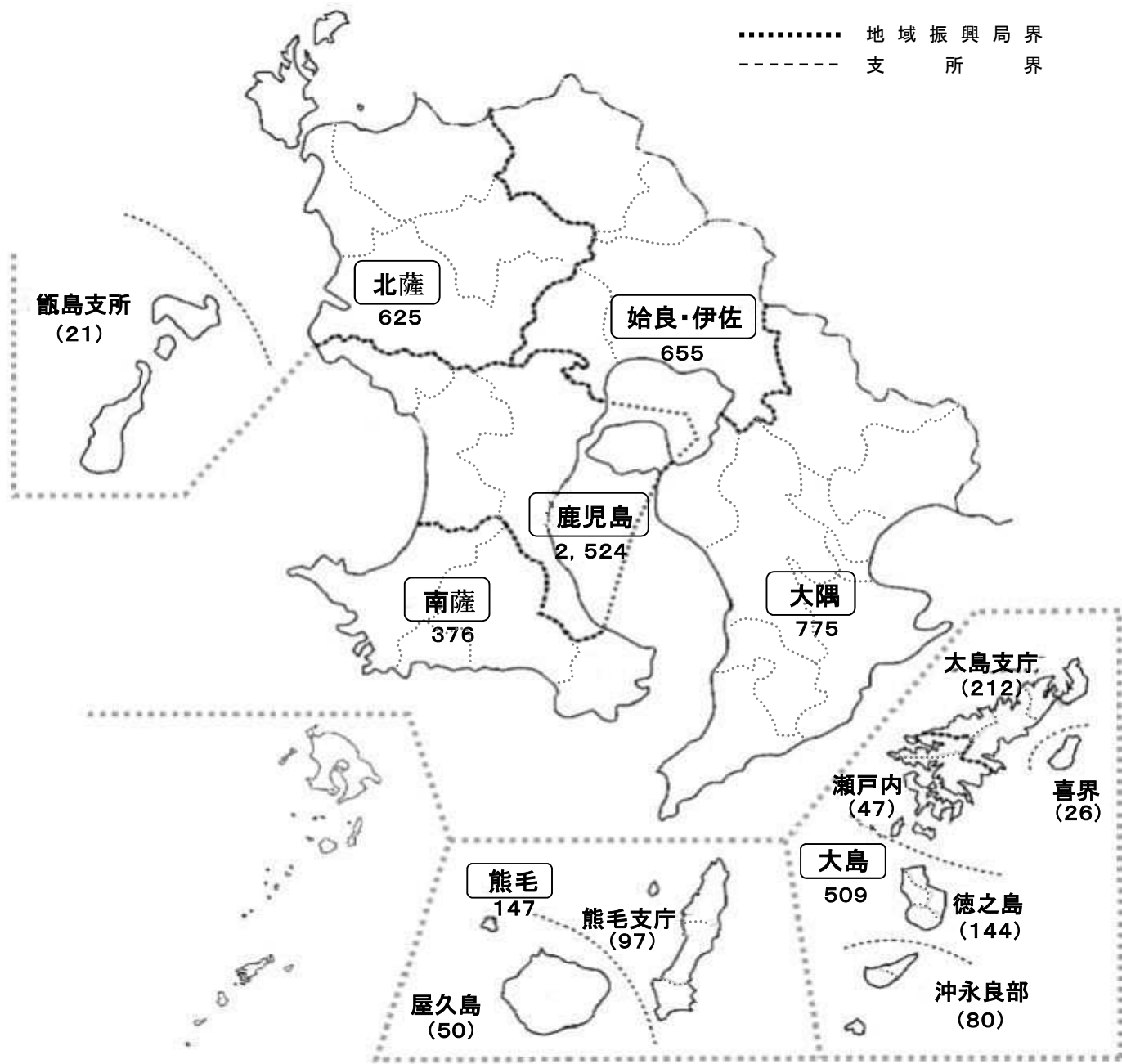
(負債総額 1,000万円以上)

項目	件数 (a) (件)	うち建設業者			左のうち格付等業者及び内訳							計画 失敗 (件)		放逸経 営及び 販売不 振 (件)		回収 難等 (件)
		許可 業者 (件)	無許可 業者 (件)	計 (b) (件)	比率 (b)/(a) (%)	計 (c) (件)	比率 (c)/(b) (%)	A (件)	B (件)	C (件)	D (件)	その他 (件)				
年度																
22	53	13	17	30	56.6	9	30.0	2	0	5	2	0	8	1		
23	68	13	12	25	36.8	7	28.0	1	2	3	1	0	5	2		
24	71	14	8	22	31.0	7	31.8	1	2	4	0	0	7	0		
25	87	17	3	20	23.0	8	40.0	0	1	7	0	0	9	2		
26	67	11	3	14	20.9	7	50.0	0	0	4	3	0	7	0		
27	66	11	2	13	19.7	5	38.5	1	3	0	1	0	5	0		
28	64	18	2	20	31.3	13	65.0	1	0	6	6	0	14	1		
29	61	5	12	17	27.9	5	29.4	1	0	2	1	1	16	1		
30	80	14	1	15	18.8	10	66.7	1	1	7	1	0	10	0		
元	67	8	6	14	20.9	3	21.4	1	1	1	0	0	11	3		
2	45	7	3	10	22.2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0		

地域振興局・支庁管内別建設業許可業者数

管内に主たる営業所を有する許可業者数
(令和4年3月31日現在)

..... 地 域 振 興 局 界
----- 支 所 界



※ 各地域振興局・支庁については、管内の全許可業者数であり、()は、支所等管内の許可業者数である。

2 用地・土地収用

(1) 用地取得

ア 取得面積等の推移

(単位：千円, m²)

区分 年度	事業費	土地購入費 (A)	補償費 (B)	計 (A)+(B)	取得面積
29	30,616,396	761,698	2,100,590	2,862,288	498,124
30	29,178,118	561,276	1,660,796	2,222,072	382,348
元	37,121,227	455,543	1,002,010	1,457,553	347,913
2	36,084,337	555,754	1,652,010	2,207,764	401,152
3	41,123,801	727,090	2,550,536	3,277,626	383,569

(注) 事業費は用地補償費のある事業費である。

イ 事業別用地補償費

(単位：千円, %)

区分	令和元年度 (比率)	令和2年度 (比率)	令和3年度 (比率)
道路	642,713 (44.1)	863,785 (39.1)	1,292,129 (39.4)
河川	157,122 (10.8)	501,946 (22.7)	279,376 (8.5)
砂防	160,608 (11.0)	110,058 (5.0)	146,558 (4.5)
その他	102,219 (7.0)	524,142 (23.8)	921,230 (28.1)
県単事業	394,891 (27.1)	207,833 (9.4)	638,333 (19.5)
計	1,457,553 (100.0)	2,207,764 (100.0)	3,277,626 (100.0)

ウ 所属別用地補償費

(単位：千円)

所 属	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鹿 児 島	311,580	450,042	1,393,394
南 薩	151,382	145,698	131,196
北 薩	345,490	540,131	379,430
甑 島	63,672	9,481	24,747
始 良 ・ 伊 佐	102,534	176,663	111,184
大 隅	308,560	491,425	567,901
熊 毛	48,085	205,787	68,303
屋 久 島	36,485	18,215	26,187
大 島	63,212	122,340	141,463
瀬 戸 内	4,569	20,615	11,257
喜 界	153	0	0
徳 之 島	14,791	22,643	76,463
沖 永 良 部	7,040	4,724	346,102
合 計	1,457,553	2,207,764	3,277,626

エ 公共土木用地取得先行事業

公共事業の円滑な推進を図るため、昭和39年度から「公共土木用地取得先行事業等特別会計」を設置し、工事施工年度前に、あらかじめまとまりのある事業用地の先行取得を行っている。令和3年度は、国直轄事業である事業用地の先行取得の要請はない。

公共土木用地取得先行事業実施状況

(単位：千円)

年度	事業名	路線等名	位置	用地先行事業費
2	(現年度分) 直轄事業（国土交通省）	南九州西回り 自動車道	阿久根市	60,200
	(繰越分)			29,300
	合 計			89,500
3	(現年度分) 直轄事業（国土交通省）	南九州西回り 自動車道	阿久根市	0
	(繰越分)			0
	合 計			0

(2) 登記

ア 登記処理状況

区分 年度	要 登 記 筆 数 (A)	登 記 済 筆 数 (B)	未 登 記 筆 数	単 年 度 登 記 率 (%) (B/A)	左記登記済筆数の処理内訳				総 取 得 筆 数 (C)	登 記 済 筆 数 (D)	登 記 率 (%) (D/C)
					公嘱委託		事務所処理				
					受 託 者 数	登 記 済	用 査 地 員 調 査 数	登 記 済			
29	2, 111	1, 661	450	78. 7	18 32	12	49	1, 649	438, 109	437, 659	99. 9
30	1, 912	1, 637	275	85. 6	8 46	1	49	1, 636	439, 571	439, 296	99. 9
元	1, 558	1, 332	226	85. 5	8 22	3	49	1, 329	440, 854	440, 628	99. 9
2	1, 699	1, 483	216	87. 3	8 18	0	39	1, 483	442, 326	442, 110	99. 9
3	1, 570	1, 363	207	86. 8	7 18	1	39	1, 362	443, 680	443, 473	99. 9

(注) 上段：公共嘱託登記司法書士協会 下段：公共嘱託登記土地家屋調査士協会

イ 登記に要した経費に関する調べ

年度	用 地 調査員 数(人)	用地調査員 に係る所要 経費(千円)	用地調査員の 1筆当り登記 所要経費(円)	公嘱委託に 要した経費 (千円)	公嘱委託による 1筆当りの所 要経費(円)	登記に要し た経費 (千円)
29	49	105,495	63,975	3,088 19,682	123,520 134,809	128,265
30	49	106,087	64,845	1,272 14,586	70,667 115,762	121,945
元	49	103,647	77,989	1,574 11,990	131,167 146,220	117,211
2	39	93,722	63,198	1,310 8,560	163,750 214,000	103,592
3	39	90,666	66,568	1,349 9,741	192,714 270,583	101,756

(注) 上段：公共嘱託登記司法書士協会 下段：公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(3) 県主催用地職員研修の実施状況 (単位：人)

年度	初任者研修	一般研修	調査員初任者研修	農政部と共催（一般研修はH20から）で、土木部の出席者数を計上。
元	15	21	10	
2	—	—	—	
3	91	—	—	

(※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から初任者研修のみ開催)

(4) 用地の業務委託

ア 建物等の物件調査委託

委託先 補償コンサルタント等

区分 年度	契約件数 (件)	委託料 (千円)
29	72	156,851
30	82	176,313
元	93	255,564
2	98	285,215
3	146	317,216

イ 登記事務の委託

委託先 公共嘱託登記司法書士協会・公共嘱託登記土地家屋調査士協会の合計

区分 年度	処理筆数 (筆)	委託筆数 (筆)	委託料 (千円)	受託者数 (人)	委託率 (%)
29	1,661	25	3,088	18	1.5
		146	19,682	32	8.8
30	1,637	18	1,272	8	1.1
		126	14,586	46	7.7
元	1,332	12	1,574	8	0.9
		82	11,990	22	6.2
2	1,457	8	1,310	8	0.5
		40	8,560	18	2.7
3	1,363	7	1,349	7	0.5
		36	9,741	18	2.6

(注) 上段：公共嘱託登記司法書士協会 下段：公共嘱託登記土地家屋調査士協会

ウ 用地交渉業務の市町村への委託実績

区分	元年度	2年度	3年度
筆数 (筆)	5	1	25
用地補償費(委託) (百万円)	11	32	105
用地補償費(県全体) (百万円)	1,458	2,208	3,278
委託率 (%)	0.8	1.5	3.2
委託料 (千円)	353	1,072	3,334
委託件数 (件)	1	1	2

(5) 「公有地の拡大の推進に関する法律」による土地の先買制度

公有地の拡大の推進に関する法律は、土地所有者が、① 一定規模以上の土地を有償で譲渡する場合は知事又は市長へ届け出ること(法第4条第1項) ② 県、市町村等に取り買いを希望する場合は知事又は市長へ申出ができること(法第5条)の2つの制度を設けて地方公共団体等の公共施設の整備に必要な公有地の計画的な拡大推進を図っている。

区 分	年度	届出・申出の件数	買取り協議の 通 知 件 数	買取り協議の 成 立 件 数
① 法 第 4 条 第 1 項 に よ る 届 出	2 9	5	1	0
	3 0	7	2	2
	元	6	2	2
	2	4	0	0
	3	1 9	1	0
② 法 第 5 条 に よ る 申 出	2 9	2 1	1 7	1 6
	3 0	2	2	2
	元	4	3	3
	2	5	5	5
	3	1 3	1 4	1 1

※ 鹿児島市を除く。

※ 令和元年度については、新型コロナウイルスの影響により、各市町村への照会が困難なため把握できないもの

(6) 土地収用

土地収用制度は、特定の公共事業のために必要とされる土地などを任意で取得し得ない場合に、地権者などの意思に反しても、強制的に土地などを取得することを可能にする制度である。

土地などの収用を行うには、まず、起業者が当該事業の公益性について、国土交通大臣又は知事の事業認定を受けることが必要である。その後、収用委員会に収用についての裁決申請を行い、収用裁決を得て、地権者などに正当な補償金を支払い、土地などを取得する。

事業認定件数

年度	起業者別				認定庁別		計
	国	県	市町村	その他	大臣認定	知事認定	
2 9	0	1	0	0	1	0	1
3 0	0	0	2	0	0	2	2
元	0	0	0	0	0	0	0
2	2	0	0	0	2	0	2
3	0	0	1	0	0	1	1

3 技術管理・工事検査

(1) 土木行政事務の電子化

ア 土木積算システム

土木積算システムについては、積算の統一性や契約内容の明確化と透明性を確保する「工事工種の体系化」に完全対応するため、平成14年4月から、積算システム（TS方式）に移行し、平成27年5月からは、機器の更新により新積算システム（TS方式）の運用を行っている。

- ・ 積算可能パソコン台数 (R04.8月現在)

所属	区分	TSサーバ（仮想）	ノートブック
情報政策課		5台	—
技術管理室		—	6台
土木部本庁各課		—	55台
振興局・支庁建設部		—	319台
合計		5台	380台

出先機関の1台当たり平均積算担当職員数 1人

イ 公共事業支援統合情報システム（CALS/EC：電子入札、電子納品、電子閲覧）

公共事業における事務処理の効率化等を図るため、公共事業支援統合情報システムの整備等を平成15年度から進めている。

電子入札については、平成22年1月から、本格運用を開始した。

電子納品については、平成20年4月から試行を開始し、平成24年4月から一部本格運用へと移行した。また、電子閲覧については、平成22年4月から試行を開始し、平成29年4月から本格運用に移行した。

(2) 市町村等の積算システムへの支援

全ての市町村において、積算業務は電算化されており、平成8年度から県の積算システム基準データの提供を行うなど、市町村等の土木積算システム支援を行っている。

(3) 土木工事設計単価改定状況

労務単価については、農林水産省及び国土交通省が毎年定期的を実施する「公共事業労務費調査」に基づき決定された単価を用いて設定している。

また、資材単価については市況価格を調査し、設計単価としており、価格に変動が生じた場合は、随時改定を行っている。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
労務単価の制定	3月 1日	3月 1日	3月 1日
資材単価の制定	4月 1日	4月 1日	4月 1日
資材単価等の改定	5月 1日	5月 1日	6月 1日
	7月 15日	7月 15日	8月 1日
	9月 1日	10月 1日	9月 1日
	10月 1日	1月 15日	10月 1日
	12月 1日		11月 1日
	1月 15日		12月 1日
			1月 15日

※ 平成26～28年度は労務単価の制定を前倒して2月に行っており、平成29～令和3年度は3月に制定を行っている。

(4) 土木技術職員の研修実施状況

建設行政をとりまく情勢の変化に対応し、行政の効率化等を進めるため、土木技術職員等に対する教養・技術の向上に努めている。その実施状況は次のとおりである。

ア 県及び市町村土木技術職員等を対象とした、土木部主催（国土交通大学校等を含む。）の研修

（単位：人）

区 分	年度	県 外 研 修 （ 県 職 員 ）			県 内 研 修		県職員計	合 計
		国土交通 大 学 校	（財）全国建設 研修センター	計	県職員	市町村		
土木建築	元	2	1	3	2 6 8	2 6 6	2 7 1	5 3 7
	2	1	0	1	3 4 9	2 7 8	3 5 0	6 2 8
	3	2	1	3	2 5 2	3 0 0	2 5 5	5 5 5

イ 県及び市町村土木技術職員等を対象とした他機関との共催による研修 令和3年度 237人

ウ 建設業界の土木技術者を対象とした他機関との共催による研修 令和3年度 3,443人

(5) 検査及び監査実施状況

土木、建築、電気設備工事及び機械設備工事の適正な施工を確保するため、工事の中間検査、完成検査及び監査を実施した。その実施結果は次のとおりである。

（単位：件）

区 分	年度	中間検査	完成検査	監 査	計
土 木 工 事	3 0	3 3	2 1	1 9 7	2 5 1
	元	2 4	2 3	1 9 9	2 4 6
	2	1 3	2 0	1 9 2	2 2 5
建 築 工 事	3 0	4 1	1 5	6 6	1 2 2
	元	4 5	2 0	6 5	1 3 0
	2	1 3	6	7 4	9 3
電気設備工事	3 0	0	4 7	0	4 7
	元	0	5 1	0	5 1
	2	0	4 1	0	4 1
機械設備工事	3 0	0	4 0	0	4 0
	元	0	4 6	0	4 6
	2	0	4 1	0	4 1
計	3 0	7 4	1 2 3	2 6 3	4 6 0
	元	6 9	1 4 0	2 6 4	4 7 3
	2	2 6	1 0 8	2 6 6	4 0 0

※ この他に、執行権限に応じて、振興局・支庁建設部において完成検査等を実施している。

(6) 建設副産物対策

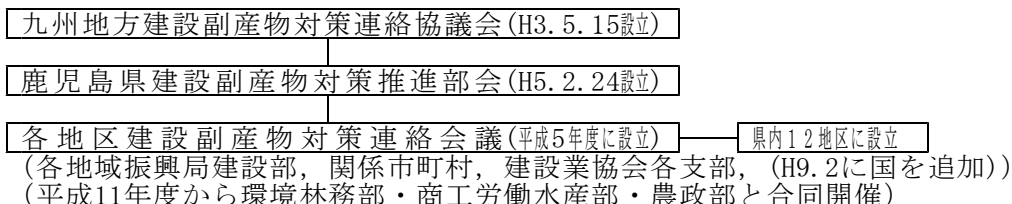
ア 建設副産物対策の現状

建設工事において副次的に発生する建設副産物については、平成5年3月に「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）」を制定し、①発生の抑制②再利用の促進③適正処理の徹底を三本柱とした対策を行っている。

平成14年5月30日の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の全面施行に伴い、以下の方法で建設副産物の再資源化等を推進している。

また、県内12地区に国、県、市町村等で組織する「各地区建設副産物対策連絡会議」を設置し、建設副産物に関する情報交換等を行い、リサイクルの徹底を図っている。

(ア) 建設副産物対策推進のための組織



(イ) 主な建設副産物の搬出と再生資材の利用の概要

副産物名	工事現場からの搬出	再生資材	再生資材の利用
コンクリート塊	・現場内盛土として利用する。 ・再資源化施設に搬出する。	再生砕石	・工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合、新材に優先して路盤材、基礎材、裏込め材に利用する。
アスファルト・コンクリート塊	・路上再生路盤工法にて路盤材として利用する。 ・再資源化施設に搬出する。	再生アスファルト	・工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合、新材に優先して表層、基層に利用する。
建設発生土	・現場内利用を検討する。 ・工事現場から50kmの範囲内の他の工事現場に搬出する。	盛土材等	・工事現場から50kmの範囲内に発生土を搬出する建設工事がある場合、新土に優先して盛土材等に利用する。
建設発生木材	・現場内利用を検討する。 ・工事現場から50kmの範囲内の再資源化施設に搬出する。		

(ウ) 建設副産物の再資源化率等及び目標値

種 類	推進計画 2014(九州) H30目標値	鹿児島県実績			平成30年度 九州実績	平成30年度 全国実績	推進計画 2020(九州) R5達成基準値
		H7年度	H24年度	H30年度			
建設廃棄物全体	96%以上	15%	96.4%	98.0%	96.2%	97.2%	96%以上
アスファルト・コンクリート塊	99%以上	26%	97.9%	99.4%	99.1%	99.5%	99%以上
コンクリート塊	99%以上	12%	97.9%	98.9%	99.1%	99.3%	99%以上
建設汚泥	90%以上	1%	94.9%	92.9%	78.8%	94.6%	90%以上
建設混合廃棄物	50%以下	—	64.1%	68.2%	54.4%	63.2%	—
建設発生木材	95%以上	0%	96.9%	96.7%	90.1%	96.2%	95%以上
建設発生土	78%以上	34%	68.0%	70.1%	72.2%	79.8%	80%以上

注) ・平成7, 24, 30年度データは九州地方建設副産物対策連絡協議会が実施した建設副産物実態調査による。

- ・建設副産物実態調査は国、地方公共団体及び民間が行う建設工事を対象としている。
- ・平成30年度の目標値:「九州地方における建設リサイクル推進計画2014」による。
- ・令和5年度の目標値:「建設リサイクル推進計画2020」による。
- ・平成30年度調査の実績値が95%を超える品目については再資源化率等の維持を目指すため、「目標値」を「達成基準値」にかえ、今後は再資源化率等が維持された場合、「概ね達成」と評価する。
- ・建設混合廃棄物の再資源化率・縮減率はモニタリングするものの参考値であるため、「—」としている。
- ・算定式
アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊:再資源化率=(再使用量+再生利用量)/(排出量)*100
建設汚泥:再資源化・縮減率=(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量)/(排出量)*100
建設発生木材:再資源化・縮減率=(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量)/(排出量)*100
建設発生土:有効利用率=(現場内利用量+工事間利用等+有効利用量)/(建設発生土量)*100

イ 建設副産物対策の今後の課題

- ・新たな目標値に向けた更なる建設副産物のリサイクル率の向上
- ・民間工事等を含めた建設発生土利用の推進

(7) 公共事業の再評価について

ア 目的・経緯

公共事業の再評価システムは、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業や、既に長期間が経過しても継続中の事業等について、事業実施主体自ら再評価を行い、必要に応じて事業の見直しや、休止又は中止するなど対応方針を決定するものである。

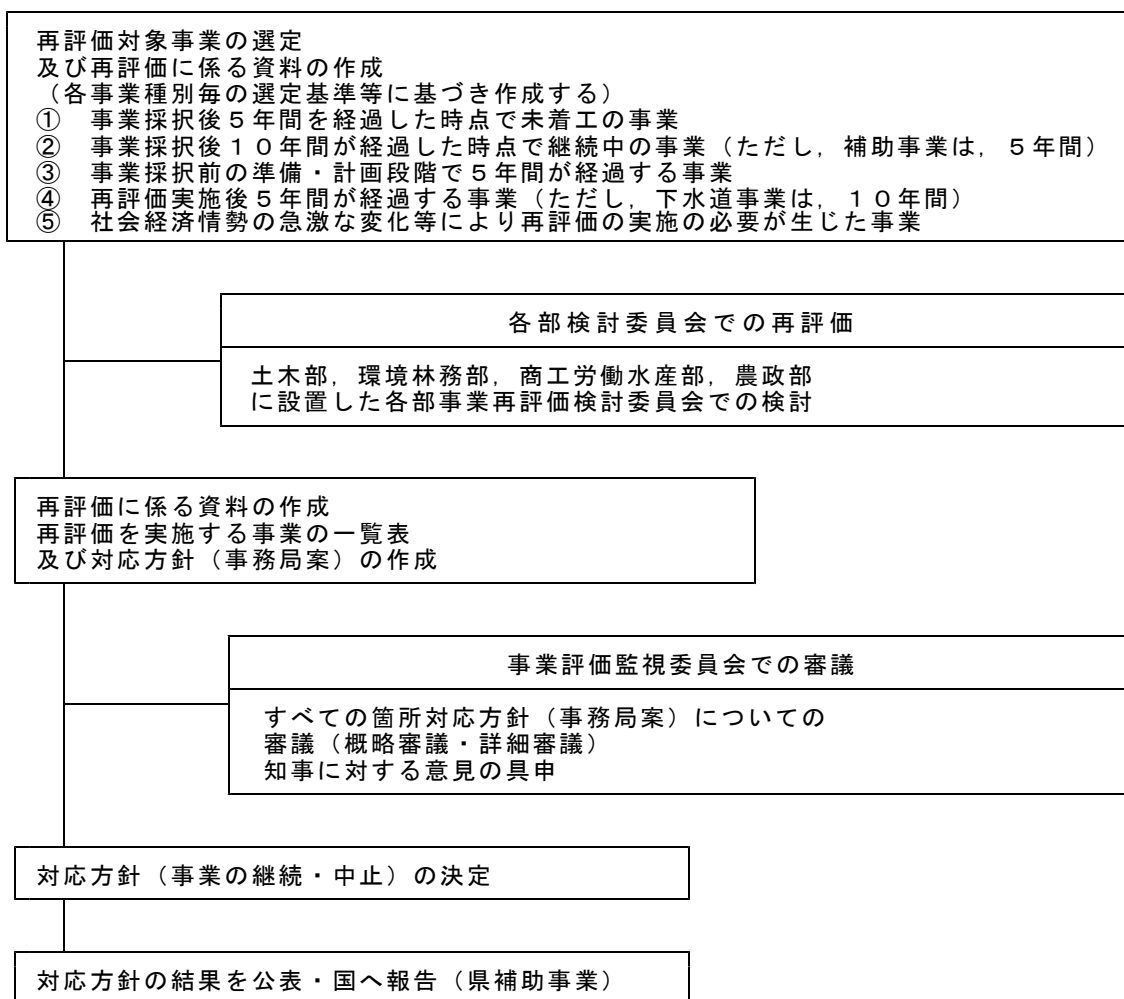
本県においては、この再評価を実施するに当たって、その客観性・透明性を確保する方策として学識経験者など第三者で構成する「事業評価監視委員会」を、平成10年1月16日に設置した。

令和3年度までに土木部、環境林務部、商工労働水産部及び農政部が所管する事業（市町村事業を含む。）910箇所を付議し、事業の進捗状況やその必要性等について審議した。令和3年度土木部所管事業については、24箇所（全体：29箇所）の事業箇所の対応方針案について委員会に付議し、全ての箇所の対応方針案が妥当との報告を受け、審議結果に基づき対応方針を決定した。

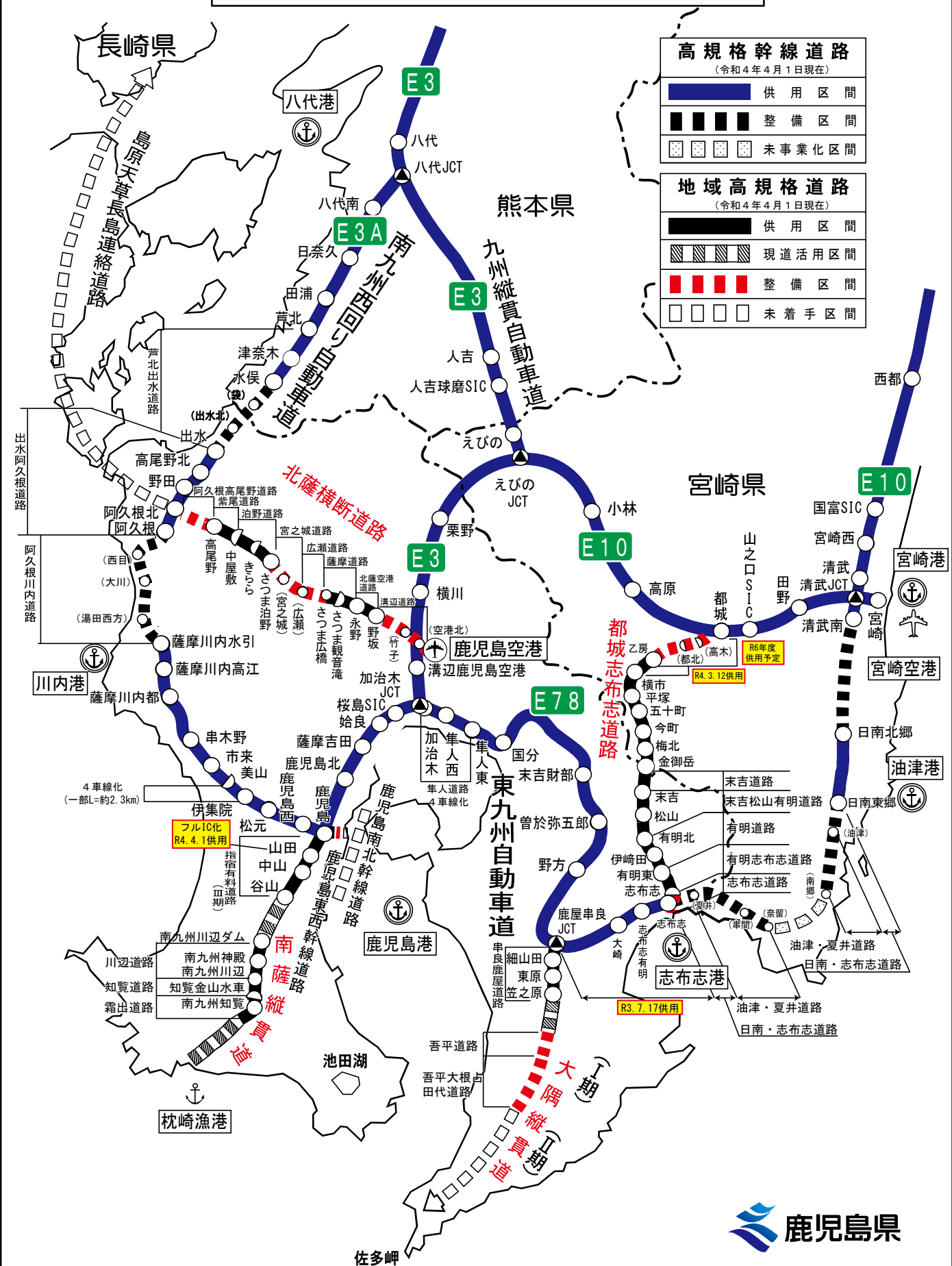
イ 今後の対応

対象事業については、「事業評価監視委員会」に付議するとともに、同委員会の審議結果を参考にしながら、効率的な公共事業の執行に努める。

〈事業再評価の実施フロー〉



高規格道路等網図（令和４年）



(2) 現況総括表

(令和3年4月1日現在)

道 路 種 別	区 分	路線数	実 延 長 m	改良済延長 m	改良率 %	幅5.5m以上 改良済延長 m	幅5.5m以上 改良率 %	舗装済延長 m	舗装率 %	簡易を除く 舗装済延長 m	簡易を除く 舗装率 %	歩道設置延長 (セタ延長) m	歩道 設置率 %	道路部面積 ㎡
一 般 国 道	高速自動車国道	2	122,858	122,858	100.0	122,858	100.0	122,858	100.0	122,858	100.0	0	0.0	2,357,608
	指 定 区 間	7 (3)	415,034 443,738	415,025 443,729	99.9 99.9	415,025 443,729	99.9 99.9	415,025 443,729	99.9 99.9	415,025 443,729	99.9 99.9	322,916 322,916	77.8 72.7	5,775,481 6,252,342
	指定区間 外	15 (3)	856,249	842,186	98.3	822,310	96.0	856,249	100.0	805,250	94.0	527,986	61.6	9,741,221
	計	19 (3)	1,271,283 1,299,987	1,257,211 1,285,915	98.8 98.9	1,237,335 1,266,039	97.3 97.3	1,271,274 1,299,978	99.9 99.9	1,220,275 1,248,979	95.9 96.0	850,902 850,902	66.9 65.4	15,516,702 15,993,563
県	主要地方道	61	1,588,510 1,621,056	1,456,668 1,489,214	91.7 91.8	1,365,155 1,397,701	85.9 86.2	1,588,510 1,621,056	100.0 100.0	1,277,734 1,310,280	80.4 80.8	814,513 814,513	51.2 50.2	16,544,042 16,836,391
	一 般 県 道	217	1,976,707	1,502,495	76.0	1,257,625	63.6	1,976,707	100.0	1,117,487	56.5	653,425	33.0	17,280,246
	計	278	3,565,217 3,597,763	2,959,163 2,991,709	83.0 83.1	2,622,780 2,655,326	73.5 73.8	3,565,217 3,597,763	100.0 100.0	2,395,221 2,427,767	67.1 67.4	1,467,938 1,467,938	41.1 40.8	33,824,288 34,116,637
国・県 道 計		297 299	4,836,500 4,897,750	4,216,374 4,277,624	87.1 87.3	3,860,115 3,921,365	79.8 80.0	4,836,491 4,897,741	99.9 99.9	3,615,496 3,676,746	74.7 75.0	2,318,840 2,318,840	47.9 47.3	49,340,990 50,110,200
	うち県管理計	293	4,421,466	3,801,349	85.9	3,445,090	77.9	4,421,466	100.0	3,200,471	72.3	1,995,924	45.1	43,565,509
市 町 村 道	1 級	1,222	2,933,222	2,617,705	89.2	1,686,183	57.4	2,875,813	98.0	458,702	15.6	641,893	21.8	22,949,255
	2 級	1,419	2,696,121	2,107,339	78.1	818,184	30.3	2,616,971	97.0	292,120	10.8	163,642	6.0	16,572,666
	そ の 他	35,601	16,865,731	10,992,551	65.1	2,522,885	14.9	14,880,738	88.2	1,780,692	10.5	685,596	4.0	88,595,392
	計	38,242	22,495,074	15,717,595	69.8	5,027,252	22.3	20,373,522	90.5	2,531,514	11.2	1,491,131	6.6	128,117,313
国・県・市 町 村 道 計		38,539 38,541	27,331,574 27,392,824	19,933,969 19,995,219	72.9 72.9	8,887,367 8,948,617	32.5 32.6	25,210,013 25,271,263	92.2 92.2	6,147,010 6,208,260	22.4 22.6	3,809,971 3,809,971	13.9 13.9	177,458,303 178,227,513

(注) 1 路線数の()内は、同一路線で指定区間、指定区間外双方に重複している路線数である。

2 同一道路種別で2段書きになっている部分は、上段が有料道路を除いた道路、下段が有料道路を含む道路の現況である。

3 上記3の有料道路は、一般国道(指定区間)3号[南九州西回り自動車道]、10号[単人道路](西日本高速道路株式会社管理)、及び高速自動車国道(新直轄区間を含む)である。

4 「自動車交通不能区間」とは、車道幅員3.5m未満の未改良道路のうち、幅員、曲線半径、勾配その他道路の状況により、最大積載量4トン貨物自動車が行きできない区間をいう。

5 指定区間外の路線のうち、1路線は海上区間のみの路線である。(指定区間に美延長がある。)

(3) 建設機械の配置状況

(令和4年4月1日現在 単位：台)

種 別 所 属	パト ロール カー	作業車				散水車	清掃車	合計
		1.75t ダンプ	2.75t クレーン 付ダンプ	3.5t ダンプ	計			
鹿 児 島 地 振 局	1		1		1	4	7	13
日置市駐在			1		1			1
南薩地振局	1		1		1			2
指宿市駐在								
北薩地振局			1		1			1
さつま町道 路保守駐在								
出水市駐在	1		1		1			2
始 良 伊 佐 地 振 局	2		1		1			3
伊佐市駐在	1		1		1			2
大隅地振局	1		1		1		1	3
錦江町道路 保 守 駐 在								
曾於市駐在	1		1		1			2
熊 毛 支 庁			1		1			1
屋 久 島 事 務 所	1							1
大 島 支 庁	1		1		1			2
瀬 戸 内 事 務 所								
喜 務 界 事 務 所								
徳 之 島 事 務 所			1		1			1
沖 永 良 事 務 所								
道路維持課								
計	10		12		12	4	8	34

5 河 川

(1) 河川の管理状況

(令和3年4月30日現在)

河 川 種 別		全 体		知 事 管 理		大 臣 管 理	
級 種	水 系	河 川 数	延長(km)	河川数	延長(km)	河川数	延長(km)
一級河川	川 内 川	109	622.1	106	508.2	11	113.9
	肝 属 川	36	181.6	35	130.5	6	51.1
	大 淀 川	8	74.4	8	74.4	0	0.0
	(計) 3水系	153	878.1	149	713.1	17	165.0
二級河川	160水系	310	1,780.4	310	1,780.4	-	-
	(計)	310	1,780.4	310	1,780.4	-	-
準用河川	(一級) 3水系	285	348.8	-	-	-	-
	(二級) 105水系	562	860.0	-	-	-	-
	(単独) 401水系	444	478.5	-	-	-	-
	(計) 509水系	1,291	1,687.3	-	-	-	-
合 計		1,754	4,345.8	459	2,493.5	17	165.0

(注) 国管理と県管理の重複河川は13河川

(2) 県管理河川の整備状況

(令和4年3月31日現在)

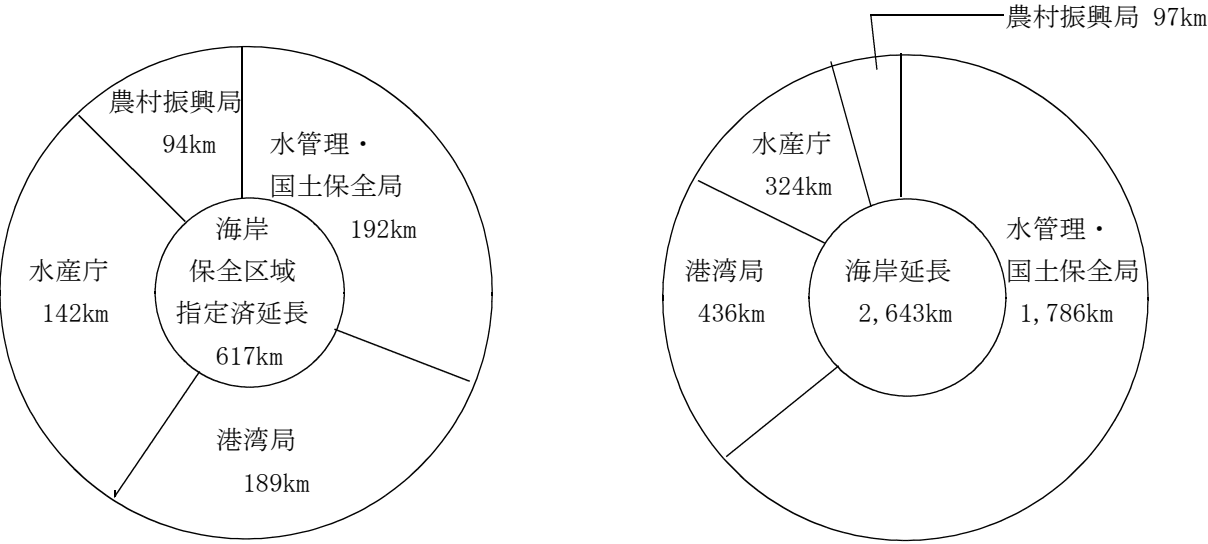
種 別	河 川 数	河川延長 km	要改修延長 km	改修済延長 km	改修率 %
一級河川	149	713.1	576.7	268.8	46.6
二級河川	310	1,780.4	1,336.7	621.3	46.5
合 計	459	2,493.5	1,913.4	890.1	46.5

(注) 県管理河川の改修済は、雨量60mm/hに対応

(3) 所管別海岸延長

(令和3年3月31日現在)

本県の海岸線は、大隅沿岸、鹿児島湾沿岸、薩摩沿岸、八代海沿岸及び薩南諸島沿岸からなり、その延長は約2,643kmで、北海道、長崎県に次いで長い海岸線を有している。そのうち、海岸保全区域に指定されているのは約23.3%の617kmある。



(4) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業の進捗状況

年 災 別	事 業 主 体	決 定 金 又 は 再 調 査 額		2年度までの 施 行 済 額		3年度施行済額		初年度か らの累計 進 捗 率	令和4年度以降 施 行 予 定 額	
		箇 所	千 円	箇 所	千 円	箇 所	千 円	(%)	箇 所	千 円
元	県	485	8,892,831	475	8,685,397	8	190,175	99.6	0	0
	市町村	249	2,974,617	249	2,974,617	0	0	100.0	0	0
	計	734	11,867,448	724	11,660,014	8	190,175	99.7	0	0
2	県	505	10,354,451	272	5,228,791	224	4,777,815	98.2	9	347,845
	市町村	451	6,796,914	343	4,186,215	91	1,759,846	95.0	17	850,853
	計	956	17,151,365	615	9,415,006	315	6,537,661	97.3	26	1,198,698
3	県	340	5,400,229	0	0	181	2,580,275	53.2	159	2,819,954
	市町村	448	4,241,371	0	0	238	2,320,483	53.1	210	1,920,888
	計	788	9,641,600	0	0	419	4,900,758	53.2	369	4,740,842

※水管理・国土保全局所管の公共土木施設災害復旧事業

(5) 水防

毎年各地で大雨による被害が発生し、住民の生命を脅かしている。県土の保全と住民の生命・財産を水害から守るために、水防計画に基づいて、水防資材の整備、連絡通信の確保、重要水防区域の点検等を行うとともに、水防活動を迅速かつ的確に行うため、水防警報施設や河川砂防情報システムを整備し、県内各地の雨量及び河川の水位等の情報伝達に努めている。

6 砂防

(1) 危険箇所状況（令和3年度末）

土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	計
渓流 箇所 イ. 危険渓流水数 4,301	箇所 イ. 危険箇所数 11,818	箇所 イ. 危険箇所数 85	箇所 16,204
渓流 箇所 ロ. 要施行渓流 2,160	箇所 ロ. 要施行箇所 2,707	箇所 ロ. 要施行箇所 85	箇所 4,952
渓流 箇所 うち施設設置箇所 751	箇所 うち施設設置箇所 1,026	箇所 うち施設設置箇所 26	箇所 1,803
整備率 35%	整備率 38%	整備率 31%	36%
(要件) 1. 渓流勾配 20分の1以上 2. 人家5戸以上 (5戸未満でも官公署、災害時 要援護者関連施設、学校、 旅館、駅、発電所等のある 渓流を含む) 危険渓流に対する保全 人家戸数 27,236戸/2,160渓流	(要件) 1. 傾斜度30度以上 2. 高さ5m以上 3. 人家5戸以上 (5戸未満でも、官公署、災 害時要援護者関連施設、 学校、旅館等のある箇所 を含む) 危険箇所に対する保全 人家戸数 60,965戸/4,231箇所	(要件) 地すべりの発生する恐 れのある箇所で地すべり 防止法第51条に基づく 国土交通大臣所管になり うるもの。 危険箇所に対する保全 人家戸数 4,211戸/85箇所	
平成15年3月公表	平成15年3月公表	平成10年6月公表	
全国危険渓流水数 89,518渓流 整備率 約22% (平成21年度末)	全国危険箇所数 113,557箇所 整備率 約26% (平成21年度末)	全国危険箇所数 11,288箇所 整備率 約23% (平成21年度末)	
※整備率とは、対策を必要とする箇所数に対する施設の設置されている箇所数の割合			

(2) 砂防３法指定区域及び土砂災害警戒区域等指定状況

(令和４年３月31日現在)

市町村等	砂防指定地	急傾斜地崩壊 危険区域	地すべり 防止区域	土砂災害 警戒区域 等	うち 特別	市町村等	砂防指定地	急傾斜地崩壊 危険区域	地すべり 防止区域	土砂災害 警戒区域 等	うち 特別
鹿児島市	213	327	1	3,300	3,091	鹿屋市	146	70		592	545
三島村	4			62	57	垂水市	111	28		354	282
十島村	1		2	40	36	東串良町		3		28	26
日置市	41	24	1	743	456	錦江町	33	16		317	306
いちき串木野市	41	20		491	464	南大隅町	55	40		476	423
鹿児島 地域振興局	300	371	4	4,636	4,104	肝付町	49	10		679	635
枕崎市	5	6		228	183	曾於市	236	45	1	581	534
南さつま市	90	67	10	896	707	志布志市	102	34		597	574
南九州市	81	34		505	416	大崎町	20	12		123	115
指宿市	78	16	2	236	202	大 隅 地域振興局	752	258	1	3,747	3,440
南 薩 地域振興局	254	123	12	1,865	1,508	西之表市	21	19		202	189
薩摩川内市（甌島除く）	148	24	1	2,454	1,839	中種子町	16	3		78	71
さつま町	94	30	1	1,415	1,307	南種子町	35	7	2	191	173
阿久根市	16	25	2	661	456	屋久島町	45	8		322	298
出水市	44	14	1	542	344	熊毛支庁	117	37	2	793	731
長島町	43	39	1	412	277	奄美市	74	72	2	738	665
薩摩川内市（甌島）	52	21		377	336	大和村	15	10		77	73
北 薩 地域振興局	397	153	6	5,861	4,559	龍郷町	18	4	2	257	231
霧島市	239	77	7	2,196	1,687	宇検村	27	14	1	178	139
姶良市	48	17	4	605	392	瀬戸内町	55	25	2	615	540
湧水町	31	13		370	356	喜界町				26	23
伊佐市	34	9		714	686	徳之島町	27	16	3	134	119
姶良・伊佐 地域振興局	352	116	11	3,885	3,121	天城町	13	6		92	88
						伊仙町	7			66	65
						和泊町				36	36
						知名町				48	47
						与論町				56	56
						大島支庁	236	147	10	2,323	2,082
						合計	2,408	1,205	46	23,110	19,545

(注意)急傾斜地崩壊危険区域のうち、薩摩川内市(甌島除く)、薩摩川内市(甌島)、瀬戸内町及び徳之島町の指定数に誤りがあったため、修正(総数には誤りなし。)

※「仕明谷川４」が鹿児島市と日置市にまたがっているが、指定地としては１つなので日置市にのみカウント。

7 港 湾

本県の重要港湾は、鹿児島港、志布志港、川内港、西之表港及び名瀬港の5港である。地方港湾は、県管理港湾41港、市町村管理港湾85港である。〔合計地方港湾数126港（避難港2港を含む。）〕

避難港は、古仁屋港及び大泊港の2港である。

(1) 県管理港湾一覧

(令和4年3月31日現在)

種 別	港 湾 名	所 在 地	最大接岸能力	利 用 実 績 (令和2年)		
				海上出入貨物量(千トン)	船舶乗降人員(千人)	入港船舶数(隻)
重要港湾	鹿児島港	鹿児島市	220,000 G/T	27,747	3,559	42,681
〃	川内港	薩摩川内市	30,000 D/W	1,146	33	2,668
〃	志布志港	志布志市	65,000 D/W (専用)	9,144	88	3,124
〃	西之表港	西之表市	30,000 G/T	1,300	287	4,302
〃	名瀬港	奄美市	30,000 G/T	876	88	2,835
避難港	大泊港	南大隅町	500 G/T			
〃	古仁屋港	瀬戸内町	2,000 D/W	107	46	1,085
地方港湾	米之津港	出水市	5,000 D/W	184		112
〃	黒之浜港	阿久根市	40 G/T	1未満		1,500
〃	瀬戸港	長島町	10 G/T			
〃	宮之浦港	〃	40 G/T	3		2,600
〃	片側港	〃	700 D/W	379	45	3,836
〃	指江港	〃	150 G/T			
〃	西方港	薩摩川内市	10 G/T			
〃	里港	〃	2,000 D/W	212	81	2,460
〃	長浜港	〃	2,000 D/W	249	56	2,989
〃	串木野新港	いちき串木野市	15,000 D/W	878	107	1,514
〃	新川港	南さつま市	—			
〃	指宿港	指宿市	170 G/T	1未満	12	715
〃	魚見港	〃	1 G/T 未満			
〃	宮ヶ浜港	〃	10 G/T			
〃	桜島港	鹿児島市	1,000 G/T	13,916	2,099	23,054
〃	喜入港	〃	500,000 D/W (専用)	48,390		563
〃	加治木港	姶良市	5,000 D/W	863		619
〃	隼人港	霧島市	10 G/T	3		1,770

種 別	港 湾 名	所 在 地	最 大 接 岸 能 力	利 用 実 績 (令和2年)		
				海上出入貨物量(千トン)	船舶乗降人員(千人)	入港船舶数(隻)
地方港湾	福山港	霧島市	100 G/T	1未満		10
〃	垂水港	垂水市	2,000 D/W	5,691	934	9,353
〃	鹿屋港	鹿屋市	2,000 D/W	73		11,488
〃	高須港	〃	10 G/T			
〃	大根占港	錦江町	40 G/T	19		543
〃	根占港	南大隅町	700 D/W	149	38	8,671
〃	波見港	肝付町, 東串良町	260,000 D/W (専用)	762		2,258
〃	田之脇港	西之表市	2,000 D/W	6		28
〃	浜津脇港	中種子町	2,000 D/W	7		8
〃	島間港	南種子町	15,000 G/T	111	1	596
〃	宮之浦港	屋久島町	30,000 G/T	596	134	2,457
〃	安房港	屋久島町	5,000 D/W	42	65	833
〃	栗生港	屋久島町	700 D/W			
〃	上屋久元浦港	屋久島町	—			
〃	硫黄島港	三島村	2,000 G/T	17	4	250
〃	中之島港	十島村	2,000 D/W	15	4	230
〃	湾港	喜界町	5,000 D/W	78	19	691
〃	亀徳港	徳之島町	10,000 G/T	292	40	1,795
〃	平土野港	天城町	10,000 G/T	136	4	417
〃	和泊港	和泊町	6,000 G/T	190	26	843
〃	与論港	与論町	6,000 G/T	122	27	736

- ・総トン (G TまたはG/T)
- ・重量トン (DWまたはD/W)

・利用実績は令和2年港湾統計 (年報)

(2) 重要港湾の整備状況(令和4年3月31日現在)

①鹿児島港

区分	本 港 区	新 港 区	鴨池港区	中央港区	谷山一区	谷山二区
現況	2,000D/W 4バース 700D/W 3バース 250G/T 5バース 10,000D/W 2バース 5,000D/W 4バース 1,000G/T 1バース 4,000D/W 1バース	10,000G/T 1バース 5,000D/W 1バース 2,000D/W 2バース 700D/W 1バース(専用) 8,000G/T 1バース 4,000D/W 1バース 3,000G/T 2バース 1,000D/W 2バース	700D/W 2バース 990G/T 2バース	15,000D/W 1バース 3,000D/W 1バース(専用) 2,000D/W 2バース 2,000D/W 1バース(専用) 1,000D/W 1バース(専用) 700D/W 10バース 70,000G/T 1バース 220,000G/T 1バース	30,000D/W 2バース 30,000D/W 1バース(専用) 5,000D/W 4バース 3,000D/W 1バース(専用) 2,000D/W 9バース 2,000D/W 1バース(専用)	15,000D/W 2バース(専用) 10,000D/W 2バース(専用) 8,000D/W 2バース(専用) 5,000D/W 8バース 5,000D/W 19バース(専用) 2,000D/W 14バース 2,000D/W 2バース(専用) 120,000G/T 1バース(専用) 12,000G/T 2バース 5,000G/T 1バース(専用)

②川内港

現 況	700D/W 2,000D/W 5,000D/W 30,000D/W 10,000D/W 4,000D/W 198G/T	10バース 3バース 3バース 1バース 1バース(専用) 1バース(専用) 1バース
-----	--	---

③志布志港

現 況	50,000D/W 30,000D/W 15,000D/W 14,000D/W 10,000D/W 5,000D/W 2,000D/W 1,000D/W 65,000D/W 15,000G/T 450D/W	1バース 1バース 1バース 1バース 1バース 7バース 7バース 2バース 2バース(専用) 1バース 2バース
-----	---	--

④西之表港

現 況	30,000G/T 5,000D/W 2,000D/W 2,000G/T 281G/T	1バース 1バース 2バース 3バース 1バース
-----	---	--------------------------------------

⑤名瀬港

現 況	30,000G/T 10,000D/W 5,000D/W 2,000D/W 700D/W	1バース 2バース 2バース 3バース 1バース(専用)
-----	--	--

8 空 港

(1) 空港の現況

(令和4年4月1日現在)

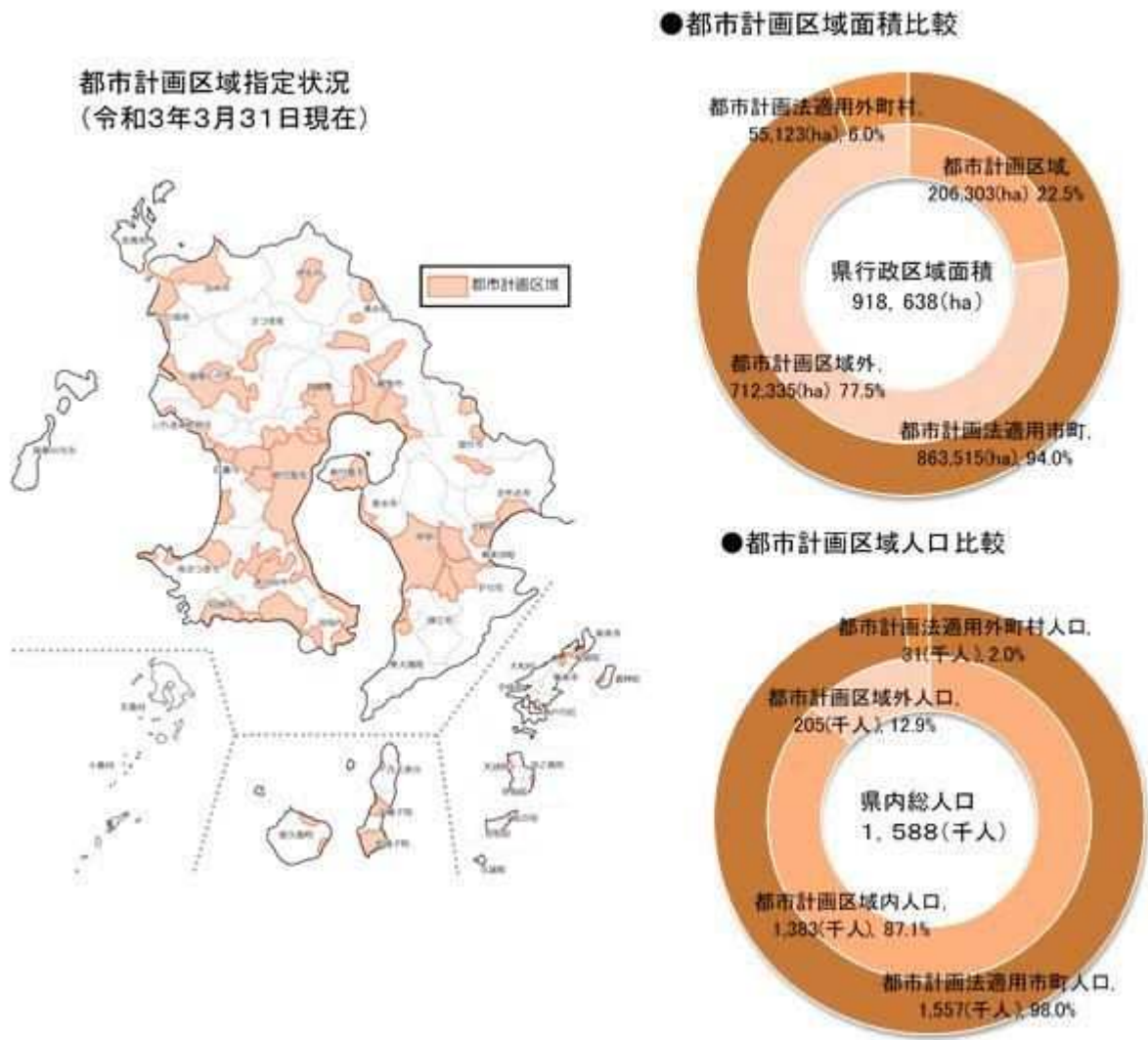
空港名称 (供用開始)	施 設 概 要									利用客数 人／年度	
	空港面積 (告示面積) (㎡)	着陸帯		滑走路		エプロン		駐車場			
		延長 (m)	幅 (m)	延長 (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	バース	面積 (㎡)	台数		
鹿児島 (S47. 4. 1)	1, 824, 869	3, 120	300	3, 000	45	256, 068	大型 J ⑩ 中小 J ③ プロペラ 機⑭ その他⑥	—	1590	30 元 2 3	6, 066, 626 5, 771, 346 1, 833, 583 2, 677, 331
種子島 (H18. 3. 16)	1, 110, 963	2, 120	300	2, 000	45	16, 650	小型 J ① プロペラ 機② 小型機①	8, 640	239	30 元 2 3	90, 400 86, 962 42, 879 57, 472
屋久島 (S38. 7. 23)	388, 406	1, 620	150	1, 500	45	7, 700	プロペラ 機②	5, 512	167	30 元 2 3	173, 835 145, 814 94, 183 127, 574
奄美 (S63. 7. 10)	1, 096, 081	2, 120	300	2, 000	45	62, 985	中型 J ① 小型 J ② プロペラ 機③ 小型機①	14, 629	241	30 元 2 3	891, 285 884, 550 447, 265 609, 947
喜界 (S43. 5. 1)	209, 406	1, 320	100	1, 200	30	3, 900	プロペラ 機①	2, 585	81	30 元 2 3	88, 968 86, 928 47, 884 57, 489
徳之島 (S55. 6. 1)	526, 375	2, 120	150	2, 000	45	17, 900	小型 J ② プロペラ 機②	11, 271	214	30 元 2 3	201, 021 202, 021 109, 855 143, 709
沖永良部 (S44. 5. 1)	398, 351	1, 470	150	1, 350	45	11, 550	プロペラ 機③	2, 249	120	30 元 2 3	116, 829 115, 746 65, 500 80, 122
与論 (S51. 5. 1)	221, 327	1, 320	120	1, 200	30	7, 700	プロペラ 機②	2, 583	91	30 元 2 3	80, 189 75, 484 38, 354 56, 872

(利用客数については「平成29～令和3年分 空港管理状況調書」より抜粋)

9 都市計画

本県の都市計画区域は、大正12年7月1日に鹿児島市が旧都市計画法の適用を受け、大正14年10月6日に都市計画区域を指定したのが最初であり、昭和9年以降川内市、出水市、鹿屋市等において順次指定している。

令和3年3月31日現在で、県下43市町村のうち、19市16町において56の都市計画区域を指定しており、その面積(※)は206,303haで県面積の約23%に当たり、区域人口は約1,383千人で、県人口の約87%を占めている。



※県行政区域面積は、国土地理院面積調べより（令和4年1月1日現在）

県内総人口は、令和2年国勢調査より

都市計画区域の面積、人口は、都市計画現況調査より（令和3年3月31日現在）

(1) 都市計画法適用市町

都 市 計 画 区 域※1							人 口 集 中 地 区 (令和2年国調)		行政区域※2	
区域名	市町名	旧市町名	法指定年月日 最終指定年月日	範囲	面積 (ha)	現在人口 (千人)	面 積 (ha)	人 口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)
鹿児島県合計35市町(19市16町)・56都市計画区域					206,303.0	1,383.2	12,499.0	660.8	(918,638.0) 863,515.0	(1,588.3) 1,556.6
鹿 児 島	鹿児島市	旧 鹿 児 島 市	T14.10. 6 T14.10. 6	行政区域の一部 地先公有水面を含む	29,021.0	552.3	7,571.0	478.5	54,761.0	593.1
吉 田		旧 吉 田 町	S50. 9.22 S50.9.22	行政区域の一部	650.0	7.0				
喜 入		旧 喜 入 町	S62. 4. 1 H21. 8.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	2,905.0	10.8				
松 元		旧 松 元 町	H 4.11. 2 H4.11.2	行政区域の一部	3,171.0	17.2				
郡 山		旧 郡 山 町	S62. 4. 1 S62. 4. 1	行政区域の一部	2,740.0	6.3				
鹿 屋	鹿屋市	旧 鹿 屋 市	S 9. 9.10 H18.12.8	行政区域の一部 地先公有水面を含む	16,991.0	78.7	938.0	25.7	44,815.0	101.1
串 良		旧 串 良 町	S62. 4. 1 S62. 4. 1	行政区域の一部	5,304.0	11.6				
吾 平		旧 吾 平 町	S62. 4. 1 S62. 4. 1	行政区域の一部	2,581.0	5.9				
枕 崎	枕 崎 市		S 9. 9.10 H 6. 3.30	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,429.0	19.0	321.0	8.1	7,478.0	20.0
阿 久 根	阿久根市		S 9. 5.28 R 2. 3. 6	行政区域の一部 地先公有水面を含む	4,929.0	18.1			13,428.0	19.3
出 水	出 水 市	旧 出 水 市	S 9. 5.28 H28. 4.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	7,511.0	48.7			32,998.0	52.0
大 口	伊 佐 市	旧 大 口 市	S24. 1.25 S43.12.23	行政区域の一部	2,328.0	10.0			39,256.0	24.5
指 宿	指 宿 市	旧 指 宿 市	S 9. 5.28 R 2.7.13	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,328.0	26.0	162.0	5.5	14,881.0	39.0
山 川		旧 山 川 町	S21. 9.25 S61.10.29	行政区域の一部	1,971.0	8.2				
開 聞		旧 開 聞 町	H 4. 3.30 H 4. 3.30	行政区域の一部	1,438.0	5.1				
西 之 表	西之表市		S21. 9.26 S50. 7. 7	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,000.0	8.9			20,565.0	14.7
垂 水	垂 水 市		S21. 3.30 H11. 3.23	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,598.0	12.2			16,212.0	13.8
薩摩川内	薩摩川内市	旧 川 内 市	S 9. 5.22 H26.10.10	行政区域の一部 地先公有水面を含む	15,189.0	79.7	627.0	21.2	68,292.0	92.4
		旧 樋 脇 町								
		旧 入 来 町								
東 市 来	日 置 市	旧 東 市 来 町	S 9. 5.28 S50. 7. 7	行政区域の一部	1,465.0	8.2			25,301.0	47.2
伊 集 院		旧 伊 集 院 町	S27. 6. 5 S60. 5.15	行政区域の一部	3,470.0	23.6	135.0	5.2		
吹 上		旧 吹 上 町	S12. 2.25 S43.12.23	行政区域の一部	2,927.0	5.8				
国 分	霧 島 市	旧 国 分 市	S31.10. 8 S59. 4.13	行政区域の一部	4,428.0	57.2	884.0	38.7	60,317.0	123.1
溝 辺		旧 溝 辺 町	S50. 9.22 S59. 4.13	行政区域の一部	1,328.0	4.5				
横 川		旧 横 川 町	S26. 3.20 S43. 7.26	行政区域の一部	1,763.0	3.5				
牧 園		旧 牧 園 町	S23. 3.11 S60. 5.15	行政区域の一部	4,150.0	5.1				
隼 人		旧 隼 人 町	S12.11. 4 H17. 3.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	5,386.0	37.7	268.0	10.8		
福 山		旧 福 山 町	H 2. 3.31 H18. 7. 4	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,449.0	4.2				
串 木 野	い ち き 串木野市	旧 串 木 野 市 旧 市 来 町	S12. 2.25 S60.1.21	行政区域の一部 地先公有水面を含む	2,982.0	25.1	341.0	11.4	11,230.0	27.5
加 世 田	南さつま市	旧 加 世 田 市	S12.11. 4 S43.12.25	行政区域の一部	3,581.0	18.9			28,359.0	32.9
笠 沙		旧 笠 沙 町	S26.12.22 S43. 1.13	行政区域の一部	956.0	1.7				

※1 令和3年度都市計画現況調査より(令和3年3月31日現在)

※2 合計欄()内の数値は、都市計画区域を有さない市町村を含めた県内全ての行政区域名積(国土地理院面積調べ(令和4年1月1日現在))・県内総人口(令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在))

都 市 計 画 区 域※1							人 口 集 中 地 区 (平成27年国勢)		行政区域※2	
区域名	市町名	旧市町名	法指定年月日 最終指定年月日	範囲	面積 (ha)	現在人口 (千人)	面 積 (ha)	人 口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)
名 瀬	奄 美 市	旧 名 瀬 市	S11. 1.24 S63. 8.24	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,218.0	33.4	196.0	12.7	30,833.0	41.4
	龍 郷 町				1,922.0	4.7			8,182.0	5.8
財 部	曾 於 市	旧 財 部 町	S13. 8.23 S43.12.23	行政区域の一部	1,534.0	5.2			39,014.0	33.3
末 吉		旧 末 吉 町	S26. 3.20 S44. 5.20	行政区域の一部	713.0	9.4				
大 隅		旧 大 隅 町 旧 末 吉 町	S32. 7.20 H10.10. 2	行政区域の一部	1,249.0	6.2				
		旧 松 山 町		行政区域の一部	185.0	1.0				
志 布 志	志布志市	旧 志 布 志 町	S 9. 5.28 R 3. 3.30	行政区域の一部 地先公有水面を含む	2,866.0	14.9			29,025.0	29.3
穎 娃	南九州市	旧 穎 娃 町	S 9. 5.28 S60. 5.15	行政区域の一部	6,959.0	10.3			35,791.0	33.1
知 覧		旧 知 覧 町	S15. 5. 4 H18. 4.28	行政区域の一部 地先公有水面を含む	4,561.0	8.1				
川 辺		旧 川 辺 町	S26. 3.20 S50. 9.22	行政区域の一部	3,400.0	11.1				
始 良	始 良 市	旧 加 治 木 町 旧 始 良 町 旧 蒲 生 町	S 9. 9.10 H28.11. 1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	8,167.0	74.2	1,056.0	43.0	23,125.0	76.3
さ つ ま	さつま町	旧 宮 之 城 町	S 9. 5.28 H26.3.18	行政区域の一部	3,608.0	11.9			30,390.0	20.2
栗 野	湧 水 町	旧 栗 野 町	S26. 6. 1 S44. 5.20	行政区域の一部	340.0	2.0			14,429.0	9.1
吉 松		旧 吉 松 町	S29.10. 2 S43.12.25	行政区域の一部	1,263.0	2.6				
大 崎	大 崎 町		S29.10. 2 H10. 7.10	行政区域の一部	3,253.0	8.7			10,064.0	12.4
肝 付	肝 付 町	旧 高 山 町	S32.12.28 H26.10.10	行政区域の一部 地先公有水面を含む	3,857.0	11.2			30,805.0	14.2
大 根 占	錦 江 町	旧 大 根 占 町	S11. 1.24 S43. 8. 3	行政区域の一部	885.0	3.8			16,319.0	6.9
根 占	南大隅町	旧 根 占 町	H16. 3.30 H16. 3.30	行政区域の一部	979.0	3.0			21,359.0	6.5
中 種 子	中種子町		S37. 3. 3 S37. 8.22	行政区域の一部	4,220.0	5.2			13,694.0	7.5
南 種 子	南種子町		S42. 3.16 S42. 3.31	行政区域の一部	7,253.0	4.4			11,000.0	5.4
上 屋 久	屋久島町	旧 上 屋 久 町	S36. 7.19 H28.4.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,151.0	3.4			54,044.0	11.9
屋 久		旧 屋 久 町	S29.10. 2 H28.4.1	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,126.0	2.6				
瀬 戸 内	瀬戸内町		S34. 1.14 S57. 7. 5	行政区域の一部 地先公有水面を含む	439.0	5.0			23,965.0	8.5
喜 界	喜 界 町		S51. 1.28 H 30. 1.19	行政区域の一部 地先公有水面を含む	398.0	3.2			5,682.0	6.6
徳 之 島	徳之島町		S39. 9.30 S59. 4.13	行政区域の一部 地先公有水面を含む	459.0	6.5			10,492.0	10.1
天 城	天 城 町		S39. 9.30 S60. 1.21	行政区域の一部 地先公有水面を含む	1,651.0	4.5			8,040.0	5.5
和 泊	和 泊 町		S51. 1.28 H17. 3.11	行政区域の一部 地先公有水面を含む	358.0	3.0			4,039.0	6.2
知 名	知 名 町		S50. 9.22 S50. 9.22	行政区域の一部 地先公有水面を含む	320.0	2.5			5,330.0	5.8

※1 令和3年度都市計画現況調査より(令和3年3月31日現在)

※2 合計欄()内の数値は、都市計画区域を有さない市町村を含めた県内全ての行政区域名積(国土地理院面積調べ(令和4年1月1日現在))・県内総人口(令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在))

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

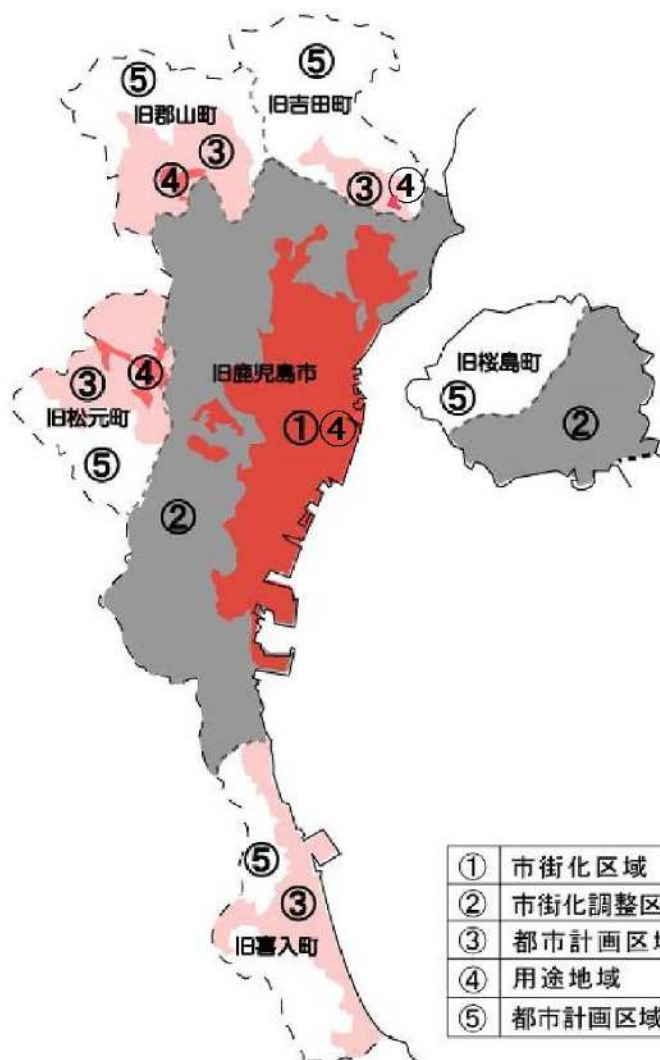
(令和4年3月末現在)

都市計画では、スプロールといわれる無秩序な市街化を防止するとともに、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域(市街化区域)と、市街化を抑制すべき区域(市街化調整区域)とに分けて、段階的な市街化を図ることを目的とする、いわゆる「線引き」を定めることができる。

都 市 名	市 街 化 区 域 面 積	市街化調整 区 域 面 積	都 市 計 画 区 域 面 積	決 定 年 月 日
鹿 児 島 市	8,412ha	20,609ha	29,021ha	H30.3.27 (県告示第3402号)

(注) 鹿児島市では、鹿児島都市計画区域(旧鹿児島市)においてのみ線引きを行っている。

鹿児島市の都市計画の現状



線引き変遷

決定年月	市街化区域 面積(ha)	市街化調整区域 面積(ha)	都市計画区域 面積(ha)
S46.2 当初線引き	6,930	20,985	27,915
S58.3 第1回定期見直し	7,862	20,967	28,829
H8.6 第2回定期見直し	8,275	20,685	28,960
H10.9 随時見直し	8,292	20,683	28,975
H13.8 随時見直し	8,428	20,551	28,979
H16.5 第3回定期見直し	8,453	20,526	28,979
H21.8 随時見直し	8,467	20,535	29,002
H22.12 随時見直し	8,442	20,560	29,002
H26.10 第4回定期見直し	8,405	20,612	29,017
H30.3 随時見直し	8,412	20,609	29,021

①	市街化区域
②	市街化調整区域
③	都市計画区域
④	用途地域
⑤	都市計画区域外

(3) 地域地区

ア 用途地域

用途地域は、都市計画で定める土地利用の誘導、規則に関する地域地区の根幹をなすものであり、都市の健全な発展と秩序ある市街地の形成を図るため、都市施設及び市街地開発事業に関する都市計画と一体的かつ総合的に判断し、それぞれの地域に見合って土地を区分し、建築物の用途、形態等について最低限のルールを定めるものである。用途地域は13種類からなり、既成市街地と将来確実に市街地になると見込まれる区域について定めることになっている。

令和4年3月31日現在 単位:ha

市町村名	旧市町村名	区域名	最終決定	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域
鹿児島市	鹿児島市	鹿児島	R3.12.24	3,934.0	146.0	209.0	816.0	852.0
	松元町	松元	H16.4.1	29.0		139.0	8.7	54.0
	郡山町	郡山	H16.9.1	10.0		59.0		18.0
	吉田町	吉田	H21.8.11	44.0		1.5	9.5	
鹿屋市	鹿屋市	鹿屋	R3.4.1	189.0		372.0		352.0
	吾平町	吾平	H8.4.2			34.0		48.0
枕崎市		枕崎	H11.10.4	93.5		123.4		119.7
いちき串木野市	串木野市 市来町	串木野	H15.4.7	143.0		198.0	10.0	222.0
阿久根市		阿久根	H15.1.7	82.6		46.6		50.9
奄美市	名瀬市	名瀬	R1.8.6			240.0	37.0	112.0
出水市	出水市	出水	R2.8.1	8.8	8.0	95.6		443.8
伊佐市	大口市	大口	H8.1.5	34.7		59.3	2.2	60.4
指宿市	指宿市	指宿	H8.4.1	14.0	0.3	216.0	13.6	214.3
	山川町	山川	H8.3.18			17.0		26.0
南さつま市	加世田市	加世田	R3.10.21			238.1	64.9	27.1
霧島市	国分市	国分	R2.3.31	110.0		475.0	59.0	164.0
	溝辺町	溝辺	H8.4.1			28.0		112.0
	隼人町	隼人	H28.12.15	86.4	9.8	174.6	16.5	237.9
西之表市		西之表	H17.8.29	23.0		130.0		93.0
垂水市		垂水	H15.2.6	86.0	11.0		12.0	59.0
薩摩川内市	川内市	薩摩川内	H29.3.28	99.0		191.0	302.0	315.0
	入来町							
日置市	東市来町	東市来	R3.3.30			51.8		64.3
	伊集院町	伊集院	R3.3.30	117.3		217.2	19.5	99.9
曾於市	大隅町	大隅	H8.3.14	24.0	7.0	47.0		39.0
	末吉町	末吉	H15.2.7	54.0	1.8	40.8	0.5	60.8
志布志市	志布志町	志布志	H29.3.27	65.9		69.8		59.6
南九州市	穎娃町	穎娃	H9.6.3	15.8		40.0		29.2
	知覧町	知覧	H8.4.2	31.0		20.3		17.1
	川辺町	川辺	H8.4.1			51.0		148.0
始良市	加治木町	始良	H29.8.1	190.7		374.8	19.7	520.2
	始良町							
さつま町	宮之城町	さつま	H26.3.18			87.9	19.6	96.5
湧水町	栗野町	栗野	H16.12.21				15.0	33.0
肝付町	高山町	肝付	H26.10.10	13.0		66.0		45.0
錦江町	大根占町	大根占	H8.5.20			27.0	9.0	32.0
中種子町		中種子	H8.3.19			22.0		37.0
瀬戸内町		瀬戸内	R2.7.22			21.2	10.5	26.2
和泊町		和泊	H8.3.4			8.2		20.0
知名町		知名	H8.4.1			30.0		30.0
27市町		38区域		5,498.7	183.9	4,222.1	1,445.2	4,938.9
19市8町								

令和4年3月31日現在 単位:ha

区域名	第二種 住居地域	準住居 地域	田園住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域	合計
鹿 児 島	101.0	205.0		290.0	506.0	534.0	237.0	582.0	8,412.0
松 元		15.0		11.0		14.0			270.7
郡 山		7.6		3.2		5.3			103.1
吉 田									55.0
鹿 屋		19.0		58.0	38.0	66.0	48.0		1,142.0
吾 平				5.6	3.3	9.2			100.1
枕 崎	19.6	6.9		12.0	19.8	37.4	46.9		479.2
串 木 野	21.6	25.0		19.5	21.0	47.9	13.0		721.0
阿 久 根	43.8	15.2		4.7	13.0	34.3	9.9		301.0
名 瀬				13.0	23.0	64.0	11.0		500.0
出 水	90.9	13.0		34.9	26.0	22.0	43.0		786.0
大 口	20.5	18.5		12.9	8.7	11.2			228.4
指 宿	52.1			22.0	35.0	6.7			574.0
山 川				3.4	3.0	8.6	13.0		71.0
加 世 田	87.9	11.4		33.3	26.9	12.4			502.0
国 分	78.0	81.0		13.0	70.0	150.0	68.0		1,268.0
溝 辺	14.0	13.0			5.4	34.0			206.4
隼 人	39.0	41.5		43.3	57.1	3.0	36.9		746.0
西 之 表		9.7		9.5	19.0	42.0	21.0		347.2
垂 水	31.0	45.0		14.0	16.0	31.0			305.0
薩摩川内	68.0	87.0		40.0	59.0	84.0	117.0	39.0	1,401.0
東 市 来	7.0	18.1		6.0	12.0	3.7			162.9
伊 集 院	3.0	13.3		28.8	19.0	15.1	13.0		546.1
大 隅		8.0		3.3	5.4	7.7			141.4
末 吉	28.4	18.0		5.0	9.4	20.0	12.0		250.7
志 布 志	78.6			18.7	33.7	96.2	146.5		569.0
頤 娃	33.3	8.8		12.7		5.0			144.8
知 覧	15.0			8.7		8.2			100.3
川 辺		10.0		8.3	8.6	28.0			253.9
始 良	192.1	82.3		56.2	44.1	297.9	53.0		1,831.0
さ つ ま		23.1		13.0	8.4	2.6			251.1
栗 野	28.0	5.2		5.3	2.1	8.5			97.1
肝 付	11.0	6.3			8.3	13.0			162.6
大 根 占	24.0			3.9	4.6	9.8			110.3
中 種 子	11.0	7.0		4.4	4.9	15.0			101.3
瀬 戸 内	11.1	5.6		5.9	2.8	14.3			97.6
和 泊		2.0		2.8	5.1	6.9			45.0
知 名		7.5		2.4	3.5		9.9		83.3
38区域	1,109.9	829.0	0.0	828.7	1,122.1	1,768.9	899.1	621.0	23,467.5

(令和4年3月31日現在)

イ 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき建築物等の用途の概要を定める地域である。

なお、具体的な制限の内容については、建築基準法の規定により地方公共団体の条例に定められる。

区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
吉 田	鹿児島市	地域中心地区	88 ha	H21.10. 6
		田園居住環境保全地区	210 ha	
喜 入	鹿児島市	地域中心地区	74 ha	H21.10. 6
		田園居住環境保全地区	17 ha	
松 元	鹿児島市	田園居住環境保全地区	182 ha	H21.10. 6
薩摩川内	薩摩川内市	集落環境保全地区	93 ha	H26.10.10
		IC周辺地区	134 ha	
出水	出水市	田園居住地区	5,970 ha	R2. 8. 1
		幹線沿道地区	566 ha	
		ロードサイド型商業地区	92 ha	
		IC周辺地区	12 ha	
		産業集積地区	83 ha	
志布志	志布志市	田園居住環境保全地区	116 ha	R3. 3.30
鹿屋	鹿屋市	郊外市街地型	760 ha	R3. 4. 1
		郊外市街地沿道型	33 ha	
		沿道商業・業務地型	90 ha	
		工業・流通業務地型	70 ha	

ウ 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区である。

なお、具体的な制限の内容については、地方公共団体の条例にて定めることになっており、国土交通大臣の承認を得て用途制限を緩和することができる。

区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
川 辺	南九州市	特別工業地区	158.0 ha	H 3.12.20
鹿児島	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	534.0ha	H30. 3.27
		第二種特定建築物制限地区	49.0 ha	
		第三種特定建築物制限地区	188.0 ha	
松 元	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	14.0 ha	H26. 6.30
郡 山	鹿児島市	第一種特定建築物制限地区	5.3 ha	H26. 6.30
薩摩川内	薩摩川内市	特定建築物制限地区	84.0 ha	H26. 10.10
		複合系市街地形成促進地区	16.0 ha	H29. 3.28
名 瀬	奄美市	第1種集客施設制限地区	64.3 ha	R 1. 8. 6
		第2種集客施設制限地区	10.8 ha	
志布志	志布志市	特定建築物制限地区	96.2 ha	H29. 3.27
指宿	指宿市	スポーツ・レクリエーション地区	15.0 ha	H30. 3.28
姶良	姶良市	大規模集客施設制限地区	251.0 ha	R 3. 2. 1
出水	出水市	大規模集約施設制限地区	22.0 ha	R 2. 8. 1

エ 高度地区 高度地区は、用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区である。	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	鹿児島	鹿児島市	城山周辺地区	25 ha	H22. 3. 25

オ 高度利用地区 高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに必要な応じて壁面の位置を定める地区である。都市計画に市街地再開発事業、又は市街地再開発促進地区を定める場合は、当該地区が高度利用地区であることが必要条件であり、この場合、高度利用地区について定められた内容に従った建築行為が行われる。 ※西鹿児島駅は鹿児島中央駅の旧称	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	鹿児島	鹿児島市	西鹿児島駅 [※] 東口10番街区地区	0.9 ha	H63. 9. 27
	鹿児島	鹿児島市	小川町21番街区地区	0.3 ha	H 4. 4. 7
	鹿児島	鹿児島市	西鹿児島駅 [※] 東口6番街区地区	0.3 ha	H 9. 12. 2
	鹿児島	鹿児島市	西千石町13番街区地区	0.5 ha	H12. 3. 10
	鹿児島	鹿児島市	中央町22番街区地区	0.2 ha	H19. 6. 12
	鹿児島	鹿児島市	中央町23番街区地区	0.3 ha	H18. 1. 26
	鹿児島	鹿児島市	中央町19・20番街区	0.7 ha	H27. 11. 10
	鹿児島	鹿児島市	千日町1・4番街区	1.0 ha	H28. 8. 29
	鹿 屋	鹿 屋 市	北田大手町地区	1.9 ha	H16. 1. 15

カ 防火地域及び準防火地域 防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定めるもので、具体的にはこれらの地域の一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物等にするなど防災上の観点から建築規制が行われる。	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	鹿児島	鹿児島市	防火地域	123.0 ha	H16. 5. 14
			準防火地域	763.0 ha	H26. 6. 30
	名 瀬	奄 美 市	準防火地域	2.1 ha	R 2. 11. 2

キ 風致地区 風致地区は、良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し都市環境を保全するため定める地区で、本県では、鹿児島市及び伊佐市の各条例に基づき地区内における建築物の建築、宅地の造成、樹木の伐採、その他の行為が規制される。 ※ 鹿児島市は、平成25年4月1日より鹿児島市条例にて規制 ※ 伊佐市は、平成27年4月1日より条例にて規制	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	鹿児島	鹿児島市	寺山風致地区	946.0 ha	H27. 8. 26
	鹿児島	鹿児島市	慈眼寺風致地区	93.0 ha	H27. 8. 26
	大 口	伊 佐 市	曾木の滝風致地区	99.4 ha	S31. 2. 16
			※ 寺 山：錦江湾、桜島を望む景勝地 慈 眼 寺：慈眼寺一帯の景勝地 曾木の滝：奇怪岩、瀑布の景勝地		

ク 駐車場整備地区 駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域又はその周辺の自動車交通が著しくふくそうする地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため駐車場整備の必要があると認められる区域について指定される。	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	鹿児島	鹿児島市	鹿児島市 駐車場整備地区	580.0 ha	H14. 2. 25

ケ 臨港地区

臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地区で、船舶の出入、停泊、係留、荷物の積み下ろし、貯蔵保管、各種手続き、検査等、港湾周辺の効率的な土地利用を図るために位置付けるものである。

※臨港地区については、都市計画法で定めたものを記載している。

区 域 名	市町村名	臨 港 地 区 の 名 称	決 定 年 月 日	最終変更年月日	決定面積 (h a)
鹿 児 島	鹿児島市	鹿児島港 臨港地区	S 40. 2. 17	H 21. 8. 11	253. 4
喜 入	〃	喜 入 港 〃	H 21. 8. 11		2. 8
鹿 屋	鹿 屋 市	鹿 屋 港 〃	S 40. 2. 17	H 20. 6. 4	14. 3
〃	〃	高 須 港 〃	S 40. 2. 17	H 20. 6. 4	1. 4
指 宿	指 宿 市	指 宿 港 〃	H 19. 5. 10		7. 5
〃	〃	魚 見 港 〃	H 19. 5. 10		0. 6
〃	〃	宮ヶ浜港 〃	H 19. 5. 10		1. 1
薩摩川内	薩摩川内市	川 内 港 〃	S 40. 2. 17	H 26. 10. 10	12. 3
出 水	出 水 市	米ノ津港 〃	S 40. 2. 17	R 2. 8. 1	14. 6
隼 人	霧 島 市	隼 人 港 〃	H 19. 3. 26		1. 8
福 山	〃	福 山 港 〃	H 19. 3. 26		2. 0
串 木 野	いちき串木野市	串木野新港 〃	H 19. 3. 26		16. 0
名 瀬	奄 美 市	名 瀬 港 〃	S 40. 2. 17	R 2. 2. 14	33. 5
垂 水	垂 水 市	垂 水 港 〃	H 23. 3. 22	H 23. 3. 22	13. 7
西 之 表	西之表市	西之表港 〃	S 40. 2. 17	H 22. 2. 12	19. 8
志 布 志	志布志市	志布志港 〃	S 40. 2. 17	H 25. 11. 29	111. 6
知 覧	南九州市	松ヶ浦港 〃	H 19. 1. 10		0. 9
〃	〃	東塩屋港 〃	H 19. 1. 10		0. 5
始 良	始 良 市	加治木港 〃	H 20. 2. 22	H 28. 11. 1	6. 0
肝 付	肝 付 町	波 見 港 〃	H 19. 2. 19	H 26. 10. 10	1. 0
大 根 占	錦 江 町	大根占港 〃	S 40. 2. 17		5. 0
根 占	南大隅町	根占港 〃	H 24. 10. 18		7. 0
屋 久	屋久島町	安 房 港 〃	S 40. 2. 17	H 30. 7. 31	15. 3
上 屋 久	〃	宮之浦港 〃	S 40. 2. 17	H 30. 7. 31	14. 1
天 城	天 城 町	平土野港 〃	S 40. 2. 17	H 19. 3. 20	5. 7
徳 之 島	徳之島町	亀 徳 港 〃	S 62. 7. 3	H 21. 10. 14	9. 9
和 泊	和 泊 町	和 泊 港 〃	H 18. 12. 11		5. 4
喜 界	喜 界 町	湾 港 〃	H 30. 1. 19		7. 0
計		13市8町28地区			584. 2

コ 流通業務地区

流通業務地区は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、その指定都市において都心地区に無秩序に集中立地しているトラクタターミナル、問屋、倉庫、市場等の流通業務施設を既成市街地の外周の地域で、かつ、交通等立地条件の良好な位置に集約を図るとともに、既存の流通機能を誘導して計画的に再編成を行い、併せて大都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために指定するものである。

区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
鹿児島	鹿児島市	鹿児島流通業務地区	61. 0 ha	H 1. 11. 13

サ 伝統的建造物群保存地区 伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために設定される地区である。地区の保存を図るため必要な形状変更の規制，その保存のため必要な措置は市町村の条例で定めることとなっており，また，必要に応じて，条例で建築基準法の規定による制限を緩和することができる。	区域名	市町村名	名 称	面 積	最終決定
	知 覧	南九州市	知覧伝統的建造物群保存地区	18.6 ha	S 56. 1. 22
	出 水	出 水 市	出水市出水麓伝統的建造物群保存地区	43.8 ha	H 7. 5. 1
	薩摩川内	薩摩川内市	入来麓伝統的建造物群保存地区	19.2 ha	H26. 10. 10
	加世田	南さつま市	加世田麓伝統的建造物群保存地区	20.0 ha	R 1. 6. 14

(4) 都市公園

ア 都市公園等整備状況

市町村名		市町村 総人口 (千人)	市町村 区域人口 (千人)	市町村 区域面積 (ha)	都市計画 区域面積 (ha)		1人当り 公園面積 (㎡)		住 区 基 幹 公 園				都 市 基 幹 公 園				大規模公園		特 殊 公 園				緑 道		広 場 公 園		都 市 緑 地		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道		緑 道			
------	--	--------------------	---------------------	---------------------	----------------------	--	---------------------	--	-------------	--	--	--	-------------	--	--	--	-------	--	---------	--	--	--	-----	--	---------	--	---------	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	--	--

令和3年3月31日現在

イ 県立都市公園の概要

(令和4年3月31日現在)

公 園 名	公園 種別	計画面積 開設面積 開設年月	所在地	特 徴	主要施設
吉野公園	総合 公園	30.9ha 30.9ha S45.5	鹿児島市 吉野町七社	吉野公園は、錦江湾を隔て桜島を眼前に望み、遠く霧島連山や開聞岳を眺望できる絶好の場に位置し、自然の景観を最大限に生かした県民の休養、レクリエーションの場として整備された。	ソテツ園、児童広場、チビッコプール、さくら群植園、桜苑、展望台、なごみの庭、おごじの庭、暮らしの庭
谷山緑地	緩衝 緑地	14.8ha 14.8ha S46.4	鹿児島市 東開町他	谷山緑地は、県道郡元鹿児島港線と住宅地を遮断し、騒音・振動等を軽減する緩衝緑地帯として、近隣住民の散策・休憩等を目的として整備された。	児童遊園、休憩所、ゲートボール場、グランドゴルフ場
鴨池公園	運動 公園	19.4ha 19.4ha S47.4	鹿児島市 与次郎二丁目	鴨池公園は、県民のスポーツ・レクリエーション場として整備され昭和47年の第27回国民体育大会の主会場となり、その後も高校総体、県民体育大会等の会場として利用されている。	陸上競技場、野球場、補助競技場、庭球場
鴨池緑地公園	地区 公園	6.0ha 6.0ha S49.4	鹿児島市 鴨池新町	鴨池緑地公園は、背後住宅地を潮害から守るための防風・防潮緑地帯として、また、地域住民のスポーツ・レクリエーションの場として整備された。	球技場、庭球場
吹上浜海浜公園	広域 公園	109.9ha 75.7ha S61.4	南さつま市加世田 及び金峰町高橋	吹上浜海浜公園は、薩摩半島の西海岸に広がる白砂青松の雄大な自然をベースに、県民が自然と一体となった公園の中で、スポーツやレクリエーションを楽しめる場として整備された。	(加世田側) オートキャンプ場、サッカー広場、児童遊園、プール、ローラースケート場 (金峰町側) サンセットブリッジ、南薩少年自然の家、野鳥観察の家
大隅広域公園	広域 公園	96.5ha 47.2ha H6.7	鹿屋市吾平町 黒羽子及び肝属郡 肝付町後田	大隅広域公園は、大隅半島の古い歴史に培われた文化や遺産の復元を図るとともに、県民が自然の中でスポーツやレクリエーションを楽しめる場として整備された。	(鹿屋市側) 花の広場、大隅の里、冒険の谷、ゴーカート場、オートキャンプ場 (肝付町側) 体育館、屋内人工芝コート、運動広場、チビッコ広場
石橋記念公園	歴史 公園	- 1.8ha H12.4	鹿児島市浜町	石橋記念公園は、平成5年8月の洪水で流失を免れた文化財の西田橋を移設復元し、県民に末永く親しまれることを目的に整備された。	西田橋、石橋記念館、御門、水の流れ、遺構
北薩広域公園	広域 公園	102.3ha 53.1ha H14.4	薩摩郡さつま町 虎居	北薩広域公園は、地域のイメージ、河川、森林などの自然・景観を活かし、豊かな自然の中で、様々な体験を通して安らぎと潤いの得られる空間を持つ公園として整備を行っている。	オートキャンプ場、多目的管理棟、花の広場、運動広場、桜園、里の家、体験工房、大型冒険遊具、のびのび広場
鹿児島ふれあいスポーツランド	総合 公園	10.5ha 10.5ha H26.2	鹿児島市中山	鹿児島ふれあいスポーツランドは、県民が気軽に利用できる都市近郊型総合公園で、スポーツ・レクリエーションの拠点として整備された	天然芝グラウンド 人工芝グラウンド クラブハウス 多目的広場

(5) 都市別都市計画道路一覧表

R3. 3. 31現在

都市計画区域名	市町村名		都市計画道路決定		改良済	
		旧市町村名	路線数	延長(m)	延長(m)	改良率(%)
鹿 児 島	鹿 児 島 市	旧 鹿 児 島 市	147	237,350	203,830	86%
郡 山		旧 郡 山 町	5	6,370	3,530	55%
鹿 屋	鹿 屋 市	旧 鹿 屋 市	23	55,550	47,230	85%
串 良		旧 串 良 町	5	11,350	6,200	55%
吾 平		旧 吾 平 町	3	5,250	2,680	51%
枕 崎	枕 崎 市		17	17,140	17,140	100%
阿 久 根	阿 久 根 市		17	30,730	16,990	55%
串 木 野	い ち き 串 木 野 市	旧 串 木 野 市	35	41,790	28,510	68%
		旧 市 来 町				
名 瀬	奄 美 市	旧 名 瀬 市	27	31,190	28,590	92%
出 水	出 水 市	旧 出 水 市	12	40,400	32,600	81%
大 口	伊 佐 市	旧 大 口 市	10	16,550	12,200	74%
指 宿	指 宿 市	旧 指 宿 市	23	32,050	20,280	63%
山 川		旧 山 川 町	6	6,860	6,310	92%
加 世 田	南さつま市	旧 加世田市	15	23,820	20,580	86%
笠 沙		旧 笠 沙 町	2	280	280	100%
西 之 表	西 之 表 市		7	8,030	7,300	91%
垂 水	垂 水 市		10	20,700	19,190	93%
東 市 来	日 置 市	旧 東市来町	6	4,620	2,260	49%
伊 集 院		旧 伊集院町	16	16,600	14,910	90%
吹 上		旧 吹 上 町	4	8,130	4,810	59%
国 分	霧 島 市	旧 国 分 市	18	43,720	36,290	83%
牧 園		旧 牧 園 町	4	15,710	14,870	95%
溝 辺		旧 溝 辺 町	7	7,250	5,650	78%
隼 人		旧 隼 人 町	17	34,060	27,680	81%
福 山		旧 福 山 町	1	4,080	4,080	100%
薩 摩 川 内	薩摩川内市	旧 川 内 市	40	78,550	56,600	72%
		旧 樋 脇 町				
		旧 入 来 町				
大 隅	曾 於 市	旧 大 隅 町	17	30,700	27,430	89%
財 部		旧 末 吉 町				
末 吉		旧 財 部 町	6	8,230	6,920	84%
志 布 志		旧 末 吉 町	12	13,870	7,120	51%
志 布 志	志 布 志 市	旧 志布志町	8	22,390	12,820	57%
顯 娃	南 九 州 市	旧 顯 娃 町	8	8,230	4,430	54%
知 覧		旧 知 覧 町	8	9,670	7,050	73%
川 辺		旧 川 辺 町	5	7,620	4,280	56%
始 良	始 良 市	旧 加治木町	39	55,320	44,120	80%
		旧 始 良 町				
		旧 蒲 生 町				
さ つ ま	さ つ ま 町	旧 宮之城町	7	7,640	6,780	89%
栗 野	湧 水 町	旧 栗 野 町	5	4,950	2,620	53%
吉 松		旧 吉 松 町	5	5,430	3,900	72%
大 崎	大 崎 町		6	24,350	14,110	58%
肝 付	肝 付 町	旧 高 山 町	9	7,890	7,230	92%
大 根 占	錦 江 町	旧 大根占町	6	7,680	3,390	44%
中 種 子	中 種 子 町		6	6,750	6,580	97%
南 種 子	南 種 子 町		5	6,010	5,340	89%
上 屋 久	屋 久 島 町	旧 上屋久町	5	7,900	7,700	97%
屋 久		旧 屋 久 町	3	6,040	6,040	100%
瀬 戸 内	瀬 戸 内 町		8	4,970	4,930	99%
喜 界	喜 界 町		2	1,480	1,480	100%
徳 之 島	徳 之 島 町		3	3,260	2,930	90%
天 城	天 城 町		6	8,340	8,240	99%
和 泊	和 泊 町		3	3,760	3,760	100%
知 名	知 名 町		2	2,030	2,030	100%
合計			661	1,062,640	841,820	79%
下記以外			584	972,880	756,900	78%
奄美			51	55,030	51,960	94%
離島			26	34,730	32,960	95%

(6) 土地区画整理事業施行中箇所

令和4年4月1日現在

都 市 名	地 区 名	施 行 者	事 業 計 画 決 定 年 月 日	施行地区面積 (h a)	施行期間	備 考
鹿児島市	吉 野 地 区	市	H 4. 10. 28	114. 1	H 4～R 8	
	郡 山 中 央	市	H 8. 3. 29	46. 2	H 7～R 7	
	谷山駅周辺地区	市	H20. 3. 21	15. 3	H19～R 8	
	谷山第三地区	市	H23. 10. 14	34. 9	H23～R15	
	吉野第二地区	市	H31. 3. 22	66. 5	H30～R22	
指 宿 市	十 町	市	H11. 5. 11	32. 9	H11～R23	
薩摩川内市	天辰第一地区	市	H10. 2. 12	75. 4	H 9～R 8	
	天辰第二地区	市	H29. 3. 16	50. 9	H28～R12	
	温 泉 場	市	H13. 2. 20	14. 0	H12～R 6	
日置市	湯之元第一地区	市	H13. 8. 23	25. 5	H13～R19	
霧島市	浜 之 市	市	H 9. 8. 22	18. 7	H 9～R12	
	隼人駅東地区	市	H22. 7. 30	13. 1	H22～R12	
いちき串木野市	麓	市	H10. 2. 24	44. 2	H 9～R 9	
奄美市	平 田	市	H 1. 3. 2	6. 7	S63～R 8	
	末 広 ・ 港	市	H19. 2. 2	3. 2	H18～R 6	
湧 水 町	下 場	町	H 9. 1. 8	25. 8	H 8～R14	
8市町	1 6 地区			587. 4		

※換地処分公告済みの地区を除く

(7) 鹿 児 島 県 公 共 下 水 道 事 業 計 画 一 覧 表 【1／2】
【令和4年3月31日現在（R3末現在）】

区 分		鹿児島市	枕崎市	奄美市	指宿市	出水市	鹿屋市	いちき串木野市	日置市	霧島市	和泊町	知名町	薩摩川内市	南九州市
行政区域	面積 (h a)	54,761	7,478	30,827	14,884	32,998	44,833	11,230	25,301	60,318	4,039	5,330	68,294	35,785
	人口 (人)	598,509	19,805	41,664	38,738	52,069	100,350	26,557	46,958	124,330	6,216	5,611	92,800	33,039
全体計画	面積 (h a)	8,273	454	608	641	1,052	807	340	577	1,382	207	118	723	243
	人口 (人)	494,000	11,100	28,700	10,600	25,000	19,600	9,000	19,500	47,750	3,070	2,940	22,200	4,000
都市計画決定	当初 年月日 最終	S33. 1. 20 H29. 3. 15	S50. 2. 25 H4. 9. 14	S52. 1. 31 R2. 11. 30	S53. 10. 30 R1. 6. 10	S55. 2. 9 H20. 7. 14	S56. 1. 21 H24. 2. 13	S61. 12. 3 H27. 10. 9	S52. 11. 28 H27. 10. 30	H1. 6. 7 R2. 12. 16	H5. 4. 1 H11. 6. 22	H6. 3. 4 H11. 11. 25	H7. 7. 17 H26. 4. 21	S51. 5. 25 H14. 8. 5
	面積 (h a)	7826. 0	453. 7	567. 4	641	1052. 0	859. 0	340. 0	577	1382. 0	162. 0	117. 0	723. 0	240. 0
	人口 (人)	472,000	11,100	47,700	10,600	31,500	19,600	9,000	19,500	47,750	3,600	3,800	22,200	4,000
	処理水量 m3/日最大	214,200	6,300	28,700	12,800	21,000	10,600	6,160	10,200	21,800	1,746	1,976	9,700	2,400
	1人1日・最大 汚水量 (ℓ)	454	415	579	475	590	375	315	520	376	485	470	370	385
	下水法 年月日 都計法	R1. 12. 25 R1. 12. 25	R3. 1. 27 R3. 1. 27	R3. 2. 12 R3. 3. 12	R1. 11. 28 R1. 11. 28	H28. 3. 14 H28. 3. 14	H29. 3. 1 H29. 3. 21	R3. 2. 3 R3. 2. 3	R2. 12. 25 R2. 12. 25	R3. 3. 25 R3. 3. 25	R3. 3. 10 R3. 3. 10	H30. 11. 16 H19. 6. 7	R2. 11. 6 R2. 11. 27	H14. 11. 26 H15. 2. 10
事業認可	面積 (h a)	7467. 0	434. 9	567. 4	545. 0	1052. 0	784. 3	340. 0	577	983. 6	201. 3	118. 0	295. 0	240. 0
	人口 (人)	472,000	11,600	29,920	11,700	21,844	20,400	9,100	19,500	39,703	3,060	2,940	10,800	4,000
	処理水量 m3/日最大	214,200	6,500	13,100	12,800	13,143	11,000	6,200	10,000	16,600	1,350	1,530	4,600	2,400
	事業費 百万円	241,020	14,790	36,339	26,037	33,143	27,347	16,013	13,445	33,326	5,936	4,458	14,479	4,940
	期間 (年度)	S27～R6	S50～R7	S51～R7	S53～R5	S54～R4	S55～R5	S61～R9	S52～R7	H1～R9	H5～R5	H6～H24	H7～R4	H8～H19
	処理開始 (予定)	S30. 11. 29	S59. 3. 30	S59. 3. 30	S61. 3. 31	S62. 3. 31	H1. 3. 31	H5. 3. 31	S63. 3. 31	H8. 3. 31	H11. 3. 30	H12. 3. 31	H16. 3. 30	H13. 3. 30
整備状況	処理(整備)面積 (h a)	7105. 0	434. 9	526. 3	479. 7	999. 0	618. 9	324. 5	502. 0	897. 8	187. 3	116. 5	276. 9	240. 0
	処理人口 (人)	475,800	12,587	32,397	10,866	23,014	18,390	9,834	19,263	40,981	3,183	2,339	9,729	3,930
	接続人口 (人)	468,100	11,253	31,069	10,250	20,475	14,484	9,146	18,269	35,164	2,686	1,809	5,506	3,804
	普及率 (%)	79. 5	63. 6	77. 8	28. 1	44. 2	18. 3	37. 0	41. 0	33. 0	51. 2	41. 7	10. 5	11. 9
	接続率 (%)	98. 4	89. 4	95. 9	94. 3	89. 0	78. 8	93. 0	94. 8	85. 8	84. 4	77. 3	56. 6	96. 8
	整備率 (%)	(85. 9) 95. 2	(95. 9) 100. 0	(86. 6) 92. 8	(74. 8) 88. 0	(95. 0) 95. 0	(76. 7) 78. 9	(95. 4) 95. 4	(87. 0) 87. 0	(65. 0) 91. 3	(90. 6) 93. 0	(98. 7) 98. 7	(38. 3) 93. 9	(98. 8) 100. 0

〔県総人口〕	1, 593, 698 人	〔県普及率（人口）〕	43. 2 %	普及率＝処理区域人口／総人口（行政区内人口）
〔県処理人口〕	688, 825 人	〔県接続率（人口）〕	94. 6 %	接続率＝接続人口／処理区域人口
〔県接続人口〕	651, 365 人	〔県整備率（対認可面積）〕	92. 6 %	整備率＝整備面積／事業認可面積
		〔県整備率（対全計画面積）〕	80. 1 %	上段（ ）＝整備面積／全体計画面積

※ 率は小数第2位を四捨五入

鹿 児 島 県 公 共 下 水 道 事 業 計 画 一 覧 表 【2／2】

【令和4年3月31日現在（R3末現在）】

		事業廃止						特定環境保全公共下水道						
区	分	大崎町	曾於市	喜界町	徳之島町	志布志市	南さつま市	出水市	霧島市	奄美市 (大笠利)	奄美市 (赤木名)	薩摩川内市	薩摩川内市	合計
行政 区域 域	面積 (h a)	10,067	39,011	5,682	10,492	28,947	9,437	32,998	60,318	30,827	30,827	68,294	68,294	
	人口 (人)	12,331	33,743	6,633	10,164	29,861	32,441	52,069	124,330	41,664	41,664	92,800	92,800	
全 体 計 画	面積 (h a)	240	200	175	148	480	79	441	140	60.4	56.1	26	15	17,485
	人口 (人)	2,900	4,220	3,500	5,800	12,000	1,930	9,800	1,550	780	950	760	570	742,220
都 市 計 画 決 定	当初 年月日	H8.5.23	H9.4.25	H11.6.16	H17.9.12	H10.6.15	H28.9.13	—	H6.2.23	—	—	—	—	
	最終 年月日	H30.11.16	H30.2.7	—	H30.2.21	—	R2.9.18	—	H16.3.10	—	—	—	—	
	面積 (h a)	240.0	200.0	167.0	148.0	480.0	79.0	—	140.0	—	—	—	—	
	人口 (人)	2,900	4,220	4,800	5,800	12,000	1,930	—	2,800	—	—	—	—	
	処理水量 m3/日最大	1,114	2,100	2,500	2,900	6,900	1,200	—	2,300	—	—	—	—	
事 業 認 可	1人1日・最大 汚水量(ℓ)	370	440	505	455	440	380	—	790	—	—	—	—	
	下水法 年月日	H30.11.16	H30.3.6	H30.3.20	H30.3.20	H10.10.29	R2.12.25	H28.3.14	H28.3.15	R1.12.10	R1.12.10	H15.3.26	R4.3.31	
	都計法 年月日	H30.11.26	H30.3.6	H30.3.20	H30.3.30	H10.11.20	R2.12.25	—	H28.3.25	—	—	—	—	
	面積 (h a)	240.0	200.0	175.0	90.3	63.0	79.0	441.0	135.0	60.4	56.1	26.0	15.0	志布志市除く 15,123.3
	人口 (人)	2,900	4,220	3,580	4,000	2,600	1930.0	8,689	1,680	1,130	1,240	760	570	志布志市除く 687,266
	処理水量 m3/日最大	1,114	2,100	2,200	2,200	1,700	1200.0	4,822	1,630	511	639	600	300	
	事業費 百万円	5,709	5,724	5,087	5,887	5,912	3,280	15,130	4,080	2,799	2,771	1,677	2,050	
整 備 状 況	期間 (年度)	H8～R22	H9～R5	H11～R5	H17～R4	H10～H16	H28～R7	H4～R4	H6～R4	H8～R5	H24～R5	H8～H16	H29～R5	
	処理開始 (予定)	H15.3.31	H16.3.31	H17.3.31	H22.3.31	—	R4.3.1	H12.3.31	H10.3.31	H14.3.25	R3.1.4	H13.3.31	(R5.3.31)	
	処理(整備)面積 (h a)	184.3	200.0	169.2	64.0	—	3.7	433.4	125.0	58.1	36.0	26.0	0.0	14,004.8
	処理人口 (人)	3,196	4,220	3,176	2,546	—	—	9,127	1,723	1,062	1,047	415	0	688,825
	接続人口 (人)	3,053	3,030	1,917	1,430	—	—	7,002	1,370	842	316	390	0	651,365
整 備 率	普及率 (%)	25.9	12.5	47.9	25.0	—	—	17.5	1.4	2.5	2.5	0.4		
	接続率 (%)	95.5	71.8	60.4	56.2	—	—	76.7	79.5	79.3	30.2	94.0		94.6
	整備率 (%)	(76.8)	(100.0)	(96.7)	(43.2)			(98.3)	(89.3)	(96.2)	(64.2)	(100.0)		(80.1)
整 備 率		76.8	100.0	96.7	70.9	—	4.7	98.3	92.6	96.2	64.2	100.0		92.6

(8) 都市下水路一覧表

R4.3月末時点

都 市 名	都市下水路名	計 画 決 定			令和3年度末・整備量			事 業 認 可			
		最 終 年 月 日	延 長 (m)	集水面積 (h a)	浸 水 面 積 (h a)	延 長 (m)	集水面積 (h a)	浸水面積 (h a)	当 初 年 月 日 最 終 年 月 日	延 長 (m)	集水面積 (h a)
薩摩川内市 (旧川内市)	住 連 木	S50. 7. 9	1340.0	47.0	8.0	1151.0	44.0	7.0	S50. 9. 8	811.0	23.0
"	銀 杏 木 川	S57. 6.16	1500.0	92.0	48.0	1504.0	92.0	48.0	S53.12.15 S57. 7. 7	1504.0	92.0
"	中 郷 下 目	S61.12. 4	1490.0	48.0	48.0	1492.0	48.0	48.0	S62. 1.28 S63. 9.26	1491.0	48.0
"	平 佐 川	H 5.11. 1	2441.0	94.9	22.8	1735.0	73.0	22.8	H 6.11. 7 H 14.6.18	1760.0	94.9
"	水 畦	H 7. 7. 3	2625.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	52.0	47.0	2478.0	49.5	45.0	S44.12.26 H20. 3.31	2069.0	52.0
"	春 田 川	H 7. 7. 3	1196.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	31.0	11.0	1184.0	31.0	11.0	S48. 9.28 S55. 1.16	1340.0	20.0
鹿屋市	寿 第 2	H 2.12. 3	(公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)			2325.0	59.0	20.0	H 6. 4.27 H 8. 3.31	2323.0	59.0
"	寿 第 3	H 2.12. 3	2735.0	41.2	15.0	1794.0	27.0	9.8	H 8. 5.29 H 9. 3.17	2735.0	41.2
いちき串木野市 (旧串木野市)	酔 之 尾	S54.11.12	1150.0	142.0	13.5	1150.0	142.0	13.5	S54.11.12	1150.0	142.0
阿久根市 伊佐市 (旧大口市)	上 野	S62. 6.20	1520.0	59.0	9.2	1520.0	59.0	9.2	S56. 2. 9 S62. 7.29	1520.0	59.0
"	大 口	S58.10.19	4780.0	140.0	51.3	3358.0	140.0	51.3	S50.12.17 H 3. 3.27	3358.0	140.0
指宿市	二 月 田	H 4.10.12	820.0	100.0	97.0	820.0	100.0	97.0	H 4.10.12	820.0	100.0
南さつま市 (旧加世田市)	第 一 本 町	S47.11.20	1410.0	102.0	30.0	1410.0	102.0	30.0	S47.11.27 S58.10. 5	1410.0	102.0
"	万 世	S63. 2.18	2010.0	70.0	29.0	2010.0	70.0	29.0	S56. 1.28 S63.10. 5	2010.0	70.0
"	加 世 田	R1.6.14	—	196.0	100.0	—	196.0	100.0	H23.8.5 H31.3. 7	—	196.0
西之表市	西 町	S31. 8.27	335.0	15.0	4.4	335.0	15.0	4.4	S31. 8.27	335.0	15.0
"	川 端	S41. 2.25	320.0	39.0	3.4	320.0	39.0	3.4	S41. 5.13	320.0	39.0
"	玉 川	S43. 8.13	304.0	72.0	2.4	304.0	72.0	2.4	S43. 8.13	304.0	72.0
垂水市	垂 水	H 8.12.12	5953.0	113.0	78.8	420.0	4.0	4.0	H 9. 2.24	5953.0	113.0
南九州市 (旧知覧町)	中 郡	S53.10.28	1020.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	31.0	7.0	1009.0	31.0	7.0	S51. 6. 2 S53.11.27	1010.0	31.0
"	(旧川辺町) 第 一 号	S55. 7.14	1340.0	31.0	12.0	1340.0	31.0	12.0	S46. 9.29 S55.10.17	1340.0	31.0
"	第 二 号	S55. 7.14	2672.0	122.0	35.0	2672.0	122.0	35.0	S49.10. 2 S55.10.17	2672.0	122.0
"	両 添	S56.10. 1	1271.0	35.0	30.0	1271.0	35.0	30.0	S56.11. 9 S61. 3.28	1271.0	35.0
日置市 (旧吹上町)	湯 之 元	S32. 2.12	380.0	39.0	—	380.0	39.0	—	—	(他事業)	—
"	神 田	S47. 8.25	2280.0	68.0	6.0	2280.0	68.0	6.0	S49. 3.28	"	—
さつま町 (旧宮之城)	轟 原	S35. 1.16	632.0	38.0	—	632.0	38.0	—	—	(他事業)	—
"	虎 居	S35. 1.16	1091.0	30.0	—	1091.0	30.0	—	—	"	—
"	豊 川	S53. 6.20	1040.0	220.0	4.0	1040.0	220.0	4.0	S53. 7.21	1040.0	220.0
始良市 (旧加治木)	天 神	S32. 2.12	891.0	25.0	17.0	—	—	—	—	—	—
"	吉 原	S32. 2.12	388.0	50.0	11.0	—	—	—	—	—	—
志布志市 (旧志布志町)	下 町	S34. 8. 6	330.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	42.0	9.5	330.0	42.0	9.5	S34. 8. 6	330.0	42.0
"	市 渡	S38.10.28	445.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	33.0	5.0	445.0	33.0	5.0	S38.10.28	445.0	33.0
"	稚 子 松	S53.10.30	1530.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	105.0	13.0	1530.0	105.0	13.0	S49. 1.21 S53.12.15	1530.0	105.0
"	香 月	S53. 2. 7	700.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	33.0	6.4	700.0	33.0	6.4	S53. 5. 8	500.0	33.0
"	町 原	S59. 2.27	2570.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	161.0	23.0	1651.0	161.0	23.0	S56.12.11 S59. 4.20	788.0	161.0
大崎町	三 文 字	S58. 2.14	560.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	35.0	5.0	560.0	35.0	5.0	S58. 7.13	560.0	35.0
"	西 三 文 字	S51. 8.20	250.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	48.0	6.0	228.0	48.0	6.0	S61.10.21	228.0	48.0
"	上 町	H 1. 6. 1	930.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	51.0	7.0	818.9	51.0	7.0	H 1. 9.27	806.1	51.0
"	菱 田	H 1. 6. 1	1400.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	60.0	9.0	1271.3	58.5	8.6	H 1. 9.27	1402.2	60.0
錦江町 (旧大根占町)	本 町	S61.11.29	260.0	61.0	4.3	126.0	61.0	4.3	S62. 8.26	126.0	61.6
中種子町	旭 町	S50.10. 4	610.0	28.0	11.6	610.0	28.0	11.6	S49. 9. 2 S50.11.14	610.0	28.0
南種子町	山 崎	S51. 5.14	800.0	108.0	16.8	800.0	108.0	16.8	S51. 6. 2	800.0	108.0
"	共 栄	S53. 2. 1	600.0	15.0	4.8	600.0	15.0	4.8	S53. 4.12	600.0	15.0
屋久島町 (旧屋久町)	春 牧	H 6. 2.23	1120.0	25.0	8.0	1110.0	25.0	8.0	H 6.10.14	1110.0	25.0
喜界町	湾 宮 戸	H 5. 5.26	1045.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	78.0	11.4	1035.0	78.0	11.4	S62.10. 5	1050.0	104.0
"	赤 連 山 水	H 5. 5.26	520.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	46.0	8.8	521.5	46.0	8.8	H 5.10.29	521.5	46.0
"	中 里	H 5. 5.26	580.0 (公 共 下 水 道 に 計 画 変 更)	26.0	5.9	883.9	26.0	5.9	H 8. 2. 7	883.9	26.0
徳之島町	亀 徳	S55.10.25	130.0	15.0	1.0	130.0	15.0	1.0	S55.10.25	130.0	15.0
"	亀 津	S57.12.11	150.0	12.0	2.0	150.0	12.0	2.0	S60. 2. 1	150.0	12.0
平 成 2 3 年 度 末 都 市 下 水 路 計											
1 2 市 6 町	3 3 箇所	—	43763.0	2293.1	724.3	33555.0	2070.0	615.3	—	35330.0	2019.7
公 共 下 水 道 雨 水 渠 振 替 分 計											
4 市 2 町	1 6 箇所	—	15701.0	832.0	175.0	16970.6	887.0	192.6	—	15786.7	906.0
累 計											
1 3 市 8 町	4 9 箇所	—	59464.0	3125.1	899.3	50525.6	2957.0	807.9	—	51116.7	2925.7

※平成17年度～令和3年度 実施事業無し(延長等の増減無し)

(9) 浄化槽設置整備事業設置基数

(R4.3月末時点)

事業主体	合計	設置基数(令和3年度分)			総人口	設置済人口	普及率
		5人槽	6-7人槽	8-10人槽			
鹿児島市	161	153	6	2	598,509	87,482	14.6%
鹿屋市	193	182	11		100,350	57,871	57.7%
枕崎市	49	37	11	1	19,805	3,032	15.3%
阿久根市	115	98	12	5	19,135	11,757	61.4%
出水市	15	12	3		52,069	11,928	22.9%
指宿市	31	29	2		38,738	16,820	43.4%
垂水市	58	57		1	13,733	8,835	64.3%
薩摩川内市	99	85	10	4	92,800	57,506	62.0%
日置市	90	75	11	4	46,958	18,657	39.7%
曾於市	30	23	7		33,743	19,475	57.7%
霧島市	165	145	18	2	124,330	62,604	50.4%
いちき串木野市	13	11	2		26,557	11,611	43.7%
南さつま市	38	35	2	1	32,441	20,905	64.4%
志布志市	38	33	5		29,861	17,557	58.8%
南九州市	92	83	7	2	33,039	18,269	55.3%
伊佐市	45	41	3	1	24,250	12,969	53.5%
始良市	166	147	16	3	77,740	61,463	79.1%
十島村	0				639	615	96.2%
さつま町	24	19	4	1	19,713	13,263	67.3%
長島町	48	42	6		9,908	8,110	81.9%
湧水町	25	24	1		8,743	5,104	58.4%
大崎町	40	39	1		12,331	6,513	52.8%
東串良町	30	26	4		6,515	4,994	76.7%
錦江町	12	12			6,796	4,226	62.2%
南大隅町	12	12			6,505	3,029	46.6%
肝付町	24	21	3		14,384	9,365	65.1%
西之表市	29	26	3		14,379	9,384	65.3%
中種子町	10	10			7,483	3,995	53.4%
南種子町	9	8	1		5,308	3,509	66.1%
屋久島町	26	25		1	11,698	9,614	82.2%
奄美市	16	13	3		41,664	1,417	3.4%
宇検村	4	4			1,652	171	10.4%
瀬戸内町	17	13	4		8,498	2,969	34.9%
喜界町	4	4			6,633	563	8.5%
徳之島町	18	18			10,164	4,447	43.8%
天城町	47	44	2	1	5,609	2,942	52.5%
伊仙町	54	49	4	1	6,379	3,030	47.5%
和泊町	0				6,216	467	7.5%
与論町	7	5	1	1	5,061	1,972	39.0%
合計	1,854	1,660	163	31			

(10) 公共浄化槽等整備推進事業設置基数

(R4.3月末時点)

事業主体	設置合計	5人槽	6-7人槽	8-10人槽	総人口	設置済人口	普及率
曾於市	5	4	1		33,743	19,475	57.7%
出水市	1			1	52,069	11,928	22.9%
三島村	0				359	359	100.0%
東串良町	2	2			6,515	4,994	76.7%
龍郷町	33	30	2	1	5,952	4,868	81.8%
知名町	5	3	2		5,611	521	9.3%
合計	46	39	5	2			

* 曾於市は20人槽を1基含む

県全体

合計	5人槽	6-7人槽	8-10人槽	総人口	設置済人口	普及率
1,900	1,699	168	33	1,593,698	604,284	37.9%

* 設置済人口、普及率は、当事業以外による設置済も含む

(11) 農業集落排水施設実施状況（市町村別調書）

R4. 3月末時点

整理 番号	市町村名	住民基本 台帳人口 (R4. 3. 31) ①	整 備 状 況					
			計画諸元（R3年度末供用開始まで）				R3年度末供用状況（R4. 3. 31現在）	
			地区数	集落数	計画人口		供用人口	
					戸数 ②	定住人口 ③	定住人口 ⑤	整備率 ⑤／①
1	鹿 児 島 市	598,509						
2	鹿 屋 市	100,350	1	5	429	1,085	748	0.745%
3	枕 崎 市	19,805						
4	阿 久 根 市	19,135						
5	出 水 市	52,069	5	34	1,850	5,634	3,997	7.676%
6	指 宿 市	38,738						
7	西 之 表 市	14,379						
8	垂 水 市	13,733						
9	薩 摩 川 内 市	92,800	5	23	1,594	4,390	2,887	3.111%
10	日 置 市	46,958	1	8	390	825	449	0.956%
11	曾 於 市	33,743						
12	霧 島 市	124,330						
13	いちき串木野市	26,557						
14	南 さ つ ま 市	32,441	1	5	279	660	475	1.464%
15	志 布 志 市	29,861	4	61	2,481	6,458	5,695	19.072%
16	奄 美 市	41,664	11	20	1,904	4,357	2,918	7.004%
17	南 九 州 市	33,039	2	9	514	1,448	944	2.857%
18	伊 佐 市	24,250	3	23	1,794	4,100	2,990	12.330%
19	始 良 市	77,740	2	13	674	1,614	1,282	1.649%
20	三 島 村	359						
21	十 島 村	639						
22	さ つ ま 町	19,713	1	12	442	1,317	925	4.692%
23	長 島 町	9,908	1	5	419	1,195	989	9.982%
24	湧 水 町	8,743						
25	大 崎 町	12,331						
26	東 串 良 町	6,515						
27	錦 江 町	6,796	1	9	392	895	606	8.917%
28	南 大 隅 町	6,505	1	7	622	1,448	529	8.132%
29	肝 付 町	14,384						
30	中 種 子 町	7,483						
31	南 種 子 町	5,308						
32	屋 久 島 町	11,698	1	1	197	466	454	3.881%
33	大 和 村	1,440	3	10	747	1,618	1,242	86.250%
34	宇 検 村	1,652	3	5	658	1,439	1,099	66.525%
35	瀬 戸 内 町	8,498	1	1	350	745	727	8.555%
36	龍 郷 町	5,952						
37	喜 界 町	6,633	3	4	702	1,784	1,075	16.207%
38	徳 之 島 町	10,164	1	1	94	211	140	1.377%
39	天 城 町	5,609						
40	伊 仙 町	6,379						
41	和 泊 町	6,216	5	16	1,496	4,181	2,505	40.299%
42	知 名 町	5,611	3	14	1,585	3,857	2,451	43.682%
43	与 論 町	5,061	1	1	399	1,031	1,019	20.134%
		1,593,698	60	287	20,012	50,758	36,146	2.268%
							供用人口整備率	2.268%

(1 2) 漁業集落排水施設実施状況 (市町村別調査)

R4. 3月末時点

整理 番号	市町村名	住民基本 台帳人口 (R4. 3. 31) ①	整 備 状 況					
			計画諸元 (R3年度末供用開始まで)				R3年度末供用状況 (R4. 3. 31現在)	
			地区数	集落数	計画人口		供用人口	
					戸数 ②	定住人口 ③	定住人口 ⑤	整備率 ⑤／①
1	鹿 児 島 市	600,411						
2	鹿 屋 市	101,176						
3	枕 崎 市	20,297						
4	阿 久 根 市	19,610						
5	出 水 市	52,765						
6	指 宿 市	39,344						
7	西 之 表 市	14,624						
8	垂 水 市	14,098	1	1	536	1,400	525	3.724%
9	薩 摩 川 内 市	93,119	3	3	1,235	1,542	898	0.964%
10	日 置 市	47,296						
11	曾 於 市	34,516						
12	霧 島 市	124,501						
13	いちき串木野市	26,982	1	1	150	423	286	1.060%
14	南 さ つ ま 市	32,921	2	2	1,046	1,789	1,123	3.411%
15	志 布 志 市	30,358						
16	奄 美 市	41,970						
17	南 九 州 市	33,811						
18	伊 佐 市	24,838						
19	始 良 市	77,560						
20	三 島 村	361						
21	十 島 村	637						
22	さ つ ま 町	20,332						
23	長 島 町	10,091	3	3	192	714	449	4.450%
24	湧 水 町	8,938						
25	大 崎 町	12,675						
26	東 串 良 町	6,538						
27	錦 江 町	7,074						
28	南 大 隅 町	6,719						
29	肝 付 町	14,683						
30	中 種 子 町	7,596						
31	南 種 子 町	5,466						
32	屋 久 島 町	11,926						
33	大 和 村	1,412	-	-	-	-	-	-
34	宇 検 村	1,665	1	1	106	250	84	5.045%
35	瀬 戸 内 町	8,682						
36	龍 郷 町	5,944						
37	喜 界 町	6,831						
38	徳 之 島 町	10,324						
39	天 城 町	5,705						
40	伊 仙 町	6,468						
41	和 泊 町	6,299						
42	知 名 町	5,697						
43	与 論 町	5,090						
		1,607,350	11	11	3,265	6,118	3,365	0.209%
							供用人口整備率	0.209%

(13) 屋外広告物の規制

良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、屋外広告物法に基づき鹿児島県屋外広告物条例を定め、禁止地域、禁止物件、制限地域等を指定している。

なお、平成15年度までに全ての市町村に許可事務等の権限を移譲しており、その許可状況は次のとおりである。

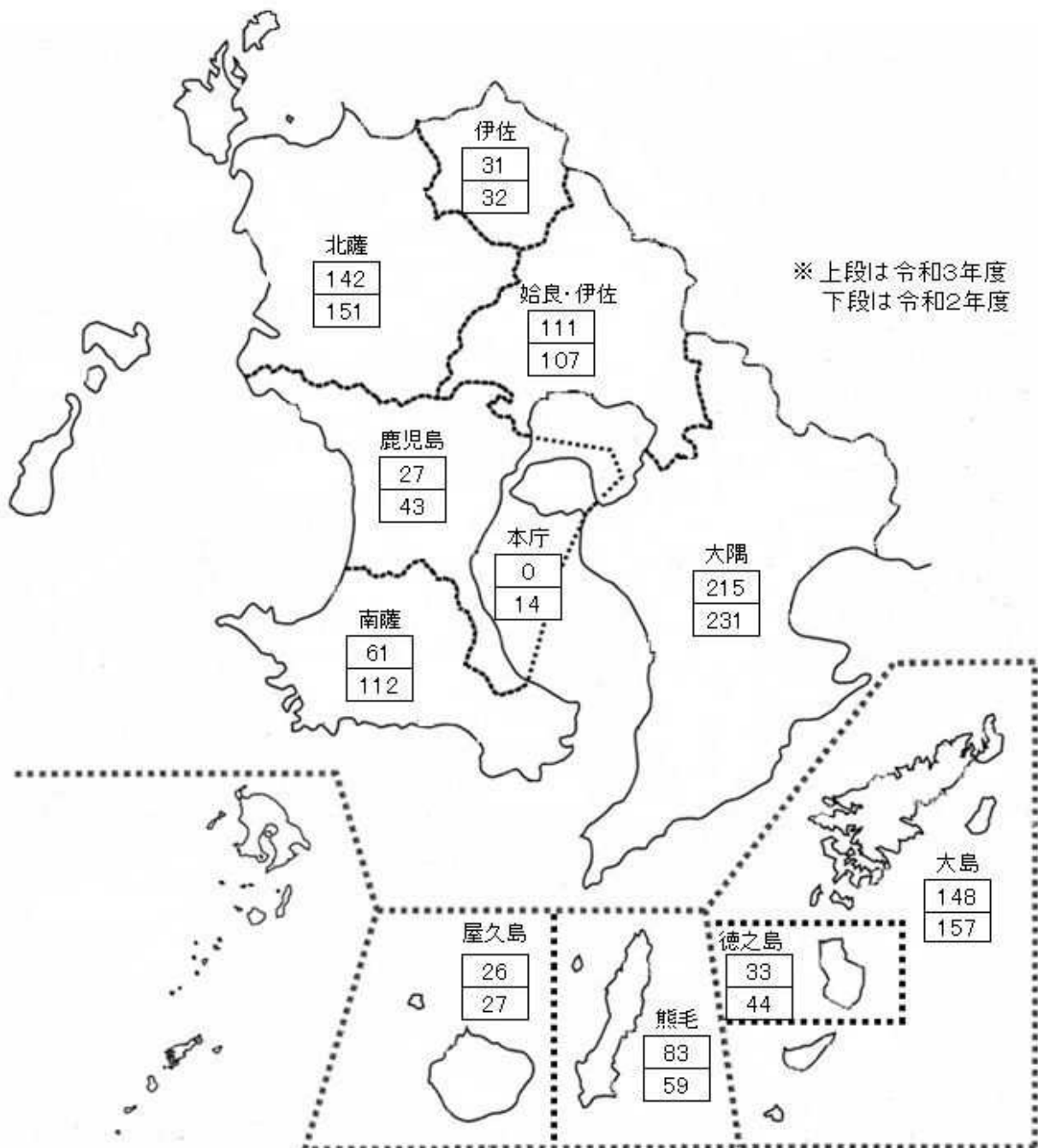
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(新規) 件 数 個 (枚) 数	417件 999個枚	355件 1,584個枚	352件 1,099個枚	410件 1,429個枚
(更新) 件 数 個 (枚) 数	1,989件 4,857個枚	1,427件 4,609個枚	1,644件 5,223個枚	1,900件 5,984個枚
計	2,406件 5,856個枚	1,782件 6,193個枚	1,996件 6,322個枚	2,310件 7,413個枚

※鹿児島市の許可分は含まない。

10 建 築

(1) 建築物等確認申請県受付件数(令和3年度)

事務所名	受付件数	事務所名	受付件数
鹿児島	27	熊毛	83
南薩	61	屋久島	26
北薩	142	大島	148
姶良・伊佐	111	徳之島	33
伊佐	31	本庁	0
大隅	215	計	877



(2) 確認事務県取扱件数（令和３年度）

区 分	確 認 申 請 受 付 件 数	確 認 件 数	検 査 済 証 交 付 件 数	法18条によ る計画通知 受 付 件 数	法 18 条 に よ る 適 合 通 知 件 数	法18条によ る検査済証 交 付 件 数
法6条1項 1号～3号	147	136	145	11	8	8
法6条1項 4号	656	644	625	9	9	10
工 作 物	43	44	49	2	2	1
建 築 設 備	31	27	26	2	1	1
合 計	877	851	845	24	20	20

※ 法：建築基準法

(3) 建築物の着工状況（令和３年度）

ア 市郡別着工状況

市 郡 別	着 工 建 築 物（住 宅 を 含 む） 延 べ 面 積（㎡）			着工新設 住宅戸数 (戸)
	木 造	非 木 造	総 計	
鹿 児 島 市	254,078	280,056	534,134	5,015
鹿 屋 市	69,919	42,774	112,693	647
枕 崎 市	5,259	10,215	15,474	41
阿 久 根 市	4,777	4,015	8,792	40
出 水 市	26,432	13,507	39,939	288
指 宿 市	15,792	11,552	27,344	157
西 之 表 市	4,969	1,558	6,527	52
垂 水 市	3,061	6,092	9,153	45
薩 摩 川 内 市	45,662	49,717	95,379	614
日 置 市	22,751	12,344	35,095	222
曾 於 市	14,710	5,665	20,375	118
霧 島 市	72,701	46,051	118,752	876
いちき串木野市	10,259	31,016	41,275	126
南 さ つ ま 市	14,014	38,860	52,874	129
志 布 志 市	21,878	9,704	31,582	124
奄 美 市	10,522	4,267	14,789	141
南 九 州 市	13,433	10,679	24,112	90
伊 佐 市	11,786	4,232	16,018	56
始 良 市	55,221	46,927	102,148	634
小 計	677,224	629,231	1,306,455	9,415
郡 計	69,342	65,833	135,175	591
合 計	746,566	695,064	1,441,630	10,006

イ 着工建築物年次別推移

年 度	着 工 建 築 物 (住 宅 を 含 む) 延 べ 面 積 (m ²)			着 工 新 設 住 宅 戸 数 (戸)
	木 造	非 木 造	総 計	
27	749,377	763,807	1,513,184	11,140
28	786,269	960,404	1,746,673	11,025
29	741,060	844,508	1,585,568	9,903
30	801,316	786,653	1,587,969	10,007
元	785,998	644,017	1,430,015	8,830
2	716,784	662,363	1,379,147	8,728
3	746,566	695,064	1,441,630	10,006

(4) 建築許可・建築審査会及び公聴会開催の状況

年度	区分	建 築 許 可 件 数	建築審査会開催回数	公聴会開催回数
27		86	2	2
28		61	2	2
29		94	4	4
30		75	2	1
元		81	3	1
2		73	2	2
3		66	1	0

(5) 年度別建築士試験の状況

年 度	二 級 建 築 士 試 験				木 造 建 築 士 試 験			
	学 科 試 験		設 計 製 図 試 験		学 科 試 験		設 計 製 図 試 験	
	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者
27	208	65	89	47	2	1	1	0
28	216	90	117	60	1	0	0	0
29	217	81	124	60	0	0	1	0
30	175	61	110	56	1	0	0	0
元	218	98	128	70	0	0	0	0
2	247	101	129	69	2	1	1	0
3	241	101	142	73	2	0	1	1

(6) 年度別建築士事務所登録等の状況

年 度	一級建築士事務所 登 録 現 在 数	二級建築士事務所 登 録 現 在 数	木造建築士事務所 登 録 現 在 数	2 級 建 築 士 登 録 現 在 数	木 造 建 築 士 登 録 現 在 数
29	923	318	2	8,316	209
30	901	331	2	8,373	209
元	881	323	2	8,442	209
2	858	332	2	8,500	209
3	826	321	2	8,564	210

※ 国及び全都道府県の「建築行政共用データベースシステム」導入に伴い、当該データベースによる全国統一基準値を記載することとした。(当該データベースで確認可能な登録数は、平成20年度以降)

(7) 宅地建物取引業法の施行状況

ア 宅地建物取引業者数

(令和4年3月末現在)

市 郡	業 者 数	市 郡	業 者 数	市 郡	業 者 数
鹿 児 島 市 鹿 児 島 郡	888	枕崎市, 南さつ ま市, 南九州市	41	曾於市, 志布 志市, 曾於郡	51
薩摩川内市 薩 摩 郡	66	出水市, 阿久根 市, 出水郡	64	西 之 表 市 熊 毛 郡	13
いちき串木野市 日 置 市	38	霧島市, 伊佐市 始良市, 始良郡	201	奄 美 市 大 島 郡	77
指 宿 市	27	鹿屋市, 垂水市 肝 属 郡	89	合 計	1,567

(大臣免許12件含む)

イ 宅地建物取引士及び宅地建物取引業者数等

区 分 年 度	宅 地 建 物 取 引 士				宅地建物取引業 者数（年度末）
	資 格 試 験		登 録		
	受験申込者数	合格者数	新規登録者数	登録者数(年度末)	
27	2,369	248	254	8,133	1,626
28	2,294	217	197	8,319	1,611
29	2,290	210	162	8,374	1,583
30	2,265	230	191	8,552	1,590
元	2,397	250	207	8,747	1,577
2	2,314	221	213	8,947	1,573
3	2,522	265	188	9,112	1,567

※ 新規登録者数には、県外からの登録移転者を含む。(3年度は6件)

(8) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命・財産に危険を及ぼす恐れのある土地に建つ危険住宅について、補助金を交付し、安全な場所への移転を促進する。

令和3年度までの移転実績は、6,943戸である。

(千円)

年 度	S46～H25	26	27	28	29	30	元	2	3	計	
実施戸数	6902	3	6	6	3	2	9	4	8	6,943	
補助金	国庫	7,904,478	2,689	12,848	7,863	2,999	4,765	13,690	5,628	7,664	7,962,624
	県	4,510,655	1,344	6,423	3,930	1,498	2,382	6,842	2,813	3,831	4,539,718
	市町村	3,801,327	1,346	6,428	3,935	1,501	2,384	6,850	2,818	3,847	3,830,436
	計	16,216,460	5,379	25,699	15,728	5,998	9,531	27,382	11,259	15,342	16,332,778

(9) 宅地開発の状況

都市計画区域内においては3,000㎡以上、都市計画区域外においては10,000㎡以上の開発行為を許可対象としている。

許可件数は、年間約20～30件程度で推移してきているが、令和3年度は23件の許可件数となっている。

都市計画法に基づく、開発行為許可調べ

年度	件数	面積 (ha)	面 積 規 模 別 内 訳											
			0.3ha未満		0.3ha以上 1.0ha 未満		1.0ha以上 5.0ha未満		5.0ha以上 10ha未満		10ha以上 20ha未満		20ha 以上	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
16年度	43	55.8			26	14.2	15	24.1	2	17.5				
17年度	39	43.1			23	11.5	16	31.6						
18年度	37	56.9			19	12.0	16	33.9	2	11.0				
19年度	35	54.9			17	8.9	17	30.5			1	15.5		
20年度	43	47.0			26	14.1	17	32.9						
21年度	15	14.9			8	3.9	7	11.0						
22年度	23	50.0			11	6.8	10	18.4	1	6.0	1	18.8		
23年度	23	28.4			13	7.3	9	15.8	1	5.3				
24年度	24	37.6			17	8.5	5	9.5	1	8.9	1	10.7		
25年度	29	29.0			20	11.0	9	18.0						
26年度	18	35.2			7	5.0	9	15.8	2	14.4				
27年度	21	18.6			15	8.6	6	10.0						
28年度	35	59.9			22	14.0	11	21.8	1	5.0	1	19.1		
29年度	29	39.9			16	8.9	13	31.0						
30年度	28	41.5			16	9.5	11	22.9	1	9.1				
令和元年度	27	51.3			18	11.4	8	16.2					1	23.7
令和2年度	25	37.9			13	6.8	11	22.6	1	8.5				
令和3年度	23	29.8			13	9.2	10	20.6						

* 鹿児島市の許可分は含まない。

(10) 宅地開発の状況（住宅団地5ha以上）

ア 公的機関による開発

区 分		事 業 主 体	団 地 名	面 積 (ha)	戸 数 (戸)	開 発 年 度
鹿 児 島 都 市 圏	鹿児島市	県住宅供給公社	希望ヶ丘団地	13.30	313	S40～S53
			小松原団地	5.30	686	S45～S48
			緑ヶ丘団地	31.50	1,317	S40～S53
			原良団地	111.50	3,089	S41～S53
			ガーデンヒルズ松陽台	38.83	796	H11～H15
			計	200.43	6,201	
		鹿児島市開発事業団	大明ヶ丘団地	32.00	880	S40～S44
			天神山団地	5.60	272	S40～S44
			城山団地	46.30	1,562	S42～S46
			伊敷団地	101.50	3,222	S43～S46
			慈眼寺団地	28.80	777	S43～S46
			玉里団地	97.00	3,178	S45～S48
			催馬楽団地	12.40	267	S48～S51
			星ヶ峯ニュータウン	171.11	4,300	S51～H 2
			計	494.71	14,458	
		鹿児島市住宅公社	紫原団地	145.66	7,326	S31～S40
			上之原団地	17.80	493	S37～S41
			常安団地	15.28	150	S38～S40
			坂元団地	15.18	987	S41～S43
			武岡団地	78.31	2,351	S46～S52
			星ヶ峯南団地	35.40	634	H12～H15
			計	307.63	11,941	
		小計	計	1,002.77	32,600	
始良市	県住宅供給公社	俵原団地	9.60	310	S41～S45	
		加治木団地	23.40	781	S54～S57	
		朝日ヶ丘	5.80	170	S40～S42	
		隼人塚団地	12.80	296	S48～S51	
		妙円寺団地	152.89	2,800	S50～H13	
始良市	日本勤労者住宅協会	加治木団地	9.50	306	S59～S61	
	小計		213.99	4,663		
	合計		1,216.76	37,263		
そ の 他	南さつま市	県住宅供給公社	ハーモニータウン加世田	13.80	225	H10～H13
	薩摩川内市	〃	永利ホープタウン	14.45	309	H 2～H 3
	〃	川内市土地開発公社	外園原団地	6.20	326	S53～S54
	〃	〃	今村団地	5.70	180	S56～S59
	〃	〃	天辰・平佐団地	8.90	171	H13～H19
	〃	県町村土地開発公社	田代定住促進団地	6.30	94	H10～H13
	奄美市	名瀬市土地開発公社	佐大熊団地	6.80	63	S41～S45
	〃	〃	長浜団地	21.60	460	S45～S47
	〃	〃	小宿団地	32.00	1,219	S55～S63
	瀬戸内町	瀬戸内町土地開発公社	斧瀬団地	6.30	192	S60～S61
	西之表市	西之表市土地開発公社	深渡瀬団地	9.80	213	S53～S62
	南九州市	県町村土地開発公社	ニュー打越団地	8.50	150	S55～S57
	〃	〃	打越団地	7.74	148	S62～H 2
	〃	〃	南野元住宅団地	5.30	50	H14～H17
	鹿屋市	県労働者住宅生活協同組合	鹿屋グリーンランド	6.40	452	S52～S55
	〃	県住宅供給公社	パークヒルズ鹿屋	8.23	150	H 9～H11
	いちき串木野市	串木野市土地開発公社	ウッドタウン串木野	12.00	200	H 8～H12
	霧島市	溝辺町開発公社	陵北団地	6.40	100	S47～
		合計		186.42	4,702	
		総計		1,403.18	41,965	

イ 民間による開発

区 分		事 業 主 体	団 地 名	面 積 (ha)	戸 数 (戸)	開 発 年 度
鹿 <						

11 住宅

(1) 市町村別公営住宅管理戸数

(R 4. 4. 1 現在)

市町村名	県 営			市町村営			合 計	市町村名	県 営			市町村営			合 計
	公 営	特公賃	旧特公賃	公 営	特公賃	準特優賃			公 営	特公賃	旧特公賃	公 営	特公賃	準特優賃	
鹿児島市	4,771	-		10,725	19	5	15,520	長島町	-	-		88	4		92
鹿屋市	765	-	1	1,970	43		2,779	湧水町	102	-		334	54		490
枕崎市	36	1	5	368	10		420	大崎町	-	-		183	-		183
阿久根市	204	-	2	471	-		677	東串良町	-	-		149	28		177
出水市	354	-	6	1,478	53		1,891	錦江町	10	-		203	18		231
指宿市	254	6	12	744	36		1,052	南大隅町	-	-		188	24		212
西之表市	79	-		408	12		499	肝付町	-	-		286	28		314
垂水市	206	-		274	-		480	中種子町	60	-		203	-		263
薩摩川内市	729	4	6	2,025	50	3	2,817	南種子町	18	5	3	171	16		213
日置市	467	4	6	1,055	12		1,544	屋久島町	24	-		526	-		550
曾於市	66	1	3	928	2		1,000	大和村	-	-		140	2		142
霧島市	322	-		4,077	166	19	4,584	宇検村	-	-		104	-		104
いちき串木野市	313	2	4	507	2		828	瀬戸内町	85	2	3	620	-		710
南さつま市	353	3	6	543	49	5	959	龍郷町	129	5		195	48		377
志布志市	405	-		390	46		841	喜界町	20	-		286	4		310
奄美市	881	-		1,670	22		2,573	徳之島町	98	-		507	12		617
南九州市	107	-		473	75		655	天城町	-	-		313	-		313
伊佐市	176	-		564	52		792	伊仙町	-	-		294	-		294
姶良市	743	4	9	1,179	22		1,957	和泊町	30	-		247	-		277
三島村	-	-		-	-		-	知名町	24	-		219	7		250
十島村	-	-		-	-		-	与論町	24	-		119	-		143
さつま町	98	-		450	26		574	合 計	11,953	37	66	35,674	942	32	48,704

(注1) 特定公共賃貸住宅(特公賃): 公営住宅の入居基準の所得区分を超える中堅所得者に賃貸するための住宅

(注2) 旧特公賃住宅(旧特公賃), 準特優賃住宅(準特優賃): 特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅で, 公営住宅と同様に低額所得者に賃貸するための住宅

(2) 住宅地区改良事業等実績

ア 住宅地区改良事業

施行者名	地区名	地区指定年月日	地区指定の内容				事業計画の内容			改 良 住 宅 建 設 数																計 (戸)
			面積 (㎡)	不良住宅戸数	不 良 住 宅 率 (%)	住宅密度戸/ha	事 業 年 度	改良住宅建設 (戸)	除却戸数	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	平 4		
鹿児島市	新 川	41.8.22	6,531	101	83.5	192	41~46	110	119	32																32
	第 1 新川港	41.8.22	6,713	138	95.8	288	41~44	130	144		54	52	24													130
	第 2 新川港	44.4.30	6,290	136	98.5	219	44~48	138	138					24	70		20									114
	西 田	46.1.19	5,888	108	100	225	46~47	96	108						56	40										96
	南林寺	61.7.28	3,442	67	100	197	63~H8	50	67																50	50
鹿児島市計	5 地区		28,864	550				524	576	32	54	52	24	24	126	40	20								50	422
奄 美 市 (旧名瀬市)	佐大熊	47.6.12	21,020	174	100	82	47~49	200	174							70	40	90								200
	春 日	49.11.8	24,701	203	92	107	50~52	190	203									60	70	60						190
	平 田	52.10.15	8,102	61	98	76	53~54	60	61													20	40			60
奄美市計	3 地区		53,823	438				450	438							70	40	90	60	70	60	20	40			450
計	8 地区		82,687	988				974	1,014	32	54	52	24	24	126	110	60	90	60	70	60	20	40	50		872

イ 改良住宅等改善事業

施行者名	地区名	事業計画の内容			従前事業名
		事業年度	更新住宅建設戸数(戸)	除却戸数	
鹿児島市	西田	H9 ~ 10	7	8	住宅地区改良事業
		H17 ~ 18, H30 ~ R2	外壁改修等2棟(87戸)	0	〃
	三和	H13 ~ R6	181	276	〃
奄美市 (旧名瀬市)	春日	H2,H4,H12 ~ 16	外壁改修等6棟(190戸)	0	〃
		H27	ガス管改修4棟(130戸)	0	〃
	平田	H4,H13 ~ 14,H18 ~ 20	外壁改修等3棟(60戸)	0	〃
		H24	ガス管改修3棟(60戸)	0	〃
	佐大熊	H元,H4,H6 ~ 8,H14	外壁改修等7棟(200戸)	0	〃
		H28	ガス管改修7棟(200戸)	0	〃
		H29 ~ R4	外壁改修等7棟(200戸)	0	〃

ウ 小集落地区等改良事業

施行者名	地区名	地区指定年月日 (変更)	地区指定の内容				事業計画の内容			改良住宅建設数				
			面積 (㎡)	不良住宅戸数	不良住宅率(%)	住宅密度戸/ha	事業年度	改良住宅建設戸数	除却戸数	51	52	53	54	計 (戸)
さつま町 (旧宮之城町)	前岡	51.12.9 (53.2.10)	75,540	95	65	19	51 ~ 54	36	58	14	10	8	4	36

エ 小規模住宅地区等改良事業

施行者名	地区名	地区指定年月日 (変更)	地区指定の内容				事業計画の内容			改良住宅建設数	
			面積 (㎡)	不良住宅戸数	不良住宅率(%)	住宅密度戸/ha	事業年度	改良住宅建設戸数	除却戸数	H14 (戸)	計
伊佐市 (旧菱刈町)	前田	H10.12.4 (H14.12.13)	81,705	33	55	7.34	10 ~ 15	20	60	20	20

※平成29年に、20戸のうち1戸を用途廃止

才 空き家再生等推進事業

	市 町 村 名	事 業 内 容			備 考
		空き家除却	空き家活用	合 計	
15年度 ～ 27年度	宇 検 村	1 戸	15 戸	16 戸	活用使途：村単住宅
	西之表市		12 戸	12 戸	活用使途：市単住宅
	長 島 町	22 戸	9 戸	31 戸	活用使途：町単住宅
	霧 島 市	40 戸		40 戸	
	阿久根市	32 戸		32 戸	
	伊 佐 市	9 戸		9 戸	
	薩摩川内市	12 戸		12 戸	
	南大隅町	21 戸		21 戸	
	奄 美 市		5 戸	5 戸	活用使途：市単住宅
	大 和 村		2 戸	2 戸	活用使途：村単住宅
	瀬戸内町		3 戸	3 戸	活用使途：町単住宅
	龍 郷 町		3 戸	3 戸	活用使途：町単住宅
	和 泊 町	1 戸	16 戸	17 戸	活用使途：町単住宅・福祉相談所
	鹿児島市	46 戸		46 戸	
	霧 島 市	40 戸		40 戸	
	天 城 町		1 戸	1 戸	活用使途：町単住宅
28年度	鹿児島市	29 戸		29 戸	
	鹿 屋 市	56 戸		56 戸	
	阿久根市	7 戸		7 戸	
	霧 島 市	25 戸		25 戸	
	宇 検 村		1 戸	1 戸	活用使途：村単住宅
	天 城 町		3 戸	3 戸	活用使途：町単住宅
	和 泊 町	4 戸	1 戸	5 戸	活用使途：町単住宅
29年度	鹿児島市	23 戸		23 戸	
	鹿 屋 市	30 戸		30 戸	
	枕 崎 市	3 戸		3 戸	
	阿久根市	6 戸		6 戸	
	霧 島 市	6 戸		6 戸	
	いちき串木野市	6 戸		6 戸	
	始 良 市	10 戸		10 戸	
	宇 検 村		1 戸	1 戸	活用使途：村単住宅
	和 泊 町	1 戸		1 戸	
30年度	鹿児島市	16 戸		16 戸	
	鹿 屋 市	44 戸		44 戸	
	阿久根市	9 戸		9 戸	
	出 水 市	8 戸		8 戸	
	霧 島 市	6 戸		6 戸	
	いちき串木野市	6 戸		6 戸	
	南九州市	19 戸		19 戸	
	始 良 市	11 戸		11 戸	
	さつま町	(16 戸)		(16 戸)	
	長 島 町	3 戸		3 戸	
	大 崎 町	(1 件)		(1 件)	旧中学校解体
	宇 検 村		1 戸	1 戸	活用使途：町単住宅
	和 泊 町	4 戸		4 戸	

	市 町 村 名	事 業 内 容			備 考
		空き家除却	空き家活用	合 計	
元年度	鹿 児 島 市	1 3 戸		1 3 戸	
	鹿 屋 市	2 3 戸		2 3 戸	
	枕 崎 市	7 戸		7 戸	
	阿 久 根 市	1 2 戸		1 2 戸	
	出 水 市	9 戸		9 戸	
	霧 島 市	5 戸		5 戸	
	いちき串木野市	3 戸		3 戸	
	南九州市	1 6 戸		1 6 戸	
	始 良 市	8 戸		8 戸	
	さつま町	(1 8 戸)		(1 8 戸)	
	長 島 町	1 3 戸		1 3 戸	
	大 崎 町		(2 棟)	(2 棟)	旧教職員住宅を交流施設
	錦 江 町		1 棟	1 棟	活用用途：サテライトオフィス
	宇 検 村		1 戸	1 戸	活用用途：村単住宅
	天 城 町	1 戸	1 戸	2 戸	活用用途：町単住宅
	和 泊 町		1 戸	1 戸	活用用途：町単住宅
2年度	鹿 児 島 市	3 1 戸		3 1 戸	
	鹿 屋 市	3 7 戸		3 7 戸	
	枕 崎 市	4 戸		4 戸	
	阿 久 根 市	1 7 戸		1 7 戸	
	出 水 市	3 戸		3 戸	
	霧 島 市	7 戸		7 戸	
	いちき串木野市	7 戸		7 戸	
	南九州市	1 7 戸		1 7 戸	
	始 良 市	1 6 戸		1 6 戸	
	さつま町	(8 戸)		(8 戸)	
	長 島 町	1 2 戸		1 2 戸	
	和 泊 町	(1 戸)		(1 戸)	
3年度	鹿 児 島 市	2 5 戸		2 5 戸	
	鹿 屋 市	4 3 戸		4 3 戸	
	枕 崎 市	1 2 戸		1 2 戸	
	阿 久 根 市	1 6 戸		1 6 戸	
	出 水 市	4 戸		4 戸	
	霧 島 市	8 戸		8 戸	
	いちき串木野市	4 戸		4 戸	
	南九州市	3 8 戸		3 8 戸	
	始 良 市	1 6 戸		1 6 戸	
	さつま町	(1 2 戸)		(1 2 戸)	
	長 島 町	1 5 戸		1 5 戸	
	和 泊 町	(4 戸)	(1 戸)	(5 戸)	活用用途：移住体験住宅
	知 名 町	2 戸		2 戸	

※ () は「空き家対策総合支援事業」の実績

カ 住宅新築資金等貸付事業（平成8年度で事業終了）

(件数)

年 度	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	合 計
新築資金	4	13	31	87	95	94	111	61	54	49	46	67	17	17	15	25	29	7	9	6	7	8	852
改修資金	75	158	159	115	50	62	83	31	19	23	13	24	5	4	6	3	8	8	2	4	6	4	362
宅地資金			6	18	20	42	69	43	30	36	26	30	6	8	6	11	15	7	4	9	2	3	391
計	79	171	196	220	165	198	263	135	103	108	85	121	28	29	27	39	52	22	15	19	15	15	2,105

キ 住宅新築資金等貸付助成事業

年 度	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
助 成 金	26,668	29,356	30,752	41,276	51,326	37,470	36,030	35,612	35,428	34,784	33,722	33,187	29,053
市 町 村	5 市町	5 市町	5 市町	10 市町	10 市町	10 市町	7 市町	7 市町	7 市町	7 市町	7 市町	7 市町	7 市町

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
助 成 金	27,796	27,355	26,676	26,350	25,543	23,510	20,814	13,829	10,360	10,442	6,930	5,323	1,971
市 町 村	7 市町	7 市町	7 市町	7 市町	7 市町	7 市町	7 市町	7 市町	6 市町	6 市町	6 市町	6 市町	6 市町

年 度	25	26	27	28	29	30	元	2	3
助 成 金	1,866	1,788	1,707	1,638	1,617	1,587	1,524	1,488	1,467
市 町 村	6 市町	6 市町	6 市町	6 市町	6 市町	6 市町	6 市町	6 市町	6 市町

ク 住宅市街地基盤整備事業（旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）

実 施 主 体	団 地 名	施 設 名	事 業 内 容 等	実 施 年 度
鹿 児 島 県	ハーモニータウン加世田	県道 石垣加世田線	道 路 改 築	H 1 0 ～ 1 6
薩摩川内市 (旧 川 内 市)	天 辰 平 佐 団 地	市道 永利天辰線	道 路 改 築	H 1 3 ～ 1 6
鹿 児 島 県	星 ケ 峯 南 団 地	県道 小山田谷山線	道 路 改 築	H 1 6 ～ 2 3

ケ 都市再生推進事業(市街地環境整備事業)

実 施 主 体	団 地 名	施 設 名	事 業 内 容 等	実 施 年 度
鹿 児 島 市 (旧 松 元 町)	松 元 ニ ュ ー タ ウ ン	道路、公園、駐車場	施 設 整 備	H 1 4 ～ 1 6

コ 街なみ環境整備事業

実施主体	地 区 名	事業年度	整備方針承認	事 業 内 容 等	区域面積	景 観 条 例 等 の 名 称
喜 界 町	城 久	H 6 ～ 11	H 6 . 7 . 22 (H 8 . 3 . 19)	街なみ景観の整備	13.4 ha	喜界町城久集落街づくり協定書
出 水 市	出 水 麓	H 8 ～ 15	H 8 . 9 . 17	街なみ景観の整備	43.8 ha	出水市伝統的建造物群保存地区保存条例
霧 島 市 (旧牧園町)	高 千 穂	H 9 ～ 23 (H9～25)	H 9 . 5 . 15 (H21. 3 . 31)	街なみ景観の整備	38.3 ha	霧島市牧園町まちづくり要綱
奄 美 市	赤 木 名	H20～27 (H20～30)	H19. 9 . 28 (H26. 2 . 28)	街なみ景観の整備	32.2 ha	奄美市赤木名地区まちづくり景観要綱
薩摩川内市	入 来 麓	H22～31 (H22～R6)	－ (※)	街なみ景観の整備	19.2 ha	薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例
南さつま市	加世田麓	H25～30 (H25～R4)	－ (※)	街なみ景観の整備	20.0 ha	南さつま市伝統的建造物群保存地区保存条例

※平成22年度より、社会資本整備総合交付金において実施することとなったため承認は不要となった。

サ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）（旧密集住宅市街地整備促進事業）

実 施 主 体	地 区 名	事業年度（変更）	整備計画承認（変更）	面 積	合 併 事 業
霧 島 市 (旧 隼 人 町)	浜 之 市	H10～20 (H10～R7)	H 11. 2. 2 (H 17. 3.31) (H 21. 3.31) (H 26. 2.28)	12.3 ha	浜之市地区土地区画整理事業

12 その他

(1) 土木部機構の変遷

土木行政を分掌してきた機構の変遷を略記すると次表のとおりであるが、第二次大戦後地方自治制度の改革によって住民自治の確立の行政の多様化に応じて県民の福祉に呼応するように土木行政機構も大きく変わってきている。

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
明治4年 明治10年		廃藩置県 県令、書記官の下部組織として第1課から第6課が設置され土木関係は第3課所属
明治11年12月 明治13年		機構改革により9課制となり、土木課及び地理課新設 土木課と地理課を統合、地理課（常務掛、地籍掛、土功掛、測量掛、営繕掛）設置
明治19年7月 明治19年8月		県令が知事となる 部制がしかれ、第一・第二・警察・収税の4部が置かれ、土木課は第二部に所属
明治23年10月		機構改革により、知事官房・内務部・警察部・収税長が設置され、内務部第二課となり、土木掛・地理掛及び農商掛を設置
明治28年 明治30年 明治40年		鹿児島・川内・加治木・鹿屋に土木監督区事務所を設置 内務部を5課制とし、土木は第二課となり、土木地理掛を新設 土木監督区事務所を鹿児島・川内・横川・鹿屋・知覧に置き、土木掛出張所と改称する 土木掛出張所を土木出張所と改称する
大正7年		横川土木出張所を加治木土木出張所に、知覧土木出張所を加世田土木出張所に改称し、大島土木出張所新設
昭和7年		出水・栗野・岩川・西之表に土木出張所新設 宮之城・指宿・伊集院に同じく追加新設
昭和10年4月30日 昭和11年7月31日	訓令第43号	鹿児島港務所設置 機構改革により、知事官房・総務部・学務部・経済部・警察部の各部制がおかれ、経済部土木課となる
昭和11年12月12日 昭和11年12月23日 昭和12年10月25日 昭和13年4月1日	告示580号 告示585号 告示549号 告示165号	古江港修築事務所設置 別府川改修事務所設置 大根占港修築事務所設置 土木出張所の名称及び区域の改正が行われた (鹿児島・川内・出水・栗野・加治木・岩川・鹿屋・西之表・加世田)
昭和19年7月8日 昭和19年12月4日 昭和21年2月1日	訓令第38号 告示561号 訓令第5号	経済部を経済第一・第二の二部に改め、第二部所属 鹿屋港修築事務所設置 総務部を内政部に改称その所属となる（内政部土木課）

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和21年 6 月 3 日	訓令第33号	戦災復興事務所設置 串木野・阿久根・枕崎・加治木・市来・山川・西之表
昭和21年10月23日	告示255号	山川港修築事務所設置
昭和21年10月23日	告示256号	広瀬川・野田川改修事務所設置
昭和21年11月11日	訓令第62号	垂水戦災復興事務所設置
昭和21年11月18日	訓令第60号	機構改革により土木部が新設され、道路課・河港課・戦災復興課及び住宅課の4課を設置
昭和21年12月23日	告示第328号	黒之瀬戸渡船事務所設置
昭和22年 7 月19日	告示249号	枕崎港修築事務所設置
昭和22年10月 1 日	訓令第29号	監理課が設置され、河港課を河川課と港湾課に分課、戦災復興課を計画課に、住宅課を建築課に名称変更
昭和22年10月 1 日	規則第16号	機構改革（土木出張所名称変更及び支所設置） ○鹿児島・川内・加世田・出水・栗野・加治木・岩川・鹿屋 ○鹿児島土木出張所に指宿支所及び伊集院支所を設置
昭和23年11月17日	訓令第29号	建築課を営繕課に改称、新たに建築指導課を設置
昭和23年11月29日	規則第93号	指宿支所及び伊集院支所がそれぞれ土木出張所に昇格
昭和24年 9 月21日	訓令第30号	営繕課・建築指導課を廃止し建築課新設
昭和24年12月23日	告示397号	支所・工事事務所設置 （支所）大口・宮之城・頰娃・大根占・中種子 （工事事務所）串木野・枕崎港・広瀬川・野田川・別府川・志布志港・鹿屋港・内之浦・山川・甑島・伊作田
昭和25年 6 月12日	訓令第17号	砂防課新設
昭和25年		観光課経済部より土木部所属
昭和25年10月13日	告示398号	口永良部港修築事務所新設
昭和26年 2 月26日	告示73号	山川港工事事務所廃止
昭和26年 7 月31日	告示557号	山川・垂水・東市来・戦災復興事務所廃止
昭和26年 8 月11日	告示596号	串木野工事事務所廃止
昭和26年10月22日	告示784号	大谷川・大里川・大淀川・神川及び米之津川工事事務所設置
昭和27年 1 月25日	告示46号	大泊港修築事務所設置
昭和27年 4 月1日	告示181号	野田川工事事務所を廃止し、阿久根工事事務所設置
昭和28年 1 月26日	告示68号	隈之城川工事事務所設置
昭和28年 4 月24日	告示346号	別府川工事事務所廃止
昭和28年 7 月13日	告示528号	阿久根工事事務所廃止
昭和28年11月 9 日	告示723号	大始良・野田川・菱田川・田原川工事事務所設置
昭和28年12月25日	条例第59号	奄美群島祖国復興に伴い大島支庁設置、分課組織として課制実施（大島支庁土木課）
昭和29年 4 月16日	規則第34号	土木出張所の改称並びに支所の昇格（名称は土木事務所となる）

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和29年 5 月 1 日	(昭和29年5月 1 日から実施) 告示302号の 3	(鹿児島・指宿・加世田・伊集院・川内・宮之城・大口・栗野・出水・加治木・岩川・鹿屋・大根占・西之表) 河川改修・戦災復興・港修築事務所をそれぞれ工事詰所に名称変更 (工事詰所) 伊作・大川・広瀬川・大谷川・枕崎・甑島・串木野・阿久根・天降川・大淀川・田原川・内之浦・垂水・伊座敷・屋久島
昭和29年 5 月 1 日	訓令第 8 号	
	附令第 3 号	河川課・砂防課を統合し、河川砂防課とする
昭和30年 3 月22日	訓令第 5 号	工事監査員設置
	(30年4月から適用)	
昭和30年11月28日	訓令第20号(30年12月から施行)	出先機関連絡協議会設置
昭和31年 6 月30日	告示509号	港務所を鹿児島港管理事務所に名称変更
昭和31年 6 月30日	告示508号	建設工事用材料試験室設置
昭和31年 6 月30日	規則第73号	次の土木事務所に課制(庶務課・工務課)新設 鹿児島・加世田・伊集院・川内・加治木・大島・鹿屋
昭和33年 5 月 1 日	告示343号	根占工事詰所設置
昭和33年 8 月 1 日	告示566号	工事詰所等の名称等整備される 川辺・枕崎・吹上・日吉・甑島(29. 5. 1)串木野・隼人・大崎・垂水・内之浦・根占(35. 5. 1)佐多(29. 5. 1)屋久島(29. 5. 1)
昭和34年 7 月15日	規則第43号	指宿・出水・西之表の各土木事務所に庶務課及び工務課新設 鹿児島土木事務所に失業対策事業課新設
昭和35年 4 月 1 日	訓令第 9 号	観光課は水産商工部所属となる
昭和35年 4 月 1 日	規則第28号	屋久島工事詰所が土木出張所に昇格、口永良部工事詰所新設
昭和35年 4 月 1 日		大島支庁名瀬港管理事務所新設
昭和35年 7 月 1 日	規則第65号	鹿児島港管理事務所に庶務課及び業務課新設
昭和35年 7 月 1 日	訓令第17号	監理課建設業係から用地関係事務を分離し用地係を新設
昭和35年12月28日	規則第122号	鹿児島県行政組織規則及び服務規程により各処務規定廃止
昭和36年 6 月 2 日	規則第64号	道路課に調査係新設
昭和36年 7 月11日	規則第80号	課制未設置の土木事務所に主任を配置
昭和37年 3 月30日	規則第22号	河川砂防課から砂防係事務を分離、砂防課新設(37. 4. 1)
昭和37年 3 月30日	〃	屋久島土木出張所を土木事務所に昇格
昭和37年 7 月 1 日	規則第54号	監理課は用地主任設置 全土木事務所(鹿児島を除く)を2課(庶務・工務)制とし庶務課に用地係主任設置
		宮之浦工事詰所設置、口永良部詰所廃止
昭和38年 3 月29日	規則第21号	工事詰所を工事出張所に名称変更し、隼人工事詰所を廃止し、牧園工事出張所新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和38年 5 月 15 日	規則第46号	建築課から住宅行政を分離して住宅課を新設
昭和38年 6 月 1 日	規則第49号	道路課改良係を改良第一，第二に分ける
		各課の工事事務係を改編し，監理係に改称
		主任建築技師の職制を新設
昭和38年 7 月 1 日		全土木事務所庶務課に庶務主任を新設
昭和39年 7 月 10 日	規則第87号	鹿児島・加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の6事務所に用地課を新設するとともに工務課を二課制とし，これに，主任制を増設
昭和39年 8 月 10 日	告示163号	頴娃・手打・青瀬・志布志・財部・古江・中種子・南種子にそれぞれ駐在機関設置
昭和39年 8 月 10 日	規則第101号	工事出張所のうち甕島・内之浦・佐多・宮之浦を除く9出張所を廃止し，頴娃・中種子駐在機関廃止
昭和39年 9 月 1 日	規則第58号	鹿児島・加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の6土木事務所に建築課を設置
昭和40年 7 月 1 日		大島支庁土木課に工事監査員を新設
昭和41年 5 月 21 日	規則第52号	土木部次長制新設
		土木部工事監査員を統括するため工事監査監を新設
昭和41年 7 月 1 日	規則第64号	大島支庁名瀬土木出張所沖永良部詰所を土木出張所に昇格
昭和41年 7 月 1 日	規則第64号	道路課庶務係を庶務係，経理係とし，鹿児島土木事務所に監理係を新設，指宿土木事務所工務課を工務第一課，工務第二課に分課
		大島支庁土木課から建築行政を分離して建築課を設置
昭和41年12月 5 日	告示第1,044号	財部駐在機関廃止
昭和43年 4 月 17 日	告示第423号	鹿児島県九州縦貫自動車道対策室を土木部に設置
昭和43年 7 月 9 日	規則第61号	港湾課漁港係は，水産商工部水産施設課所属となる
昭和43年 8 月 14 日	規則第69号	本庁においては，主管課制度を採り入れた機構改革により，土木部各課の機構が，次のように定められた
		監理課 総務係・経理第一係・経理第二係・工事事務係・建設業係・用地係
		道路課 管理係・橋りょう調査係・改良係・特殊改良係・舗装係・補修係
		河川課 管理係・災害事務係・災害海岸工事係・治水係・開発係
		砂防課 調査係・砂防係
		港湾課 管理係・港湾係・調査係
		計画課 管理係・計画公園係・都市建設係・区画整理係
		建築課 企画調整係・指導係・庁舎建築係・学校建築係・設備係
		住宅課 計画係・融資係・建設係・管理係
		出先機関においては，指宿，伊集院土木事務所に用地課を出水土木事務所においては，用地課と建築課をそれぞれ庶務課から分離した

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和44年 9 月 1 日	規則第75号	本庁においては、監理課に企画調整係を新設 道路課の橋りょう調査係を計画調整係と橋りょう係に分ける 建築課の企画調整係を計画調整係と改称 宅地課に宅地開発係を新設 出先機関においては、出先機関の庶務課を総務課と改称 鹿児島・加世田・加治木・大隅・鹿屋の工務二課制を工務三課制にする 伊集院・西之表の工務課を工務二課制にする 九州縦貫自動車道事務局を新設
昭和44年12月 1 日	規則第98号	大根占土木事務所佐多工事出張所・屋久島土木事務所宮之浦工事事務所を廃止 西之表土木事務所と屋久島土木事務所を熊毛支庁に統合 <pre> graph LR A[熊毛支庁] --- B[土木課] A --- C[屋久島土木出張所] </pre>
昭和45年 4 月 1 日	条例第 9 号	工業用水道部設置
昭和45年 4 月 1 日	規則第57号	計画課の出先機関として吉野公園管理事務所を新設
昭和45年 9 月 1 日	規則第77号	監理課の出先機関として建設工事材料試験室を新設 出水・宮之城土木事務所の工務課を工務二課制にする 都市計画課の計画公園係を廃止し、計画係と都市公園係を新設 住宅課の宅地開発係を廃止し、開発指導係と監察係を新設
昭和46年 8 月 14 日	規則第80号 2	住宅課の監察係を監察指導係と改称 工事監査監を統括するため首席工事監査監を新設
昭和46年 9 月 17 日	告示第1,042号	道路課に鹿児島県道路公社設立準備室を発足
昭和47年 3 月 31 日	告示第315号の16	鹿児島空港跡地処理対策室（管理係・計画係）を新設
昭和47年 4 月 12 日	規則第39号	道路課を道路建設課と道路維持課に分割 道路建設課 計画調整係・改良係・舗装係・橋りょう係 道路維持課 管理係・維持補修係・交通安全施設係・市町村道係
昭和47年 5 月 29 日	告示第500号	大島支庁に空港対策室設置
昭和47年 7 月 26 日	規則第了 7 号	港湾課港湾係を計画係と建設係に分け、調査係を空港防災係に名称変更、騒音対策係を新設
昭和47年 8 月 2 日	告示第806号	大口土木事務所に建築主事を配置
昭和47年 9 月 20 日	告示第1,028号	鹿児島県道路公社設立準備室を廃止し鹿児島県道路公社として発足
昭和48年 4 月 1 日	規則第25号	鹿児島港湾管理事務所を鹿児島港湾事務所と名称変更し、工務課を新設
昭和48年 6 月 1 日		鹿児島港フェリー埠頭公社設立
昭和48年 7 月 23 日	規則第60号	宮之城・大口・栗野・大根占の各土木事務所に用地課新設
昭和48年 7 月 23 日	告示第966号	鹿児島空港跡地処理対策室に分譲係を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和49年 4 月 1 日 昭和49年 7 月 25 日		監理課用地係を分離して用地課（監理収用係，用地係）を新設 港湾課の空港防災係と騒音対策係を整理統合し，空港係と防災係を設置，大島支庁名瀬土木出張所を大島支庁土木課に統合
昭和49年11月 1 日 昭和50年 7 月 21 日	規則第49号	道路建設課，建築課にそれぞれ管理係を新設し，監理課経理第 1 係を経理係に改称するとともに経理第 2 係，工事事務所係を廃止 出土木事務所黒ノ瀬戸渡船所を廃止
昭和50年 7 月 21 日 昭和50年 8 月 11 日	告示第911号	砂防課調査係を廃止し，管理係及び傾斜地保全係を新設 計画課に下水道係を新設 建築課設備係を廃止し，機械設備係及び電気設備係を新設 大口・栗野・大根占の各土木事務所及び屋久島土木出張所の工務課を二課制とする
昭和50年 7 月 21 日 昭和50年 8 月 11 日	告示第911号	鹿児島県建設技術センター設立 大島支庁空港対策室廃止 大島支庁土木課笠利工事詰所廃止
昭和50年11月 1 日 昭和51年 5 月 1 日 昭和51年 7 月 8 日	告示第1, 210号	鹿児島空港跡地処理対策室をニュータウン建設室に名称変更 港湾課から空港係を分離して空港対策室を設置 首席土木監理監を廃止し，土木技監新設 用地課管理収用係を廃止し，管理係及び収用調整係を新設
昭和52年 7 月 25 日	規則第50号	管理係を分離し工事事務係を新設 （道路維持課，河川課，港湾課，計画課）
昭和52年 7 月 25 日 昭和52年 7 月 25 日	規則第50号	伊集院，川内，出水の各土木事務所に工務第三課の新設 宮之城，栗野，大根占土木事務所に建築技師配置
昭和53年 3 月 31 日 昭和53年 5 月 1 日	規則第 9 号 規則第26号	港湾課に調整係の新設 土木技監廃止
昭和53年 5 月 1 日 昭和53年 5 月 1 日	規則第26号	土木部次長（技術）新設 ニュータウン建設室を廃止し，監理課にニュータウン係を設置
昭和53年 5 月 1 日 昭和53年 7 月 24 日	規則第26号	監理課に積算管理係，技術管理係を新設 伊集院土木事務所に建築課の新設 徳之島土木出張所に総務課，工務第一課，工務第二課を新設
昭和53年10月30日 昭和54年 7 月 23 日		大隅土木事務所志布志港出張所を新設 指宿土木事務所に建築課を新設
昭和54年 7 月 28 日 昭和54年 8 月 6 日		甕島工事出張所を甕島土木出張所に改組し，総務課，工務課を新設 大隅土木事務所志布志港出張所を廃止し，志布志港湾事務所を設置
昭和54年10月 1 日 昭和54年11月 8 日	規則第74号 規則第81号	熊毛支庁屋久島土木出張所を熊毛支庁土木課の所管とする 工事の監査及び検査に関する事務を統括し，工事監査監及び工事監査員を指揮監督するため総括工事監査監の職を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和55年 4 月 1 日	規則第23号	計画課を都市計画課に、同課の都市建設係を街路係に改称
昭和55年 7 月22日	規則第62号の 2	大島支庁喜界土木出張所を新設
昭和56年 5 月 1 日	規則第29号	検査指導課（技術指導係、積算管理係）を新設 用地課と九州縦貫自動車道事務局を監理課に統合し、監理用地課（総務係、経理係、企画調整係、建設業係、ニュータウン係、収用調整係、用地係、縦貫自動車道係）とする 大島支庁土木課及び建築課を再編成し、土木課の港湾漁港・空港部門を分離して、港湾課とし、他の土木部門と建築課を統合して土木課とする 用地の取得及び補償に関する事務を統括させるため監理用地課に用地監の職を新設
昭和56年 7 月23日	規則第61号	道路建設課の改良及び舗装係を地方道係及び国道係に再編成、同課の管理係を工事事務係に改称 道路維持課の交通安全施設係及び市町村道係を改良施設係に統合 砂防課の管理係を工事事務係に、都市計画課の管理係を調整係に改称 住宅課の計画係及び融資係を計画融資係に改称 鹿児島港湾事務所の業務第一課及び業務第二課を管理課及び業務課に再編成 大島支庁徳之島出張所に空港管理所を設置
昭和58年 7 月20日	規則第67号	監理用地課のニュータウン係を廃止 内之浦工事出張所を廃止 瀬戸内土木出張所及び沖永良部土木出張所に総務課及び工務課を新設
昭和59年 4 月 1 日	規則第30号	建設工事材料試験室廃止
昭和59年10月15日	規則第81号	志布志港湾事務所の廃止 志布志湾港湾事務所の新設 志布志湾港湾事務所志布志港出張所の新設 港湾課に波見港建設係を新設
昭和60年 4 月 1 日	規則第22号	志布志湾港湾事務所の工務課を工務第一課と工務第二課に再編

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
昭和61年 4 月 1 日	規則第26号	港湾課と空港対策室を統合して港湾課とし、同課内に空港対策室を設置 港湾課空港対策室に空港対策監の職を新設 監理用地課の縦貫自動車道係を廃止 河川課の災害事務係を災害係に、災害海岸工事係を防災海岸係に改称 建築課の計画調整係と指導係を計画指導係に統合 大島支庁土木課に工務第三係を新設
昭和62年 4 月 1 日	規則第24号	鹿児島港湾事務所に建設調整課を新設 大島支庁名瀬港管理事務所を廃止
昭和63年 4 月 1 日	規則第22号	大島支庁港湾課総務用地係を総務係に改称
平成元年 4 月 1 日	規則第 8 号	港湾課波見港係を廃止し、鹿児島港整備係を新設 志布志湾港湾事務所の工務第一課と工務第二課を工務課に統合 大島支庁港湾課の港湾係と空港係を港湾空港係に統合 港湾課空港対策監の職を廃止（専任の室長を配置）
平成 2 年 4 月 1 日	規則第 6 号	加世田土木事務所にダム建設課を新設 熊毛支庁土木課の工務第一係、工務第二係及び工務第三係を道路係、河川砂防係、港湾係、空港建設係に再編成 大島支庁土木課及び港湾課を再編成し、土木課の河川・砂防部門を港湾課所管とし、河川港湾課とする また、土木課の工務第一係、工務第二係及び工務第三係を道路建設係、道路維持係に河川港湾課に河川砂防係を新設 志布志湾港湾事務所と同志布志港出張所を統合再編し、本所を志布志とする
平成 3 年 4 月 1 日	規則第14号	吉野公園管理事務所を廃止 検査指導課に技術調整監を新設
平成 4 年 4 月 1 日	規則第26号	監理用地課内に用地対策室を設置し、用地監の職を廃止（専任の室長を配置） 大島支庁瀬戸内土木出張所の工務課を工務第一課と工務第二課に再編 土木部に鹿児島港整備審議監の職を新設 道路建設課に高速道対策監の職を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成 5 年 4 月 1 日	規則第14号	鹿児島土木事務所ほか 7 事務所に係長制を導入 川内土木事務所甕島土木出張所を改組し、甕島土木事務所を新設 各土木事務所の工務第一課、工務第二課及び工務第三課をそれぞれ 道路建設課、河川港湾課もしくは河川砂防課、道路維持課に課名改称
平成 6 年 4 月 1 日	規則第 7 号	鹿児島土木事務所に河川災害対策課を、熊毛支庁土木課に空港建設 室をそれぞれ配置し、13事務所等に係長制を導入、また、屋久島 土木出張所を屋久島事務所に改めた
平成 7 年 4 月 1 日	規則第23号	河川課に参事（都市河川対策担当）、都市計画課に技術主幹（橋り ょう整備担当）の職を新設
平成 8 年 4 月 1 日	規則第31号	道路建設課内に高速道路対策室を設置、都市計画課に下水道対策監 の職を新設、監理用地課に土木行政総合システム主幹の職を新設
平成 9 年 4 月 1 日	規則第28号	土木部に建築技監の職を新設、建築課内に設備室、特定施設整備係 を設置、加治木土木事務所に管理課を新設
平成11年 4 月 1 日	規則第37号	都市計画課内に下水道対策室を設置し、下水道対策監の職を廃止 鹿児島港整備審議監の職を廃止し、港湾対策審議監の職を新設 港湾課に港湾対策監の職を新設し、港湾対策班を設置 鹿児島土木事務所の河川災害対策課を廃止し、河川港湾課内に河川 砂防第三係を新設
平成12年 4 月 1 日	規則第101号	検査指導課の技術管理課への改称（技術指導係の企画指導係への改称） 都市計画課・技術主幹（橋りょう整備担当）の職を廃止 鹿児島土木事務所の河川港湾課河川砂防第三係を廃止 鹿児島土木事務所にダム建設課及びダム建設係を新設 大島支庁河川港湾課にダム建設係を新設 大島支庁の各出張所を再編し、瀬戸内事務所、徳之島事務所、沖永 良部事務所を設置（3 土木出張所は各事務所の土木課となる）
平成13年 4 月 1 日	規則第36号	都市計画課の都市公園係を公園緑地係に改称 指宿土木事務所、大口土木事務所、出土木事務所及び熊毛支庁土 木課に管理係を新設

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成14年 4 月 1 日	規則第27号	熊毛支庁土木課空港建設室の空港用地係を廃止
		建築課の特定施設整備係を廃止
		加世田土木事務所のダム建設課を廃止
		大島支庁河川港湾課に用地管理係を新設
平成15年 4 月 1 日	規則第34号	砂防課に土砂災害防止推進班を設置
平成16年 4 月 1 日	規則第46号	宮之城土木事務所を川内土木事務所に、大根占土木事務所を鹿屋土木事務所に再編統合し、それぞれに管理課、技術調整課を新設
		鹿児島土木事務所の総務係を総務係、工事事務係に、加世田土木事務所、大隅土木事務所の総務係、管理係を総務係、工事事務係、管理係にそれぞれ改編
平成16年 4 月 1 日	告示第738号	鹿児島港湾事務所の総務課、建設調整課を総務調整課に改編
		運転技師、機械操作技師及び道路整備員の駐在機関として川内土木事務所宮之城町駐在機関、鹿屋土木事務所大根占町駐在機関を設置
平成17年 3 月 22 日	告示第404号	市町村の廃置分合に伴い川内土木事務所宮之城町駐在機関を川内土木事務所さつま町駐在機関に、鹿屋土木事務所大根占町駐在機関を鹿屋土木事務所錦江町駐在機関に改称
平成17年 4 月 1 日	規則第82号	監理用地課に公共事業調整監の職を新設し、公共事業調整班を設置
		都市計画課下水道対策室を都市計画課生活排水対策室に改編
		鹿児島土木事務所に技術調整課を新設し、道路維持係を道路維持第一係、道路維持第二係に、指宿土木事務所の道路建設課、道路維持課を道路課に、伊集院土木事務所の河川砂防第一係、河川砂防第二係を河川砂防係にそれぞれ改編
		市町村の廃置分合に伴い甕島土木事務所を川内土木事務所甕島土木出張所に改編
平成18年 3 月 31 日	告示第600号	事務職員の駐在機関として土木部監理用地課用地対策室曾於市駐在機関を鹿児島県土地開発公社大隅事務所内に設置

年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成18年 4 月 1 日	規則第75号	監理用地課に入札契約指導班を設置 港湾課空港対策室を廃止し、港湾課を港湾空港課に改名、空港係を設置 建築課と設備室及び住宅課を統合再編し、それぞれ建築課、営繕室、住宅政策室に再編、設備対策監の職を新設 指宿土木事務所の河川砂防係、港湾漁港係を河川港湾係に、伊集院土木事務所の用地第一係、用地第二係を用地係に、道路建設第一係、道路建設第二係を道路建設係に、大口土木事務所の道路建設係、道路維持係を道路係に大隅土木事務所の用地第一係、用地第二係を用地係に、甕島土木出張所の工務第一課道路河川係、港湾漁港係を工務第一課工務係に、それぞれ改編 熊毛支庁土木課空港建設室を廃止し、熊毛支庁土木課空港係を設置 大島支庁河川港湾課のダム建設係を廃止
平成19年 3 月 30 日	告示第601号	事務職員の駐在機関として土木部監理用地課用地対策室薩摩川内市駐在機関を鹿児島県土地開発公社北薩事務所に設置
平成19年 3 月 30 日	告示第602号	技術職員の駐在機関として北薩地域振興局建設部甕島支所薩摩川内市下甕駐在機関を薩摩川内市下甕支所内に設置
平成19年 4 月 1 日	規則第43号	総合事務所化に伴い11土木事務所、1 土木出張所、2 港湾事務所を5 地域振興局建設部、9 建設部支所に再編 北部豪雨災害に係る河川激甚災害対策特別緊急事業への対応として河川課に参事（激特事業担当）を配置し、北薩地域振興局建設部出水支所に河川災害対策係を設置
平成20年 4 月 1 日		港湾空港課港湾対策班を廃止 都市計画課内に都市緑化フェア開催準備班を設置
平成21年 4 月 1 日	規則第15号	土木部に都市緑化フェア総括監の職を新設、都市計画課内の都市緑化フェア開催準備班を廃止し、都市緑化フェア推進室を設置 監理用地課の監理課への改称 鹿児島地域振興局鹿児島港支所の建設係、維持係を港湾係に改編

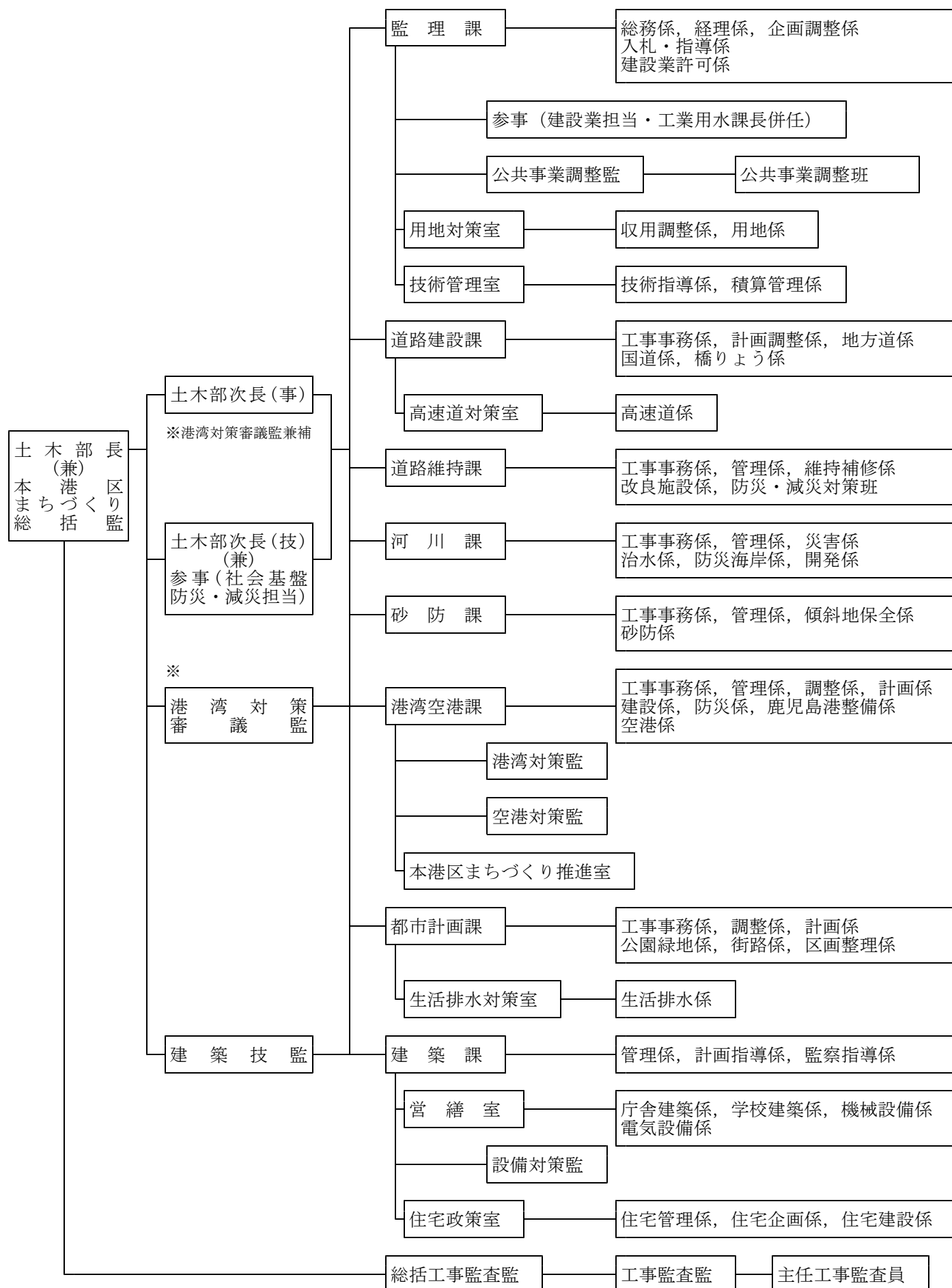
年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成22年 3 月 30 日	告示第395号	北薩地域振興局建設部甕島支所薩摩川内市下甕駐在機関を廃止
	告示第396号	大隅地域振興局建設部肝付町駐在機関を大隅地域振興局建設部土木建築課肝付町道路保守駐在に改称
	告示第397号	北薩地域振興局建設部さつま町駐在機関を北薩地域振興局建設部土木建築課さつま町道路保守駐在に、大隅地域振興局建設部錦江町駐在機関を大隅地域振興局建設部土木建築課錦江町道路保守駐在に改称
	告示第398号	技術職員、運転技師及び道路整備員の駐在機関として鹿児島地域振興局建設部土木建築課日置市駐在機関、南薩地域振興局建設部土木建築課指宿市駐在機関、大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在機関を設置
	告示第399号	事務・技術職員、運転技師及び道路整備員の駐在機関として北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関、始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関を設置
	告示第400号	運転技師及び道路整備員の駐在機関として始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課湧水町道路保守駐在を設置
	告示第401号	事務・技術職員及び運転技師の駐在機関として大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関を設置
平成22年 4 月 1 日	規則第28号	技術管理課を技術管理室として監理課内に設置 監理課入札・契約指導班を入札・契約係に、建設業係を建設業許可係と建設業指導係に、それぞれ改編 地域振興局・支庁の最終体制の確立に伴い、5 地域振興局建設部、9 建設部支所を 5 地域振興局建設部、1 建設部支所に再編
平成23年 1 月 18 日	告示第59号	都市緑化フェア推進室吉野公園駐在機関を設置 都市緑化フェア推進室鹿児島ふれあいスポーツランド駐在機関を設置

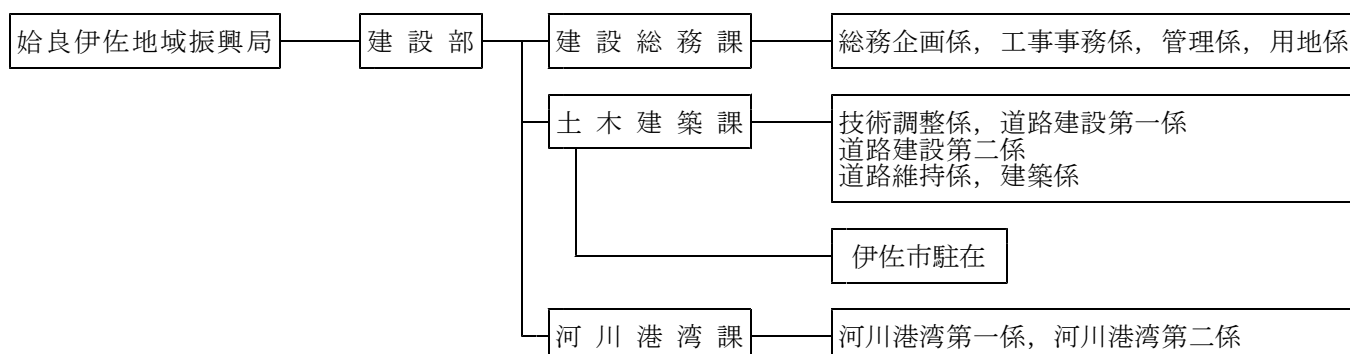
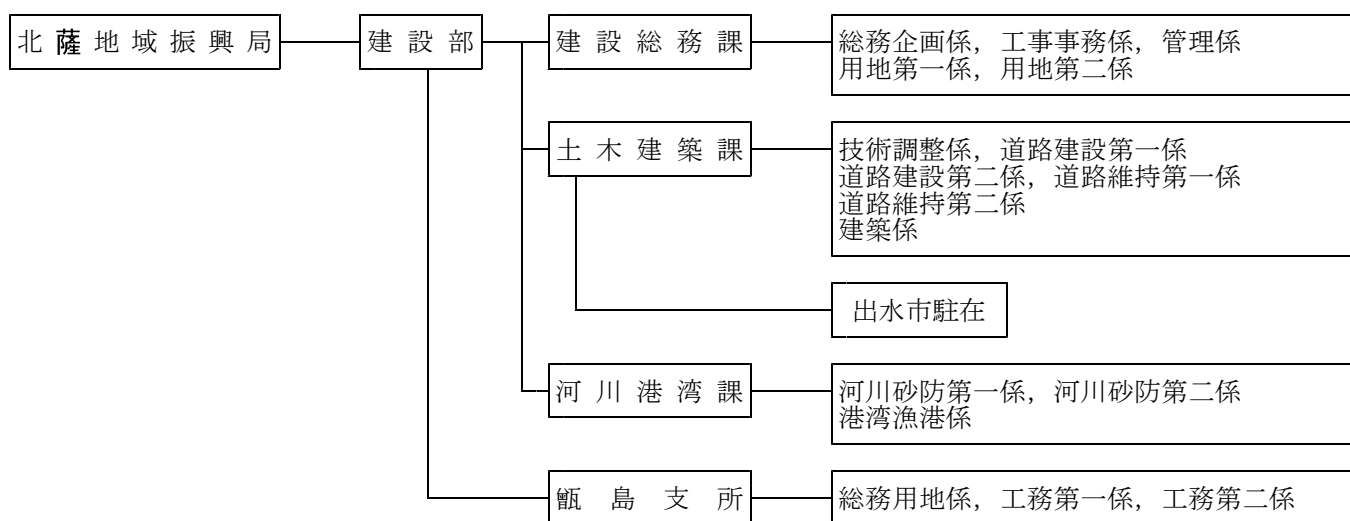
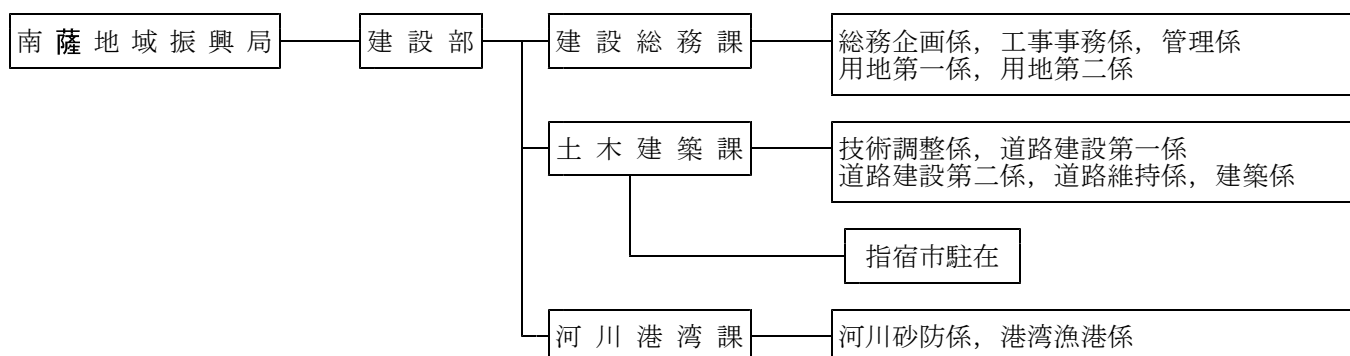
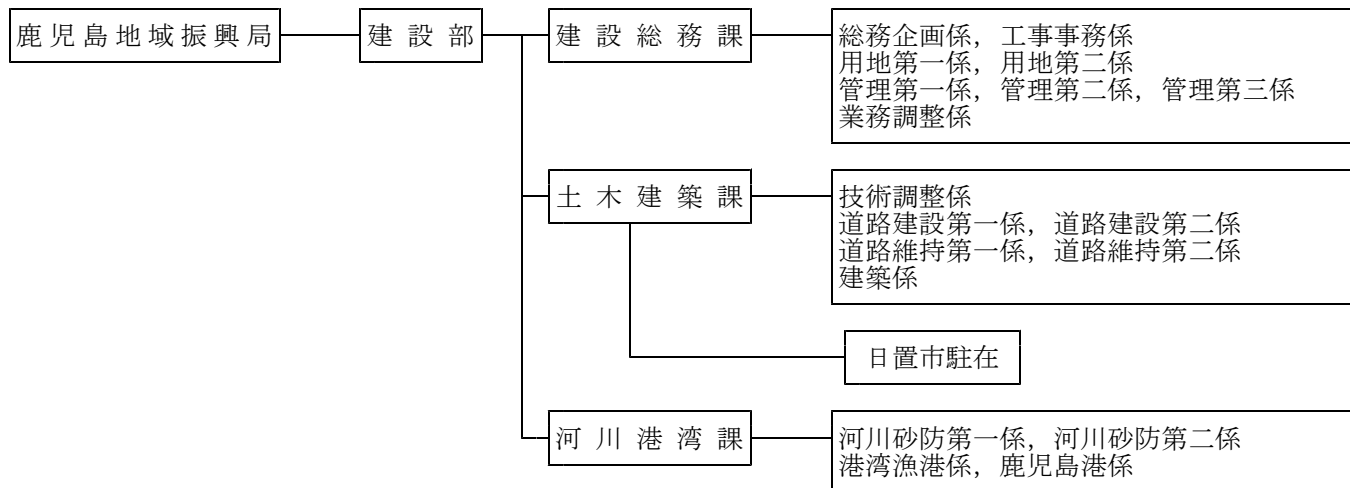
年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成23年 3 月 29 日	告示第370号	大隅地域振興局建設部土木建築課肝付町道路保守駐在を廃止
	告示第371号	監理課用地対策室曾於市駐在機関を廃止
	告示第372号	監理課用地対策室薩摩川内市駐在機関を廃止
	告示第373号	大島支庁建設部建設課奄美市道路保守駐在を設置
平成23年 5 月 31 日	告示第596号	都市緑化フェア推進室吉野公園駐在機関を廃止
		都市緑化フェア推進室鹿児島ふれあいスポーツランド駐在機関を廃止
平成24年 4 月 1 日	規則第29号	土木部に土木監の職を新設
		大島支庁建設部建設課に河川砂防災害対策係を設置
		河川課の参事（激特事業担当）の職を廃止
	告示第467号	大島支庁瀬戸内事務所瀬戸内町道路保守駐在を設置
平成25年 3 月 29 日	規則第27号	鹿児島地域振興局建設部河川港湾課のダム建設係を廃止
平成28年 4 月 1 日		監理課に課長補佐（建設業担当）の職を単独配置（建設業指導係長との兼補解除）
		監理課入札・契約係及び建設業指導係を、入札・指導係に統合
	告示第376号	北薩地域振興局建設部土木建築課さつま町道路保守駐在を廃止
	告示第376号	大隅地域振興局建設部土木建築課錦江町道路保守駐在を廃止
平成29年 4 月 1 日		監理課課長補佐（建設業担当）の職を廃止し、参事（建設業担当）の職を配置
		港湾空港課に参事（本港区調整担当）の職を配置
平成30年 4 月 1 日	規則第18号	大島支庁建設部建設課の河川港湾係を河川港湾第一係に改称
		大島支庁建設部建設課の河川砂防災害対策係を廃止し、河川港湾第二係を設置
平成31年 4 月 1 日	規則第26号	土木監の職を廃止
		土木部に本港区まちづくり総括監の職を新設
		土木部に参事（社会基盤防災・減災担当）の職を配置
		土木部に参事（本港区まちづくり担当）の職を配置
		港湾空港課の参事（本港区調整担当）の職を廃止

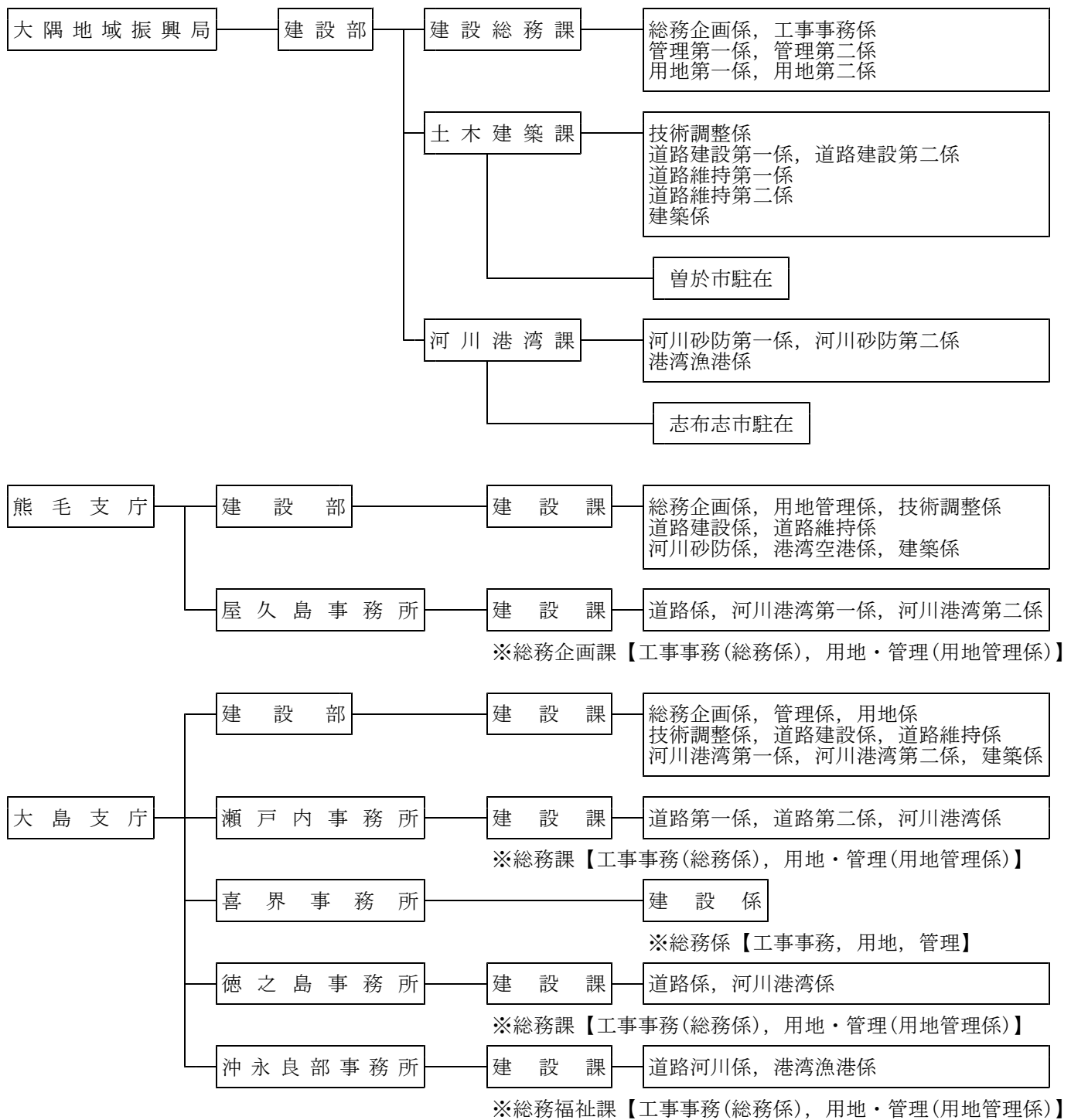
年 月 日	設置廃止の根拠	主要な機構上の改革
平成31年 4 月 1 日	規則第26号	砂防課の土砂災害防止推進班を廃止し，管理係を設置 港湾空港課内に本港区まちづくり推進室を設置
令和 2 年 3 月 31 日	告示第392号	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課湧水町道路保守駐在を廃止
	告示第393号	大島支庁瀬戸内事務所瀬戸内町道路保守駐在を廃止
令和 2 年 4 月 1 日	規則第27号	港湾空港課に空港対策監の職を新設
令和 3 年 4 月 1 日		土木部の参事（本港区まちづくり担当）の職を廃止
令和 4 年 4 月 1 日		本港区まちづくり総括監を土木部長が兼補 道路維持課に防災・減災対策班を設置

(2) 機構図 (令和4年4月1日現在)

土木部の機構は、本庁に8課7室、5地域振興局に建設部があり、建設部支所が1支所ある。
また、熊毛、大島の各支庁に建設部、屋久島、瀬戸内、徳之島、沖永良部の各事務所に建設課、喜界事務所に建設係がある。(各事務所の総務課(屋久島は総務企画課、喜界は総務係、沖永良部は総務福祉課)に土木部の工事事務、用地、管理を担当する職員を配置)







土木部関係機関

- ・ 鹿児島県住宅供給公社
住宅を必要としている勤労者の資金とその他の資金を活用し、居住環境の良好な集団住宅や宅地を供給している。
- ・ 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
住宅・建築に関する知識の普及、建築関係技術者に対する情報の提供及び県営住宅等の入居手続きや維持管理を行っている。
- ・ 鹿児島県道路公社
指宿有料道路等の経営、管理を行っている。
- ・ 公益財団法人鹿児島県建設技術センター
建設事業に対する技術及び事務の研修、広報、設計積算・施工管理の受託、材料試験等を行っている。

